

## 建設委員会会議録

### 1 開会年月日

令和6年2月27日（火）

### 2 開会場

第一委員会室

### 3 出席委員（8名）

委員長 名 取 顕 一

副委員長 小 林 れい子

理 事 ほかり 吉 紀

理 事 依 田 翼

理 事 豪 一

理 事 宮 本 伸 一

理 事 品 田 ひでこ

理 事 西 村 修

### 4 欠席委員

な し

### 5 委員外議員

議 長 白 石 英 行

副議長 田 中 香 澄

### 6 出席説明員

成 澤 廣 修 区 長

佐 藤 正 子 副区長

加 藤 裕 一 教育長

大 川 秀 樹 企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事

竹 田 弘 一 総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事

澤 井 英 樹 都市計画部長

吉 田 雄 大 土木部長

木 幡 光 伸 資源環境部長

横 山 尚 人 企画課長

猪岡君彦	政策研究担当課長
進憲司	財政課長
日比谷光輝	広報課長
武藤充輝	総務課長
野苺家貴之	スポーツ振興課長
佐久間康一	都市計画課長
前田直哉	地域整備課長
吉本眞二	住環境課長
川西宏幸	建築指導課長
福澤正人	管理課長
村岡健市	道路課長
村田博章	みどり公園課長
橋本万多良	環境政策課長
有坂和彦	リサイクル清掃課長
岩田雅治	文京清掃事務所長
宇民清	教育総務課長兼真砂中央図書館長

## 7 事務局職員

事務局長	小野光幸
議事調査主査	杉山大樹
主任	糸日谷友

## 8 本日の付議事件

### (1) 付託議案審査

- 1) 議案第66号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第67号 文京区立公園条例の一部を改正する条例

### (2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第26号 建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の路面印刷費用の全額補助に関する請願
- 2) 請願受理第36号 文京区のまちづくりの定義を明確にし、災害に強いまちづくりにも資するような「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願

- 3) 請願受理第37号 携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願
- (3) 理事者報告
  - 1) 文京区都市マスタープランの見直し（素案）について
  - 2) 耐震化促進事業の拡充について
  - 3) 春日自転車駐車場及び本駒込A自転車駐車場の一部変更について
  - 4) 竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について
- (4) 一般質問
- (5) その他

---

午前 9時58分 開会

○名取委員長 時間前ではございますが、全員おそろいですので、建設委員会を開会いたしましたと思います。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をお願いしております。

なお、本日は、文教委員会と並行開催のため、教育長、企画課長、総務課長は文教委員会に出席し、文教委員会終了後に本委員会に出席となります。

また、報告事項4では、関連する理事者として、野苺家スポーツ振興課長、宇民真砂中央図書館長に御出席をいただいております。

---

○名取委員長 続きまして、理事会についてです。

理事会についてですが、必要に応じ協議し、開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○名取委員長 続きまして、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査2件、付託請願審査3件、うち、11月定例議会からの継続分が1件、理事者報告4件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。なお、付託議案審査に関連する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受けることといたします。一般質問、そして、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和6年5月の閉

会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁等簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願い申し上げます。

なお、議員・理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

---

○名取委員長 それでは、議案審査2件に入らせていただきます。

議案第66号、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例です。

報告事項3、春日自転車駐車場及び本駒込A自転車駐車場の一部変更についてがこの議案に関連するため、先にその報告を受けることとし、報告を受けた後、議案第66号の提案説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項3、春日自転車駐車場及び本駒込A自転車駐車場の一部変更についての御説明をお願いいたします。

福澤管理課長。

○福澤管理課長 おはようございます。春日自転車駐車場及び本駒込A自転車駐車場の一部変更について御報告申し上げます。資料第4号を御覧いただければと思います。

まず、概要ですが、一つ目が、一時利用制の春日自転車駐車場の一部を変更して、定期利用制を新設するものでございます。

二つ目は、定期利用制の本駒込A自転車駐車場の一部を変更し、一時利用制を新たに設けるものでございます。

新設する自転車駐車場の概要でございますが、表にあるとおり、春日自転車駐車場について、定期利用制を96台新たに設けるものでございます。

本駒込A自転車駐車場については、一時利用制を16台新たに設けるものでございます。

使用料については表のとおりでございます。今までと同額で予定してございます。

今後のスケジュールでございますけれども、今年5月に駐車設備の設置を行いまして、6月1日から運用開始を予定してございます。

2ページについては、平面図となっておりますので、御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○名取委員長 提案理由の説明をお願いします。

吉田土木部長。

○吉田土木部長 ただいま議題とされました議案第66号、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集のデータ、27ページを御覧ください。本案は、本駒込A自転車駐車場に一時利用制自転車駐車場を、春日自転車駐車場に定期利用制自転車駐車場を新設するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により御提案するものです。

改正内容は、条例第3条の別表第1の1の部に本駒込A自転車駐車場を、別表第1の2の部、飯田橋臨時自転車駐車場の項の次に春日自転車駐車場を加えるものでございます。

施行期日は、令和6年6月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

品田委員。

○品田委員 おはようございます。よろしくをお願いします。

議案ですので、もう少し詳しく説明したほうがいいんじゃないか。自転車駐輪場の使い方も、この数年、いろいろコロナも経て、オンラインでおうちでお仕事をされる方もいらして、毎日出勤しない方も出たりとか、また、年度が変わると学生さんたちが違う駅、自分の地元の駅じゃない駅を交通機関によっては利用するのでとか、いろいろ変化があると思うんですけど、この数年の間で、この春日自転車駐車場と本駒込A自転車駐車場の、どうしてこういう一時利用や定期利用にしていった、その変化はどういう背景があったのかということは、やっぱりちゃんと説明すべきだというふうに思いますので、その辺、お願いします。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 まず、春日自転車駐車場についてですが、現在は一時利用制のみでやっているんですけども、定期的に御利用される方もいらっしゃるだろうということで、この春日自転車駐車場については、駐輪設備のほうが老朽化してきているということで、6月の建設委員会のほうで御報告はいたしました。その設備を来年度更新するという予定になってございます。その設備を改修するに当たりまして、現在、定期で利用できない定期的に利用される方用のスペースを設けたいというふうに考えてございまして、一部を定期利用にするというふうに変えるものでございます。

また、本駒込A自転車駐車場については、今、100台、定期利用で運営をしているところ

でございますが、定期利用される方、100名、御登録いただいているんですけども、毎日使う方でない方もいらっしゃるって、駐車場が結構空きが目立つものとなってございまして、そういったところを近隣の方と見ていて、空いているのに、一時利用させてほしいというような声もありましたので、100台中一部を、一時利用制16台を新たに設けるというふうに決めたものでございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 そうすると、今の御説明によって、この二つの駅を自転車を使って利用されている方のニーズはしっかりとつかめて御不満なく、結構、仕事で使う駅と、またちょっとお買物とか、何というんですか、日頃のいろいろ駅によって、飲食を伴う、ちょっと食べに行くときに使うとか、いろいろ利用の仕方があると思うんですけども、特に春日駅の場合はそんなに、定期も今は高くなってきたので、その辺は、定期利用だと1か月2,000円ということですけども、それについてはいろいろ、私は近隣区並みにしたほうがいいというのはずっと言っているんですけども、それは今ここで議論することではないので、そんなに利用、一時利用のみだったのが、結構そういうことでニーズがあるというふうに考えてよろしいんですか。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 現在、長時間、あるいは定期的にお使いになる方には、この春日自転車駐車場のほうについてはプリペイドカードを発行している。この春日と後楽園の2か所だけ、プリペイドカードを発行して御利用いただいているというところでございます。そのプリペイドカードの利用も一定程度ありますので、ある程度、定期的に使っている方がいらっしゃるというふうに私どもは捉えてございまして、また、一時利用の稼働率も100%にはいかない状態、大体50%前後の稼働率でありましたので、定期利用を設けて一時利用を減らしても問題はないだろうという判断の下、見直しを行って、定期利用を96台設けるというふうに考えたところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかには。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今の説明で、これまでの経緯、またニーズも把握されているということで、よく分かりました。

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、本駒込Aのほうで定期利用が100%

の利用率だけれども、一時利用をつくってほしいというお声もあって、今回、16台新たに設置するということなんですけれども、これは定期を使っている方にとっては大丈夫ですか。その辺を確認しておきたいと思います。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 今、定期100台で運用しているところで、その100人の方に、一応、アンケートのほうをとりました。アンケートをとった中で、一時利用を設けてほしいという声があり、導入するのにどうのお考えですかというようなアンケートを行ったんですけれども、大体20%ぐらいの方が一時利用でいいというような回答をいただいたということで、20%ではなく、大体16台ですから16%ぐらいであれば、今、定期で使っている方についても影響はほぼないだろうというようなことで、16台一時利用に切り替えるという判断をしたものでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。今回のようにニーズを捉えて対応していくということは大変に重要だと思います。

また、私ども公明党にいただいているお声では、まだこうした地下鉄の駅周辺で設置がない駅もあるということで、設置してほしいというお声もございます。そうしたニーズを捉えて、新たな設置もしていただきたいと思いますと思いますが、その辺をどのようにお考えか確認したいと思います。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 放置自転車は年々数としては減ってきてございますが、やはりまだまだ放置自転車のほうが通行の妨げになっていたりするような状況でございますので、私どもとしても駐車場の整備というのはこれからも進めていかなければいけないというふうに思っています。ただ、なかなか設置する場所がいいところがございますので、そういった場所があれば、区有地以外にも都有地、国有地であれば、国や都にお話をしたりというようなことは今までもしてきているようなところでございます。これからも駐車場整備に向けて進めていきたいというふうに思っております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。例えば、千駄木駅の周辺にも、これまでも設置してほしいというお声があったということで、ミスタードーナツの前にどうかと。都の管理下の土地があるということで、協議が必要であるという、そうした検討状況であるというふうにお伺

いしておりますが、この点については何か進捗がもしございましたらお伺いしたいと思えます。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 千駄木のあそこの交差点のところにつきましては、確かにスペースがややありますけれども、交差点なものですから、以前、都のほうとお話をさせていただいたときには、やはり見通しの問題で通行に支障が出るといけないのでというようなこととお話をいただいていたところですが、改めてまた東京都ともお話をさせていただいて、駐輪場の整備ができないかどうかというところは確認させていただきたいと考えてございます。

○名取委員長 吉田土木部長。

○吉田土木部長 今、管理課長のほうが御説明申し上げたとおりでございますけれども、私どものほうも、自転車対策につきましては、東京都、第六建設事務所のほうとは定期的にいつもお話し合いをさせていただいて情報共有もしているところでございますので、今、挙げたところのみならず、様々な角度からそういったことについては鋭意協議、それから、お互いに情報交換しているというところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

品田委員。

○品田委員 運用が6月からですよ。切替えが4月というか年度で申込みというか、これから申込みになるのか。そうすると、どういう感じに、利用者が混乱しないように、どういう対策をとられるのかだけ教えてください。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 今まで定期利用で申込みをしていた本駒込A自転車駐車場については、もう既にほかの定期の駐車場と同時に、84台の枠で一次募集、一斉募集をしております。春日自転車駐車場については、これはまだ、定期は新たに新設するので、この議決を経てから募集をするという予定でございますので、議決後にこの春日だけについては新たに募集を始めるところでございます。

○名取委員長 ほかに。よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 まず、春日自転車駐車場についてなんですけれども、先ほど一時利用の利用者が5割程度ということで、今回、約4割を定期利用に変更するということなんですけれども、先ほどの御答弁の中で、プリペイドカード利用者がいるからということだったんですけ



れども、定期利用になって残り4割の稼働というか、利用が見込まれるのかどうかということと、私どもの会派ではかねてから主張させていただいていますけれども、定期利用の月の2,000円については、受益者負担の適正化を実施した2013年以前の値段は年間登録料2,000円だったわけで、12倍の値上げです。千代田区は年間登録料3,000円、墨田区は年間4,000円を維持していますけれども、そのほか月額利用料になっている区でも、駐輪場の立地や設備によって料金を変えたりしております。今回、利用率が悪いところに定期利用を入れて利用率を上げようというならば、料金の値下げも検討してはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 稼働率については、もう少し利用が上がるように、この定期の利用も含めて、一時利用のほうも御利用いただけるように周知に努めてまいりたいと思います。

それから、料金のほうについては、こちらの月額2,000円というのは定期の駐車場全て同一で行ってございますけれども、これにはこの駐車場に係る維持管理に係る経費を御利用者に負担いただくという区の統一的な考えに基づいて算出した金額でございます。

それから、近隣区も、今、副委員長がおっしゃったように、場所によって変えているところは結構あるんですけれども、こここのところの料金を見ると、確かに安いところもあるんですけれども、結構、近い金額の月額になってきてございますので、そういった近隣区なんかの状況も踏まえて設定しているものでございますので、金額の変更というのは現在のところ考えてございません。

○名取委員長 吉田土木部長。

○吉田土木部長 副委員長のほうから、今、お話があったとおり、ある会派のほうからは毎回、昨年までは議員提案のほうをいただいているところで、その都度、この委員会、あるいは予算審査特別委員会等で議論が深まって、もうほぼ議論も出尽くしたというふうな感じを私個人は持っているのですが、そういった副委員長のほうがおっしゃるような考えもあるかと思っておりますけれども、ほかの会派のほうからは、まずは私どもの制度としては、高齢者の方ですとか、障害者手帳をお持ちの方ですとか、学生さん、そういった方には減免制度がございます。使用料・手数料のほうの隣接区との違いもございます。さらに言えば、そういったところから見て、一応、念のために定期利用だけとっておこうというような方がいらっしゃると、真に困っている方が定期利用のほうをできないというようなこともございます。そういったようなことを総合的に考えたときに、こういった様々な経緯を経て今の料

金になっておりますけれども、それは妥当ではないかというような議論が再三再四行われてきているというような認識でございますので、概要については、今、課長が申し上げたとおりでございますけど、そういった考えでこれからも自転車駐輪場については運用していきたいというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かったんですけども、取りあえず、ここが稼働して、利用率なども見ながら、また継続して検討はしていただきたいなど。そういう要望の声はお届けしたいなと思っております。

そして、本駒込A自転車駐輪場なんですけれども、見てきたんですけども、ここなんですけど、案外スペースが狭くて、100台入るように思えなかったんですけども、ここは周辺に歩道橋の下とかもあって100台入るといふことでよろしいのかということと、この一時利用のラックを設置したら、残りのスペースに84台うまく皆さんがやってくれるのかどうかという確認と、なぜこの場所になったのかということを知りたいのがまず一点。

あと、この自転車駐輪場は、写真のようにこういう大きな木が二つあるんですけども、これは駒本小学校の記念樹というふうに聞いたことがあるんですけども、自転車駐輪場として土地を活用してもらいつつということであるんだしたら、あの木もきちんと保護すべきだと思うんですけども、何か対策とかはされているのかを確認したいと思います。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 副委員長がおっしゃるように、100台については、この駒本小学校側と、それから道路側のほうにも駐輪スペースがございまして、それを全部合わせて、今、100台ということで定期利用を運営させていただいているところでございます。

今度、一時利用を始めるに当たっては、今、全部道路に平置きの状態なんですけれども、一時利用についてはラックを設けて、それから料金を支払う設備も整えなければいけないということで、なるべくレイアウトを考えたときに、とめやすいようなレイアウトということでこの位置にさせていただいたものでございます。

それから、木についても、このレイアウトを変更するに当たりまして、駒本小学校のほうにも連絡させていただいて、このようにレイアウトを変えさせていただくということで、木については影響ないように運営していくというようなことで御了解を得ているものでございます。

○名取委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第66号、賛成です。定期利用を一時利用に柔軟に対応して、区民のニーズをアンケートをとってしっかりと見極めて対応して変化したことなんかは評価できると思いますし、私が子どもの頃なんていうのは、通勤・通学で使うような歩道の路駐がすごく多かったんですよ。それから比べれば、もう30年、40年たっていますけれど、大分文京区はきれいになってきた。課題はまだところどころ自転車の駐輪場がないような駅なんか、先ほども委員から課題を指摘されたようにありますけれども、今後はまちづくりというところで都市計画部なんかと連携して、しっかりと開発の際には駐輪場を置けるような、例えば後楽みみたいな地区は、今後、飯田橋に向かう方たちが駐輪するスペースなんていうのも、先を見据えて計画していただきたいと思います。

値段に関しても、私も調べたんですけども、千代田区なんかはもう少し高いですし、豊島区もうちょっと時間で計算すると高い。今、平日が20日あるとして考えると、1日100円という料金が、すなわち定期利用でも2,000円ということで妥当なのかと思います。

ということで、今後は駐輪場が不足しているところの課題に向けて、なお一層頑張りたいと思います。

以上です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 議案第66号、賛成をいたします。駐輪場の整備というのは、そのものは一種の手段であって、歩行者が安全に歩行できる空間をちゃんと整備するということが第一の目的なので、その辺を見誤ってしまうと何か自転車のことばかりになってしまうので、その辺はさっき副委員長がおっしゃったように、その道を通る人の安全をまずは第一に考えていただき、そして自転車の利用者が気持ちよく地下鉄等、交通手段で、その駅に行ったときに安心して安全に、できれば安くとめられるというようなことを整備するという、その目的をぜひ忘れないでいただきたい。

それから、最初に申し上げましたが、議案ですので、もう少しここに至る経緯をちゃんと説明をするなり資料に書くなりしていただかないと、質問すれば答えるというのはちょっと議案の審議としてあんまり、もう少し簡潔にやったほうがいいと思うので、準備をしておいてください。お願いします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回の新設につきましては、様々な変化、ニーズに対応して設置するものという

ことで理解できました。また、使用料も同額ということでございます。公明党は議案第66号に賛成いたします。引き続き、ニーズがあるけれども、まだ設置されていない駅周辺での設置を要望したいと思います。

以上です。

○名取委員長 永久の会さん。

○西村委員 52年間、この町を見てまいりまして、何台、何十台どころか、もう何百台規模で、大塚近辺、青柳七中近辺で物すごくひどかったところがあったんです。御陵の目の前からですから、本当に御陵の一番端っこのところから護国寺の駅の天風会館までびっちり何百台というのが私が幼稚園、小学校のときの光景でありましたけど、今は見事に全くありません。1台もなし。ゼロ。新大塚も幾つもありました。たまりかねたビルを所有の某時計店が、その中の雑居店が撤退をしたところを自費で私営の室内自転車置場をつくったり、いろいろ工夫をしたりして、きちんと2,000円ぐらいお金は取られていましたけど、そういうふうに工夫をして、新大塚近辺も置くところは合計30台いかないと思うんですけども、もうそちらのほうも放置自転車ゼロ問題です。大変大塚の住民、非常に区の対応に心から本当に感謝と敬意と対応力のすばらしさに感謝をいたしております、永久の会、こちら賛成いたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 今回、一時利用しかないところに定期利用、それから定期利用しかないところに一時利用をつくるということですけども、いずれも需要動向を踏まえての変更ということを確認できましたので、文京区議会都民ファーストの会は、議案第66号、賛成いたします。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 文京根っこの会、議案第66号、賛成いたします。利用料なんですけど、定期利用に関しては月額2,000円、妥当だと思うんですけども、定期が2,000円は妥当だと思うんですけど、一時利用はもうちょっと高くてもいいんじゃないかと個人的には思っています、あと、とめるスペースが、今、置いてあるラックだと、例えば3台分あっても、文京区ってほとんど子乗せ自転車に乗っている方で、うちもそうなんですけど、下に置くのと上に持ち上げるのがありますよね、がちやっと。あれが3台並んでいると、結局、2台しか置けなくなっていて、特に女性だと、子どもを降ろして、上に上げる場所しか空いていないと諦めちゃう人がいて、家族で出かけると、とめてくれと、私、妻に言われるんですけど、なので、もうちょっと広めにスペースをとって高くとるとか、そういう工夫もあると、狭くてもいいところでとめたい人はとめますし、しかも今、ラクーアの駐輪場がゲートが壊れていてただ

になっていますよね、実質。皆さん、そっちを使っているの、区で設置するラックは、ほとんど区民の方は電動の子乗せに乗っている方が多いので、それ用にちょっと広くして高くするみたいな工夫もあっていいんじゃないかなと思います。議案自体には賛成いたします。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 議案第66号に関しまして、日本共産党は賛成であります。ただし、自転車駐車場の定期利用の料金については値下げを希望しておりますので、要望として付け加えさせていただきます。

○名取委員長 それでは、議案第66号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決めます。

それでは、続きまして、議案第67号、文京区立公園条例の一部を改正する条例です。

提案理由の説明をお願いいたします。

吉田土木部長。

○吉田土木部長 ただいま議題とされました議案第67号、文京区立公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案集のデータ29ページを御覧ください。

本案は、区長が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、規定を整備するため提案するものです。

主な改正内容の一点目は、区立肥後細川庭園の管理主体の変更に伴い、必要となる集会室等の使用承認や使用料等に関する規定の整備でございます。

二点目は、区立後楽公園に設ける巡回診療を行うための施設の設置が終了したことから、関連する規定を整備するものです。

続きまして、資料第1号、新旧対照表を御覧ください。表中でアンダーラインをつけた箇所が今回の改正箇所でございます。第10条の2は後楽公園、第17条以降及び別表については肥後細川庭園に関する規定の整備となっております。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑をどうぞ。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の肥後細川庭園のほうでは、直営になるということで、こうした規定の整備があるということで理解しておりますが、使用料については、引き続き同じということだと理解しております。区民施設なので、これまでどおりだと思っ

すが、区民が使用する場合は減額という、そうした対応をされているというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 現在、指定管理者のほうで徴収しています利用料金、区民の方が利用する場合は半額ということで減免されているところでございます。次年度以降の予定としましても、使用料となった状況でも、同じく区民の方が利用する場合には半額の減免が適用できるということで整理をしております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 質問というより、対照表を見ていて、別表の写真撮影とかロケーションとかに貸出しをされていて、それなりに収入を得ているんですけれども、事前に伺いましたら、結婚式や何かの写真撮影に年間1,293件、ロケーションに25件という結構な件数をしていることは、思った以上に使っているんだなというふうに思って、日本庭園ですから、結婚式の事前の記念写真とかを撮るのに、高い結婚式場のところでやるよりは安く、今、若い人たちはこういうところを利用しているのかなという思いもしたので、せっかく整備してきれいな庭園ですので、ぜひもっとPRしていただいて、撮影、結婚式だけじゃないですけれども、家族写真とか、そういうものを撮ったらどうかなと思っています。私は子どもの頃から、本当にもう小っちゃいときから、ここで私の祖父や何かに連れてこられて写真を。昔の写真を見ると、昔の新江戸川公園で撮ったりした写真が残っていてね、懐かしいなと思うので、家族写真の場合は別にお金を取らなくてもあそこへ行って撮ればいいんでしょうけれども、何か七五三とかそういうときに使ってもいいのかなというふうに思ったりもしたので、もう少しPRしたらどうかなというふうに思いましたので、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 今、委員から御指摘いただきました写真撮影の占用でございますけれども、おっしゃるとおり、数のほう、かなり御利用いただいております、特に公園の占用ということで、土日は一般の利用客の方もいらっしゃるということで、そちらの占用は認めていないところなんですけれども、平日のみの利用となっております、そういったところで一定程度、御利用いただいているところではございますけれども、委員が御指摘のとおり、周辺の観光施設などと連携しまして、さらに利用がなされるように、PRなど努めていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 ほかは。

では、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、一つ目の質問が、今回、第10条の2なんですけれども、後楽公園に設ける巡回診療を行うための施設はカットされるんですけれども、礪川公園に設ける保育施設については今後どのようなようになるのか、お示してください。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 第10条の2の仮設の施設ということで、今回、後楽公園に設置されていたPCR検査場がなくなったということで、その条文の整理ということなんですけれども、礪川公園にあります保育施設に関しまして、一応、所管課から伺っておりますのは、今年度中、運営を行っている。その後、運営が終わった後、荷物の引っ越しですとか建物の解体等を行った後、占用許可、その間、出さなければいけないということで、その間は継続していく予定となっております。その後、具体的にいつから公園となるというあたりは、今後、まだ所管課と協議する段階でございますので、その整理が終わった後に、また必要に応じて条文の改正を行っていく予定でございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。もう一つ、私どもの会派としては、かねてから主張しているとおり、目白台運動公園及び肥後細川庭園の指定管理による公園管理には課題があったと考えております。イベントの実施や集客などについて、予算を抑えた指定管理料の範囲で成果を上げていたというメリットもあるんですけれども、最も大事なのは公園管理が適切に行われることだと考えます。昨今、大塚公園の倒木が続いていることを鑑みても、公園管理、樹木管理は今後しっかりやっていただきたいと思っております。

そして、今回、肥後細川庭園が直営に戻るわけなんですけれども、公園管理という専門の仕事に加えて、イベント実施などたくさんのかさを低い予算で要求し過ぎたことが、今回、指定管理への応募がないという結果につながっているのかもしれない。これは私の感想かもしれないので検証してもらいたいんですけれども、指定管理から直営に戻ることに、2回にわたって指定管理者への応募がなかったからというだけでは、区も説明責任を果たしているとは言えないと考えます。公園管理における指定管理についての検証を急ぎ、報告をお願いしたいと思います。これは要望ということでも構わないんですけれども、何か御答弁があれば。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 指定管理に応募がなかったということにつきましては、これまでも御

説明したとおり、事業者さんのほうでの事業方針に基づく応募がなかったということで認識してございます。区で要求しています業務要求水準、それから指定管理料について、この内容でできるかどうかというところを純粹にお伺いすると、できなくはないということでは伺ってはいるので、今後も同様に民間の力を生かした区民サービスを向上させていくような公園の管理を行っていきたいというふうには考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、議案第67号について、態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 文京根っこの会、議案第67号、賛成いたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 肥後細川庭園が直営に戻るという話は前の委員会でも議論させていただいた次第で、それに伴う規定の整備ということで、それを確認させていただきました。また、後楽公園についても役割を終えたということで、今回の変更、特に異論はございませんので、文京区議会都民ファーストの会は議案第67号に賛成とさせていただきます。

○名取委員長 永久の会さん。

○西村委員 これからも様々な区民のニーズに応じてあげてください。永久の会、賛成いたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回、後楽公園の診療施設の撤去並びに肥後細川庭園が直営になることから条例の改正になることと理解しております。使用料金についても妥当と思います。公明党は、議案第67号に賛成です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 議案第67号、賛成ですが、意見を付しておけば、直営になることで、前回の委員会で議論しましたが、指定管理者が今までやってきたいろいろなイベントとか区民へのサービスとかをやらなくなってしまうということは、区民へのサービスが低下したということになるわけですから、ここはやっぱりしっかりと受け止めて、今年度はこういった形で直営だというふうに思いますけれども、引き続き指定管理者に引き受けていただく努力をしながら、区民へのサービスが一回低下しているところをまた向上して行って、この公園もまた使いやすい施設になることを望みます。

以上です。



○名取委員長 自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第67号、賛成いたします。私、言おうとしたことも、今、各委員がお話しになったこととほぼ一緒ですので、皆様委員の各意見を反映していただきたいと思います。

以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 先ほども申し上げましたとおり、指定管理の検証の報告を急ぎしていただけるようお願いしまして、議案第67号につきまして、日本共産党は賛成いたします。

○名取委員長 それでは、審査結果を御報告いたします。

議案第67号につきましては、賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決しさせていただきます。

---

○名取委員長 それでは、続きまして、付託請願審査3件に入ります。

まず、初めに、令和5年11月定例議会からの継続審査分であります。

請願受理第26号、建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の路面印刷費用の全額補助に関する請願であります。

継続審査の請願文書表データを御覧ください。

- .....
- ・受理年月日及び番号 令和5年11月1日 第26号
  - ・件名 建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の路面印刷費用の全額補助に関する請願
  - ・請願者 . . . . .
  - ・紹介議員 たかはま なおき 金子 てるよし
  - ・請願の要旨 次頁のとおり
  - ・付託委員会 建設委員会
  - ・請願理由

文京区では、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を定め、令和2年7月1日から、文京区内全域の屋外の公共の場所での喫煙を禁止としています。しかし、本条例では、公共の場所を、「国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理する区内の道路、公園、児童遊園、遊び場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）」と定義して

おり、建築基準法42条2項道路（一般的に「私道」と呼ばれる道路）等は条例の対象外です。

そのため、駅に通じる人通りの多い道に接続する私道部分等では、通勤時間帯等を中心に、私道部分でたばこを吸っておられる区民等が恒常的に存在する現実があります。

これらの区民等への対応として、喫煙マナーの向上を謳う路面シート、看板またはプレート等の啓発物による注意喚起を文京区では行っており、掲示への協力を希望する区民等に、環境政策課窓口や各地域活動センターでこれらの啓発物を配布しています。しかし、掲示は私有地内に限定されていて電柱や道路標識等の公共物には掲示できないこと、及び都道や区道にある啓発物と比べて小さく掲示されている箇所が少ないこと等の理由から、啓発効果が薄く、残念ながら効果は限定的なようです。

加えて、掲示者に対する一部の悪質な喫煙者による嫌がらせ（啓発物、若しくは啓発物を掲示する壁等への意図的な破損・汚損、掲示している私有地内への吸い殻の投げ込み等）等が強く懸念されることから、啓発物の掲示を躊躇する区民らも多く、近所や町会内で啓発物の掲示に対する足並みが揃いにくいといった問題点もあります。例えば、本年10月の事例ですが、環境政策課のご指導の下、ステッカー型の啓発物を店頭に掲示してくださった店舗が根津駅前にごさいました。しかし、1週間もしないうちに撤去されました。啓発物に対する破損行為等が残念ながらあったようで、みかねた店員の方がお店の外観等の観点からやむなく撤去されたそうです。また、当該店舗の前の緑色のガードレールには、括りつける形の啓発物が予てより2つありました。しかし、その一方が同時期に破損されたようで、現在は括りつけるための樹脂製のバンドのみが残っている状態となっています。

以上のような問題点や受動喫煙防止策を強化する今般の社会的な流れ（例：東海道・山陽・九州新幹線の喫煙室が来春から全廃される）等を踏まえ、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」の一層の浸透、及び、遵守を促す観点から、より啓発効果が高く、高耐久で破損・汚損にも強く、掲示希望者が特定されにくい、道路面に印刷する方式の啓発表示の一層の区内での普及を図ることを企図して、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

- 1 現在は国又は地方公共団体が所有する道路に対してのみ行われている、路上喫煙等を禁じる啓発文言等の道路面への印刷対象を、建築基準法42条2項道路等にも拡充するように区に、はたらきかけること。ただし、印刷対象となる土地（複数の筆にまたがって印刷する場合は全ての筆）の所有権者の全員が同意する場合に限る。

2 それらの印刷工事を文京区にて行う、もしくは費用全額を文京区が助成するものとし、道路の所有権者が費用負担をすることがないように配慮するよう、区にはたらきかけること（細街路拡幅整備事業の助成金及び奨励金等と同様の扱い）。

○名取委員長 この請願は、路上喫煙等を禁止する啓発文言等の道路面への印刷対象を、建築基準法42条2項道路等にも拡充すること、また、それらの印刷工事を区で行う、もしくは費用を全額助成することについて区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑がございましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、この審査に入る前に調べてきたんですけども、千代田区では平成11年4月に、いわゆるポイ捨て禁止条例をスタートさせて、路上喫煙を努力義務として禁止し、例えば街角に数多くの灰皿を設置したり、駅前などで10万個以上の携帯灰皿の配布をしたり、徹底した清掃や各種PR活動を行ったりするなど、区と住民が一丸となって懸命に取り組んできたけれども、残念ながらほとんど目立った効果はなく、そのために罰則規定を設けるに至ったそうです。そうした区内全域を路上喫煙禁止にして、罰則規定もある千代田区でも、私道や敷地内については頭を悩ませており、区民からのQ&A、千代田区のホームページにあったんですけども、その回答には、注意はできても罰則を科すことはできないため、パトロールを強化したり、苦情の多かったある駐車場内については、管理者に路上喫煙禁止のポスター掲示を依頼して、現場に接する公道に周知するマークを掲示したとあります。

また、万博を控えている大阪市において、現在、路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について検討しており、公開空地等、道路等に隣接する私有地や私道について、管理権原者からの申請があり、市が調査等を行って、必要と認めた場合に路上喫煙禁止の対象とすることができる規定を新設するとのことでした。

つまり、千代田区や大阪市は、所有者や管理者にポスター掲示などを実施するようお願いして、私道等における路上喫煙禁止に尽力しております。今回の請願者については、所有者自らが路面シールの設置を希望されているわけですから、千代田区や大阪市のように区がお願いせずともやってくれるわけで、むしろ願ってもないことと言えるのではないかなというふうに考えます。区がどれだけ本気で路上喫煙をなくしたいかにかかっているかというふうには言わざるを得ないかなと思います。

駅裏の路地などは特に人通りも多いわけで、区外から来られる方もおられます。請願者の方に見れば、私道部分を公共の用に供する場所として提供しているがために、路上喫煙が減らないことに悩んでいるのに、公道と同じように扱ってもらえないわけなので、区の責任でシールを設置して安全管理もすべきだと考えますが、お考えを伺います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 他の自治体の事例においても様々、路上喫煙対策に困っているというところは伺いますが、本区におきましては、私道におきましては、やはり公共の道路とは様々な面から違いがあるというところが根本にございます。その上でできることは、私道に対してもいろいろと行っているわけでございます。そういったところも踏まえながら今後は対応していくんですが、やはり今回の請願に対しましては、前回は御説明したとおり、やはり安全性というところが一番懸念されるというところがございますので、また、私道の路上喫煙につきましては、これまでどおり巡回指導をメインに、やはりこつこつと指導していくというところをベースに置きながら、また、町内の方たちとも協力し合いながら周知活動をする制度もございますので、様々な面から対応していきたいと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ぜひ、安全管理も含めて支援していただけたらいいなというふうに思うんですけども、今回、前回の請願が出された後に、根津の2項道路の近隣の別の方からも、今、区が配っている看板を掲示しているけれども、たばこを吸う人が減らないとのことで、看板をもっと大きなものにしてほしいという声が寄せられました。また、私どもの会派の石沢議員が区の看板をお届けした千駄木五丁目にお住まいの方からも同様の要望がありました。なかなか課題が解決しないという悩ましいところなんですけれども、取りあえず看板を大きくすることは御検討いただけますでしょうか、伺います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 そのあたりは、今後、様々な面から検討したいと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自民党さん。

○豪一委員 自由民主党は、請願第26号ですね、まず1項なんですけれども、これは確かに請願者の気持ちは分かるんですよ。多分、喫煙によって悩まされているということで、私も議員としてしっかりと応援したいとは思いますが、ちょっと道路のステッカーにこだ

わり過ぎているのは、ステッカーにそれだけ効力があるかというのは、もうちょっと物理的に証明されればいいんだけど、私道でも私、先ほども小林委員からステッカーの話があったけれど、私も地域の人に頼まれて2種類ぐらいあるんですよね、ステッカーの細長いやつと四角いやつがあるんですよね。あれを結構貼って、実際、効果が出たりしているんですよ。また、1項の場合、私道の権利者全部の許可を取ってというのは、あたかも当然のような感じがするけど、これは結構大変なことなんです。これを一々やるのかというと、非現実的だなと私はちょっと思ったので、まず現実的に、これをやったところであまり効果には結びつかないんじゃないかというふうに残念ですけど思いますので、不採択。

2項に対しても、今、下水なんかの工事でも4分の3助成でしたよね。全額は助成していない。そういうことから鑑みても、果たして、その全員の私道の所有者の同意を得る、プラス、工事をしてそれを全額費用文京区負担というのは現実的かと考えると、非現実的なのかなということで、2項に関しても不採択いたします。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 お困りの様子が、前回、私どもはパトロールをやっていただいて様子を見ましようということで、1項、2項とも継続をさせていただきました。効果を伺うと、減りはしたけれども、そんなに効果として、パトロールして御注意してくださっているのか、その場にいなければもうそれでおしまいになってしまうんですけども、そんなに効果としてなかなか、今、しっかりとまた継続してやっていただくということで、それについては感謝を申し上げます。それで、いろいろ考えたんですけども、やはり吸う人は減らないということなので、喫煙場所を、例えば駅に近いから商店街の民間の方をお願いして、例えばランチが終わった後はここで吸ってから移動してくださいとかいうような形で、喫煙場所を少し用意をしてさしあげれば、ここでたばこを吸いながら路地を歩くことがもしかしたら減るのかもしれないので、ぜひそんな努力を町会や商店街のほうをお願いをして、たばこを吸う方の権利じゃないのかもしれないけど、喫煙場所を用意をしてさしあげながらパトロールを続けるという形で対応してみてもどうかというのがうちの会派の考えですので、吸える場所を用意してさしあげるといって、民間の喫煙所をぜひ商店街のお店とかに御協力していただきながら、そういう対策もしていただいて、パトロールを続けていただければなというふうに思っています。シールを貼るのはなかなか厳しいというふうに思いますし、今回は1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 公明党としましては、前回同様になりますけれども、私道ということで、安全面の確保の面から難しいというふうに思っております。また、具体的な対応としては、私道ということなので、町会などの地域の方と協力して対応していただくことも大事かと思っておりますので、公明党は請願第26号、1項、2項とも不採択といたします。

一方で、やはり吸う人、吸わない人の共存が大事かと思っておりますので、今、文京区が実施をいただいています屋内喫煙所の設置の推進を引き続きしていただきたいと思っております。

以上です。

○名取委員長 永久の会さん。

○西村委員 私もたばここと下水のことはもう山ほど、現在進行中でも扱っておりますけれども、もう私の考えは本当にはっきりもう100、ゼロ。私道は私道、区道は区道に分けると。もうできること、できないことをさっぱり区分けしませんと曖昧になってしまいますから、もうこれはかわいそうは言っていられませんが。もうたばこを吸うのが悪い。下水は下水で75%我慢しなきゃいけない。何でも都合がいいときだけ区に、同じように税金を払っているんだから区でやってくれないのと。だからといって、私道を区に譲渡しましょうという話まで出ますけれども、区だって要らないものは要らないですから、使えるものは使えるし。だから、はっきり100、ゼロで考えるという部分で、永久の会は1項、2項とも不採択いたします。

そもそも、今日、小野さんからそろえて橋本さんまで、道路のスペシャリストが全部そろっているんですから。さくっといきましょう。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 文京区は公道全面禁煙の規制を敷いていることで、私道を含む私有地へ喫煙者が入り込んでトラブルとなっていることは私も深く憂慮しております。このような民間対民間のトラブルを引き起こしてしまっているということで、私としてはこれは規制が過剰なのかもしれないなとも思っております。少なくとも区としては、分煙を進めるためのインフラの整備がまだまだ足りていないんだなということをしっかり認識して対処していただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、私道に人が入ってくるというのは、この公道全面禁煙という条例の副作用であることは明らかだと思います。さはさりながら、本請願のように私道の路面用のステッカーを区が設置したり管理せよというのは、やっぱり区にとっては過大な負担であるというふうに思います。したがって、文京区議会都民ファーストの会としては、この請願第26号に関しては、第1項、第2項とも不採択とさせていただきます。

ただ、現在、区としては、私道用のステッカーというのを路面に貼りつけるタイプ以外のものは作成して希望者には無料でお配りしているかと思います。ですので、路面用のステッカーをつくって配布して、あとはお任せするということはできるのではないかと思いますので、その点、御検討いただければありがたいなと思います。

以上です。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 文京根っこの会、請願第26号、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

理由としては、私道ですので、どこまでケアするのかという線引きが難しい問題が出てきてしまうので、どこかで線は引かないといけないと思いますので、それが不採択の理由です。

あと、品田委員がおっしゃったんですけど、吸える場所、喫煙できる場所を区でつくるのは大変なので、例えばたばこ飲物を売っている酒屋さんであったり、私、よく通るんですけど、日本サッカーミュージアムの裏のところに酒屋さんがあって、たばこを売っていて自販機もあるんですけど、いつもサラリーマンの方がたばこを吸って、コーヒーを飲んでいるところがあって、酒屋さんのスペースがあるところに区が助成をして例えば喫煙所を整備してくださいとかとすると、例えばあそこは区境なので、隣の区から人がたばこを吸いに入ってきて、区内でたばこを買ってくれれば、131円、たばこ税が文京区に入る。飲物も売れる。お互いいい関係になると思うので。巡回指導もやっていただいていると橋本課長から聞いたんですけど、やっぱり巡回指導をしても、吸わないでくださいというと、じゃあどうすればいいんだよという話になるので、路上は禁煙なので、この付近だとこの辺りに吸える場所があるので、そちらで吸ってくださいというような巡回の仕方にしたほうが効率もいいですし、トラブルも起きないかなと思います。それは御提案として付け加えさせていただきます。

以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 請願第26号につきまして、日本共産党は1項、2項ともに採択いたします。

私道とはいえ、通行が多く、路上喫煙が減らない以上、区が課題解決のために安全管理も含めて支援することを要望いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第26号の審査結果について申し上げます。

請願事項1項、2項とも、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたします。





するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）例えば文京区民が世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念を共有する「憲章」を作ろうと思っても、現在の「文の京」総合戦略や区の要綱等において、その動きを支えるような制度も仕組みもありません。また、港区にあるような「地区まちづくりビジョン」の登録制度や「地区まちづくりルール」の認定制もありません。

（注2）平成23年3月に発生した長野県北部地震で震度6強の本震に続いて同6弱の余震に立て続けに見舞われた栄村では地震による直接的な犠牲者はゼロでした。報道による分析によると、その理由は「特別豪雪地帯ならではの隣近所との強い結びつきによる村民同士の助け合い精神と、地震の3年前から行っていた防災訓練」（産経新聞2021/3/13）とされています。「災害に強く、被害を最小限に抑えられる」まちづくりは単にハードを整備することを意味するものではなく、区・町会・自治会・まちづくり協議会という重層的・多層的な「結び付き」と「訓練」等のソフト面の充実が欠かせません。

・ 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、まちづくりにおける防災・減災機能の強化の方向性も盛り込みつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。

○名取委員長 この請願は、マスタープランや総合戦略の見直しと併せ、防災・減災機能の強化の方向性も盛り込みつつ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など、令和の新時代にふさわしい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討するよう区に働きかけを求めるものです。

なお、文京区議会の先例により、請願の紹介議員は付託委員会における請願審査を傍聴することとしておりますが、紹介議員である千田議員は、現在、文教委員会に出席しているため、不在であることをお伝えをしておきます。

それでは、質疑をお願いいたします。

では、小林副委員長。

○小林副委員長 今回、本会議の沢田議員の質問の中に、地区計画の策定には住民の合意が必要なため、学校と地域関係者による改築基本構想検討委員会ではなく、子どもや若者を含む全ての地域住民に開かれたまちづくり協議会を設置して検討してはいかがでしょうかとありました。私も同じ理由で、まちづくり基本条例を区でもつくって、課題が生じた地域にまちづくり協議会が生まれることを区も歓迎し、課題解決のため、区と協働で進めていくことを保障すべきだと考え、これまでもこの請願を採択してきました。

毎度、例に出して申し訳ないんですけども、小日向台町小学校の改築は、敷地外の仮校舎を実現しようと思ったら、財務省跡地をはじめ他の計画にも関わってくるわけですし、同様の課題がこれから控えている他の学校の改築でも起きることが予想されます。さらに、これから議論される竹早公園・小石川図書館の一体的整備も同様に、図書館、公園、テニスコートそれぞれの検討で終わらせるわけにはいかず、全庁的な対応と幅広い意見聴取、そしてすり合わせが必要になりますが、周知もまだ不十分です。しかし、現状、学校改築や公園整備等においても、町会やPTAの代表の意見を聞いた、了解をとったということで、PTAや町会に参加していない圧倒的多数の区民の知る権利と参加する権利が保障されないまま、決定事項になっています。

昨日の文教委員会においても、竹早公園に仮校舎はどうかの問いかけに、全庁的な話合いもしていないところに突然そんなことを言われてもという御答弁で、検討すらしてもらえません。つまり、区民の提案が全庁的に検討されるスキームがないわけです。区は沢田議員及び私の本会議質問への答弁で、広く意見を集約する方法等についてさらに検討してまいりますと述べられていますけれども、パブコメのようにやってほしい、それができませんというやり取りではなく、また、地区計画を立てるほどではないけれども、地域の課題を広くみんなが知って対話しながら決められるまちづくり協議会がつくれる体制を整えるべきではないかと考えております。それができれば、普段から顔の見える関係が構築できて、請願理由に書かれている防災や災害対策も含めた住民参加のまちづくりにも寄与します。

また、都市マスタープランにある事前復興にまちの声も生かしますし、まちの将来像にまちの声を反映させるスキームにもなり、区民の理解と納得を得ながら都市マスタープランも実現できると思います。今のままでは、区民が望む住民参加のまちづくりが実現できていないという区民の声が多いです。区の計画から関わられるような住民参加の仕組みをまちづくり基本条例をつくることで保障していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 今、都市マスタープランの見直しを進めているところでございますけれども、例えば「文の京」自治基本条例なんかには、その協働・協治が理念として位置付けられています。都市マスタープランなんかの計画をつくるときも、そういった根本となる理念に基づいてつくっているということで、委員のほうから御紹介があったとおり、都市マスタープランをつくるに当たっても、区民の方々の意見を伺いながらやっているということで、個別の施設についての改築だったりそういったことについても、こういった自治基本条例の理念に基づいた形で様々その意見を伺いながら進めているというふうに思っております。これまでも御答弁してきたと思うんですけれども、そういったまちづくりの基本的な考え方、理念というのは、まちづくり基本条例そのものはないとしても、その内容的なものについては様々なものの中で反映されているというふうに認識しております。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まちづくり協議会とか地区計画というお話が少し出たかと思うんですが、我々のほうでまちづくり推進要綱というものをつくっております。区民の方から御相談を受けた場合は、そういった中で、まちづくり協議会の認定とかそういったことも行っております。必ずしも最終的な形が地区計画というところに行き着かない場合でも、地域のまちづくりを検討されるというお声があった場合には、例えばコンサルタントの派遣とか、区の職員がそういった勉強会と一緒に参加するという、そういったシステムをつくっておりますので、広い意味ではまちづくりというのは広く地域整備課でも支援しているというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 自治基本条例があるから今のままだでも、そういうスキームがあってできているということに関しましては、この後、都市マスタープランの報告事項がありますので、そちらでもまた質疑させていただきたいと思っております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、請願受理第36号についての態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、請願第36号、不採択をお願いいたします。若干内容は変わっているんですけれども、同様の請願が何度も出ていますし、この条例に代わる都市マスタープランが文京区にはあるという理由で、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 毎回、請願者のまちづくりに対する熱い思いには共感する部分も非常にあるんですけども、この文京区のまちづくりに関する諸々の問題を解決するに当たっては、こういった理念は理念で重要かもしれませんが、やはり具体的な規制とか誘導というのが必要だというふうに私個人では考えております。したがって、文京区議会都民ファーストの会は、請願第36号、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 永久の会さん。

○西村委員 永久の会、令和元年から繰り返し出され、議論は尽くされていると考え、不採択いたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 これまでも同様の請願で議論があったと思います。区の理念であるとか将来像、基本政策については、自治基本条例、基本構想、また総合戦略などがありまして、具体的な施策については、例えば防災・減災については地域防災計画などがあり、また、子育てについては子育て支援計画などがあり、また、教育については教育委員会が教育大綱などを基に様々な施策を進めていただいていると思います。そうしたことから、今回、「文の京」まちづくり基本条例を検討する必要はないと考えまして、請願第36号は不採択とさせていただきます。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 毎回、「文の京」まちづくり基本条例を検討してくださいというところが主眼だというふうに思いますけれども、これまでも建築紛争とかマンション紛争を例に出して請願をされているんですが、今回は防災や減災機能の強化ということも書かれています。今、地域防災計画の見直しもされているというふうに思いますので、一つ一つの戦略やマスタープラン等をしっかりつくることで、ある程度、文京区のまちづくりの指針が検討されるということですので、基本条例までつくらなくても今の段階ではいいというふうに思いますので、不採択です。

○名取委員長 自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願第36号ですね。いつも思うんですけど、請願が、正直言って抽象的なんですよね。例えば、都市マスタープランがハードだとしたら、ソフト面の具体的なものをいろいろ、もうちょっとつくってほしいみたいな感じにはうかがえるんですけども、先ほど宮本委員からもあったように、各所管で計画はございますし、前田課長がお話したように、地区計画やまちづくり協議会、しっかりと地域の方で声を上げていけば認定してい

ただいてコンサルも派遣してくれるということもあるので、それがあれば、さらに何を望んでいるのかというのがいまいよく分からない。本当に思いがあつて、その方が住んでいるまち、もしくは文京区だと思うんだつたら、それなりのアクションをして、そういったものを自分で立ち上げて認定してもらうような努力とかいうのが大事だと思います。請願権はあるにしても、毎回毎回上げられても、自由民主党としては答弁は同じになってしまうということで、請願1項につきましては不採択といたします。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 今のままで住民参加のまちづくりはできますよとおっしゃいますけれども、区民ができていないと訴えている現状を鑑みて、できるような仕組みに変えていく必要があり、そして、それをまちづくり基本条例で支えるべきだと考えておりますので、請願第36号に関しまして、日本共産党は採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第36号についての審査結果を御報告いたします。

採択1、不採択6。よつて、不採択とすべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第37号、携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願であります。

請願文書表のデータ17ページを御覧ください。

- 
- ・受理年月日及び番号 令和6年2月6日 第37号
  - ・件 名 携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願
  - ・請 願 者 文京区本駒込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・外4名
  - ・紹介議員 宮 野 ゆみこ 石 沢 のりゆき
  - ・請願の要旨 次頁のとおり
  - ・付託委員会 建設委員会
  - ・請願理由

携帯電話基地局（以下基地局とする）設置後から周辺住民の体調不良がひどくなりました。湯島の基地局周辺の住民に集中的にガン、甲状腺疾患、失明含む眼障害などが出ており、本駒込住民が不眠や頭痛、心臓痛、集中力欠如を訴えています。国内の新聞でも倦怠感、耳鳴り、頭痛、不眠など住民の訴えが取り上げられています。（2007朝日新聞12/16、2010琉球新報2/26、2006沖縄県医師会、2023東京新聞9/6）

基地局からの電磁波は、由来が軍事技術でその効果は機密扱いされていたため、健康影響についても全貌が明らかにされていません。

全国各地で基地局の電磁波をめぐる訴訟やトラブルが起こっているため、11を超える自治体で紛争防止のための条例を制定し、藤沢市議会で質問、大磯町で陳情を全会一致で採択するなど、基地局をめぐる住民トラブルを問題視する地域が今も増え続けています。

ことに坂の多い文京区内では、平らな土地とは違い、基地局からの居室の距離が近くなりすぎる例もあり、人体と基地局間の距離を確保するのが難しい地域も複数あります。

このような背景において、電磁波を昼夜受けつづけることになる住民に、なんの説明もなくいつの間にか基地局が設置されている状況です。通信事業者が設置住所を非公開としており、ネットで調べても、また外からみてもどの会社かもわからないようになっているため、知らないうちに、またさらに隣に建ってしまうかもしれない不安にも毎日さいなまれていきます。なお半径300メートル以内に（以遠よりも）体調不良者が多いという調査結果が示されています。（2003年仏国立応用科学研究所と2007年熊本地裁でドコモを提訴した御領地区の住民（元農水省調査官）の自主調査（n=907）。「電磁波の測定結果から、それら（携帯基地局）が健康に対して何らかの影響を及ぼしている可能性が高いと判断できる」と坂部貢医学博士（疫学識者）が証人尋問で調査への意見書提出）

総務省が進めている「周辺住民への説明」が実際には行われていないことが、住民、設置者、通信会社間のトラブルを招いています。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/00366589.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/00366589.pdf)（【意見3】の回答）

『総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準値に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう要請をしています。』

電磁波について知識のある日本の医師の少なさが背景としてあり、相談してもわからないという状況で、因果関係は不明と扱われるものの、世界的に目を向ければ、携帯電話の高周波と健康被害についての関係性を示す知見は非常にたくさんあります。ザルツブルグ国際会議2000や「Electromagnetic Radiation Safety」論文944本の75%が有意な影響を報告。

（ワシントン大名誉教授ライ氏）遺伝子毒性の証拠が出されました。ほかにも基地局と周辺住民についての研究の7割が「影響あり」とスペインの研究者がレビュー論文を提出しています。「Environmental Research」オンライン版7/14.2022.

便利さもありますが一方このような問題も含む基地局は、地域住民の健康上の紛争の原因

になるため、総務省も言っている通り、事業者の説明会を開催させ、区民が安心して生活できる決まりを作ってほしいです。

・ 請願事項

- 1 周辺住民の安全安心及び建築紛争防止のため、設置地点より半径300メートル以内の地縁者（住民、地権者など）へは事前に周知させるとともに、住民から事業者へ要望があった際は「携帯基地局設置・改造前に事業者は地縁者への説明会を開催する」ようにルール化することを区に求めてほしい。

○名取委員長 この請願は、携帯基地局設置地点より半径300メートル以内の地縁者に事前周知されるとともに、住民から事業者へ要望があった際は、基地局設置・改造前に事業者が地縁者への説明会を開催することをルール化するよう区に働きかけを求めるものです。

なお、文京区議会の先例により、請願の紹介議員は付託委員会における請願審査を傍聴することとしておりますが、紹介議員である宮野議員は、現在、文教委員会に出席しているため、不在であることをお伝え申し上げます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の請願、いろいろ拝見しまして、私自身、調べさせていただきまして、趣旨としては、健康被害を心配されて、携帯電話基地局を設置する際に事前周知と説明会を開催することをルール化してほしいという内容であると理解しております。いろいろ調べていく中で、国においては、電波防護指針というものもあるということも分かりました。今回は健康被害についてという趣旨なんですけれども、ここは建設委員会ということで、どこまで審議が深められるか疑問があるところではありますけれども、建築紛争防止という観点から、どのように区としてはこの請願の内容について考えていらっしゃるか、見解をお伺いしたいと思います。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 今、建築紛争防止という観点のお話がありましたので、区では紛争予防条例によって、計画の事前周知によって紛争未然防止に努めているところでございますが、条例の対象が一部地域を除いて10メートル以上の中高層建築物というところでございますので、今回、御指摘の携帯電話基地局につきましては、主に既存の建物であったり電柱などに設置されているところで、建築物と扱ってございませんので、条例の対象にはなっていない

というところでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。対象にはならないということでございました。理解しました。

そうした上でなんですけれども、建築紛争で仮に扱うとした場合、この携帯基地局の、もう既に区内には設置されているところがあると思いますけれども、区内の携帯基地局の設置状況などについて把握されているのか確認させてください。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 御指摘の携帯電話基地局についてでございますが、建築基準法に基づく建築確認というのは申請が不要となっておりますので、設置状況を把握することは困難かというふうに考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。申請は必要ないということです。携帯基地局については、いろいろな種類もあると思うんですけれども、区の施設に占用を許可しているものもあるというふうに思うんですけれども、この占用許可の観点から設置数を把握されているかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 区道に設置している無線基地局については、令和4年度の実績としては354か所に設置しているということは把握してございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。区道に係る占有については354か所ということです。そうですね、国においては、先ほど私も電波保護指針というのがあるということで、基準が定められているというふうに思いますので、国の指針としては、そうした基準に基づいて設置する分には安全というふうに思うんです。また、仮にそうした基準に沿って設置してあったとしても、健康被害が出てしまうということになりますと、そうした事業を行っている事業者さんが、そうした健康被害が相当範囲にわたって確認されるようなことになれば、ある意味、公害というふうなことになって、そうした相談にも乗っていくということにもなってくると思うんですけれども、そうした意味では、この建設委員会でどのように関われるかというものもあるんですけれども、そうした設置に対する事前周知とか説明会の開催については、どのように区としては考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。



○橋本環境政策課長 今、委員のお話にもありました電波防護指針に基づいて設置されている限りは、所管である総務省によりますと、科学的知見を基に十分な安全率を考慮して設置しているというところで、現在のところはそういった健康被害に関する因果関係は証明されておりませんが、委員のおっしゃる仮定に基づけば、もちろん公害相談としての相談は今もいつでも乗りますが、基本的には国において公害と認定されておりませんし、また、認定に向けての動きとか、そういったものもない以上、事前周知や説明会の開催といった、そういったことのルール化ということは考えておりません。しかしながら、今後も情報を収集しつつ、国の動向を注視していきたいというふうには考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。最後なんですけれども、この事前周知や説明会の開催についてということなんです、いろいろ調べる中では、国においても事業者に対して、当然、安全基準に基づいてその機械があると、それを設置すると、そういった説明をする説明会、事前周知のための説明会というのを、国のほうから事業者さんに開催するよという、そうした勧奨といいますか、そうした促しがあるというふうになんとなく拝見したんですけど、その点について何か御存じの知見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○名取委員長 誰も知らない。答弁できる人、いないですよ。

（「大丈夫です」と言う人あり）

○名取委員長 よろしいですか。すみません。

ほかには。

小林副委員長。

○小林副委員長 今回の請願の内容なんですけれども、携帯基地局を公道に設置する際は区への許可申請が必要で、事前に、現在、年間20件の申請があり、先ほどの御答弁では区内354か所あると伺いました。それと、4Gから5Gへの変更の工事については、許可も要しないと伺っています。この許可について、誰に何のための許可を取らなくてはならないのかということと、申請が却下された例はあるのかどうか。また、先ほど宮本委員もおっしゃっていましたが、総務省が携帯基地局の設置の際、近隣住民への説明を行うよう要請していますけれども、民間のビルやマンションの屋上に設置されているものは把握もされてないと思うんですけれども、区が許可を出したのものに関しても説明会は開かれているのかどうか、把握しているのか、確認させてください。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 公道上、区道上に携帯基地局を設置するというのは、大体、電柱の上に設置するというものがほとんどでありますけれども、これの申請については、却下したというものはございません。実際に区道上以外の私有地につけるものについては、把握もしておりませんので、区道上についているものだけルール化をするという考えは今のところないというふうに考えてございます。

○名取委員長 説明会の開催というのはやったことがないということですか。

（「促してもいない」と言う人あり）

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 特に区道の占有許可をするに当たって、説明会を開催するというをこちらから働きかけているということはありません。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。請願の中で健康被害が訴えられているんですけれども、区民からこうした声は上がっているのかどうかということと、先ほど宮本委員もおっしゃっていたとおり、厚生委員会の話かなとは思いますが、事前に総務省と厚生労働省に回答を求める院内集会の動画を見ましたら、こうした健康被害について、国民消費者センターに多数声が寄せられているそうなんですけれども、文京区の消費者センターや保健サービスセンターでも、こうした声は寄せられているのかどうかを知りたいんですが、答えられないと思うので、健康被害を把握しているかどうか。

○名取委員長 健康被害の把握は、ここじゃ無理。答えられないよ。

（「聞いているかどうか」と言う人あり）

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 私どもに直接は関わらないんですけれども、ある議員を通じて、こういうことで困っている方がいるということで御連絡を私がいただいたものですから、私と環境政策課長で、こういう状況であるというお話は以前伺ったことはあります。ただ、そのときも、要するに、この携帯電話の基地局によってその被害が出ているのかどうかというのは証明されていないというようなことで、現状については、健康被害が出ているということは、お気の毒ということでお話は聞きましたが、特にこちらで説明会をルール化するかというような話はいたしませんでした。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 以前、大塚で携帯基地局が設置されたことによる住民トラブルがあって、基地局を移転させた例があると聞いたんですけれども、そのことについて御説明いただけますかということと、周辺住民が設置を拒否したら移転してもらえるということなのか、もし把握していたら教えてください。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 こちらについては、一度、申請について許可を出した後に、近隣住民の方から、私が聞いているのは、景観的によろしくないなので、どうも携帯電話会社のほうに連絡をして、取ってくれというふうに地域住民の方がおっしゃったようです。それによって携帯電話会社のほうから申請の取消しが私どものほうに出てきたというような状況でございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 総務省が携帯基地局の設置の際に説明を近隣住民に行うよう要請しているけれども、今、何う限り、実際実施されていないということが分かったんですけれども、せめて区で申請許可を出す分に関しては説明を行うように、国と同じように要請はしたらどうかなというふうに思うのがまず一点と、やっぱり電磁波の健康への影響を不安に思う区民のためにも、許可を出す区としても事前に説明することをルール化したり指導するべきだと思いますが、やっぱり駄目なんでしょうか。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 私どもとしては、公道上、区道上に設置するものというのは全体の一部分であるというふうに思っております。また、1年間に20件程度の、ここ数年は、申請許可を出しておりますが、もう既に350件以上の設置がされているということ。それから、私有地に設置されるものがどのくらいあるのかということも把握できておりませんし、いつできるかということも把握できないので、現状としては、説明会をルール化することは考えておりません。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、請願受理第37号についての態度表明をお願いします。

自民党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願第37号ですね。これは、今日の態度表明は一応するんですけれども、今後はゆっくりこれは注視していかなければいけない内容なのかなというふうに考えております。自由民主党としては、現在、WHOのガイドラインを下回っている強さの電波により健康への悪影響は発生する証拠がないとしていますし、総務省としても、生体電磁環

境研究所促進委員会の中間報告として、我が国をはじめ、国際的な専門機関では、電波防護指針を下回る強さの電波によって健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められないということになっております。

一方、過去の裁判記録なんかを見てみますと、宮崎県延岡市の大貫町の案件では、ある通信電話基地局の被害をめぐって、その携帯電話の基地局に関しては、防護基準を遵守した妥当性が認められ、使用判断が下されているということは、携帯基地局のせいではないというふうに認められたと。一方、ただ、住民が頭痛だとか目まい、耳鳴りの発生した時期が基地局の設置後であるということは認められ、健康被害は認定されているという案件がございます。また、2011年にIARCが発がん性の可能性があるというリスクも評価していると。最近では疫学調査や論文も各国で発表されているという現状を踏まえなきゃいけないということとは課題です。

ただし、この請願事項1項にある、300メートル以内の要は地縁者に周知をしないといけないとなると、私、不動産もやっているの、これから賃貸で住む方、その基地局の300メートルという何千世帯になると思うんですけど、その方たちに全部入居するときに基地局があるということを言ったり、これからマンションや戸建てができて売買する場合も重要事項説明で言わないといけないといったリスクが、果たして本当に被害の根拠だとか、そういうものが認められないと、なかなかそこは慎重にやらないと周知までに至るかどうかという判断も難しいのではないかとこのように考えます。

したがいまして、今の段階では、請願事項1項に関しては、自由民主党は不採択といたします。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 まず、基地局によって健康被害が出ているという請願者の強い思いは、これは建設委員会だから駄目ということではなくて、きちっと、やはり全庁的にこうした電波を、今の国のほうが認めていないからという御答弁でしたけれども、現代の一つの公害ということになるのかもしれませんが、これはきちっと被害を被っている人に対しては何らかの対応を、保健衛生部のほうになるのか、どういう形になるのか分かりませんが、そういう方たちの気持ちに寄り添ってさしあげることは、まずは一つは大事だというふうに思っています。

今回の請願の趣旨は、基地局の説明会を開くことをルール化するという請願の一点を考えますと、ちょっと、やはり、請願者には大変申し訳ありませんが、携帯電話はもう生活の中で重要になっていて、情報を得る、そして連絡をとる、また、能登半島地震のときに基地局

が駄目で大変な思いをされたということもありまして、基地局はやはり、今、求められているものだというふうに思いますので、ルール化をして止めていくというのはなかなか難しいというふうに思いますので、この請願に関しては不採択です。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 電波に関する国の所轄官庁の総務省が電波防護指針という安全基準を設定していて、それを満たして設置しているということがまず大前提だと考えます。その上で、基地局を開設する際、地域住民の説明会を行うということ国から事業者にも要請しているということも分かりました。既に区の中で区の占有だけでも350以上の設置があると、無線基地局が。民間施設も含めるともっとたくさんあるというふうに思いますけれども、そうした状況の中で、ここから新たにルール化をしていくということについてはどうかなというふうにちょっと疑問を持つところでございます。安全基準があって、説明会を国からも要請しているという状況でもありますので、今回の請願については、1項、2項とも不採択とさせていただきたいと思います。

○名取委員長 1項。

○宮本委員 すみません。失礼しました。

その一方で、先ほど豪一委員もいろいろと言われていましたが、総務省の情報通信審議会というところで、電波防護指針についてはWHOなどの国際的なガイドラインなどとの整合性を図るための専門家による審議も継続して行われているようでございます。去年は4回か5回行われていたというふうに拝見いたしました。そうした意味におきましては、引き続き国の動向を注視をしていっていただきたいと思います。

○名取委員長 永久の会さん。

○西村委員 私、元がんを患った人間といたしまして、電磁波における健康被害というのは猛烈に私、以前、勉強いたしまして、自論を少々述べさせていただきます。

私がずっと携わってまいりました東洋医学の漢方の名医、今からかれこれ27年たちましたですけど、漢方で免疫を下げない、免疫を上げながら、同じように免疫論とともに、電磁波の与える体への健康被害というものを独自にまた電磁波ブロックというものを、体のアクセサリーのような手首にはめたり、もしくは首からワッペンとしてつけたりして、電磁波の電磁波ブロッカーというものをいろいろ発明されて売られていました。ずっと私もそれをつけていました。要するに、電磁波がどれだけ体の免疫をおかしくして、またさらになんか誘発をしたり、めまいから、耳鳴りから、いろいろな病気を避けるということなんですけれども、

世の中の生活の中で様々な悪影響を与えるものがびっくりするぐらいあるんです。今、ずっと議論されています携帯電話の基地局以上に、その本当に何倍もの部分というものが、自身が携帯を使っているとき、それが一つ。自身がその携帯を枕元に置いているとき。まちなに出ました、家の中でもテレビを見ているとき。あと、マイクロウェーブを使っているとき。東京駅へ行きました、新幹線に乗りました。のぞみ号よりもこだま号が非常に悪いということなんです。のぞみは、今、320キロになりまして、320キロの惰性でそのまま行っちゃいますけど、こだまはなぜ悪いかというと、品川から新横浜、小田原、熱海、三島、静岡、浜松、豊橋ずっと、そのたびにまた電力をがらがん上げながら、また止まって、がらがん上げながら、もう何倍もの電磁波が悪いというんです。さらに悪いのが、この上に行ってしまう飛行機が問題だと。そのまた何百倍もの電磁波が非常に悪いというのが送電線の鉄塔だとか変電所の近くに住む人々、これはもう比べ物にならないぐらい何万倍もの被害があるということです。結局はそれに打ち負けないためには、もう食生活を整えて免疫力を整えるということしかないんです。だから、その基地局だけを敵にして、普段は携帯も使います、新幹線も乗ります、飛行機も乗りますという議論には、私はもう一切納得はできないということで、こちらに関しましては不採択をさせていただきます。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 今回、請願に関しては、電磁波が健康に悪影響を与えるという御主張なんですけれども、そもそも電磁波といっても、エックス線とかガンマ線とかそういうレベルならいざ知らず、電波は可視光線や赤外線よりも波長が長くて、そもそも大きなエネルギーを持っていないということがございます。赤外線が物を温められるように、電波も極めて強いと物を温めたりとかできるらしいんですけれども、当然、そういった極端な強さの電波が人体に当たることがないように、先ほどから議論がなされておりますけど、適切な規制がなされております。したがって、そのような規制を前提とした、現状、電波による健康被害というものには科学的な証明がなされておられません。健康に何ら影響がないものに対して情報開示を義務付ける必要はないというふうに考えております。

皆さん大変答弁が何かお優しいんですけれども、私は代わりに電波で体調が悪くなるという方がいらっしゃったら、それは別の原因を疑ってさしあげたほうがよろしいんじゃないかと思えます。例えば心の病とか、そういう方面のケアをしてあげたほうがいいんだろうというふうに思っております。

したがって、文京区議会都民ファーストの会としては、この請願第37号に関しては不

採択とさせていただきます。

以上です。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 文京根っこの会、請願第37号、不採択とさせていただきます。理由としては、皆さんがおっしゃった理由とおおむね同じです。基地局を制限しても、家庭の中でも電磁波は常に飛んでいると思いますので、そこに規制をかけていくのは難しいかなと思います。

以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 請願にもありますように、区内にも携帯基地局による健康被害を訴える方が増えております。しかし、電磁波の健康への影響も健康被害の原因究明もいまだなされないまま、住民が何も知らされてないうちに区内に携帯基地局が増え続けております。区はリスクコミュニケーションを保障する立場をとって、せめて携帯基地局を設置する前に説明会を行うことをルール化すべきだと考えますので、日本共産党は請願第37号、採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第37号の審査結果を御報告いたします。

採択1、採択6。よって、不採択とすべきものと決定をいたします。

---

○名取委員長 それでは、これより理事者報告に入ります。

理事者報告は3件です。

まず、都市計画部から2件。

初めに報告事項1、文京区都市マスタープランの見直し（素案）についての説明をお願いいたします。

佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 それでは、資料第2号、文京区都市マスタープランの見直し（素案）について御報告いたします。

初めに趣旨ですが、都市マスタープランの見直しは、令和5年6月の議会において中間まとめ（案）を御報告し、その後、実施したパブリックコメントや説明会、見直し検討協議会等での意見などを踏まえて作成した素案について、今回、御説明をさせていただくものでございます。

検討の経緯は記載のとおりでございます。

3のマル1、中間まとめ（案）に関するパブリックコメントですが、71名の方から536件

の意見をいただきました。

2ページを御覧ください。オープンハウス型説明会ですが、20枚程度のパネルを展示し、説明用の動画を繰り返し流しながら、必要に応じて職員等が個別に説明する形で開催をしてございます。詳細は記載のとおりでございます。

4の素案について、概要を御説明します。

13ページをお開きください。都市マスタープランの構成です。第1章、文京区の概況と取り巻く環境、第2章、魅力あふれるまちをめざして、第3章、まちづくりの目標と将来都市構造、第4章、部門別の方針、第5章、地域別の方針、第6章、実現化に向けてという構成としてございます。

83ページを御覧ください。まちづくりの目標ですが、図に示すとおり、基本構想の将来都市像実現に向けた空間整備として、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」としてございます。

84ページを御覧ください。(2)の将来の姿ですが、まちづくりの目標実現に向けて、マル1、文京区の魅力の要素や特徴が生かされたまち、マル2、安心して暮らせる安全なまち、マル3、快適で活力のある持続可能なまち、マル4、区民等と区が協働する心が通う豊かなまちの四つを掲げてございます。

87ページを御覧ください。将来都市構造図になります。まず、白山駅周辺などで赤い丸で示している都市拠点ですが、地域の個性に応じた都市機能の集積と高度利用を図るものとして、飯田橋駅、水道橋駅、本郷三丁目駅、お茶の水駅、湯島駅周辺の5か所を新たに位置付けをしております。次に、春日、後樂園、水道橋、飯田場周辺を赤の点線で囲っている都市交流ゾーンですが、春日駅前の再開発、東京ドームの機能更新、飯田橋駅周辺の再開発などにより、緑とともに高いレベルの都市機能の集積を図り、にぎわいと交流を創出するエリアとして位置付けてございます。次に、お茶の水、本郷三丁目、東京大学周辺を青の点線で囲っている都市交流ゾーンですが、緑とともに学術、医療、先端技術やスタートアップ企業の集積を図り、多様な人の交流を目指すエリアとして位置付けてございます。また、紫色の点線で囲んだ根津駅、千駄木駅周辺につきましては、下町交流ゾーンに位置付けるほか、緑色の点線で囲んだ低層住宅ゾーンや、緑色で着色した緑の拠点について新たに設け、魅力を創造するエリアと魅力を継承するエリアについてそれぞれ強調する形にしております。

91ページを御覧ください。4章の部門別の方針ですけれども、図に示すとおり、4-1、土地利用方針から4-6、防災まちづくり方針まで、六つの部門ごとに方針を示してござい



ます。中間まとめ（案）からは、主に脱炭素やSociety5.0に向けたデジタル化について記載を追加してございます。

98ページを御覧ください。4-1、土地利用方針ですが、土地利用の配置方針に、マル6として公共施設を新たに設け、一つ目の丸に記載しているとおり、公共施設の整備・改修に当たっては、ユニバーサルデザインや脱炭素など、様々な観点で先導的な役割を果たすことなどを追記してございます。

105ページを御覧ください。4-2、道路・交通ネットワーク方針です。1)歩行・自転車利用の環境整備、誰もが安全で快適に歩くことができる歩行空間の整備では、二つ目の丸として、ビッグデータを活用したコミュニティ道路整備について記載をしてございます。

106ページを御覧ください。3)道路網の整備、マル1、安全で快適な道路ネットワークの形成では、道路における3Dデータの活用、デジタル技術の導入などを記載し、マル2、主要幹線道路整備の一番下の丸では、最後のところで地域への影響が大きい環状三号線の整備について、地域と区民の理解が得られる計画となるよう慎重に対応していく旨を記載してございます。

113ページを御覧ください。4-4、住宅・住環境形成方針ですけれども、(1)基本的な考え方の三つ目として、住宅の建設、改修、使用、廃棄まで、総合的な脱炭素への取組を推進するとともに、区民等の省エネ性能への関心を高め、より省エネ性能が高い建築物が選ばれる環境整備に努めることを追記してございます。

124ページを御覧ください。4-6、防災まちづくり方針ですけれども、3)平時からの備えでは、一つ目の丸として、人的、物的被害をおおむね半減させることを目指した減災への取組、二つ目の丸として、ICT活用による災害対応業務の最適化について記載を追加してございます。

128ページを御覧ください。5章の地域別の方針ですけれども、図のように文京区を都心地域など3地域5区分に分けて、(1)まちづくり方針図、(2)まちの現況と将来の姿、(3)地区のまちづくり、この三つで構成をしてございます。

129ページを御覧ください。都心地域のまちづくり方針図でございます。左下の黒の四角で囲った飯田橋駅へのアクセス向上、空地・道路の整備、活用、商業施設の整備やエリアマネジメントの取組などによる居心地のよいまちなかづくりというように、地域ごとの個別の主なまちづくりの方向性を示してございます。

136ページを御覧ください。都心地域の将来の姿ですが、豊かな緑と都市機能が集積し、

にぎわいと活力と交流のある、中層から高層の複合市街地を基本としたまちとしてごさいます。

137ページを御覧ください。(3)地区のまちづくりでございませう。3章の将来都市構造を踏まえ、ゾーンや拠点などについて個別の方針を示してございませう。先ほど、まちづくり方針図で御説明した飯田橋駅については、マル3、飯田橋駅周辺において、より詳しい内容を次のページにかけて記載をございませう。

141ページを御覧ください。下町隣接地域のまちづくり方針図でございませう。右上の紫の枠では、台東区と隣接した地域特性なども踏まえ、風情ある町並みに配慮した景観形成を推進する旨を記載をございませう。また、左下の黒枠では、東京大学の機能更新に当たっては、隣接市街地への住環境に対する配慮や避難場所としての機能の充実、地域に開かれたキャンパス空間の実現など、周辺地域の住環境の向上につながる貢献を誘導する旨を記載をございませう。

148ページを御覧ください。下町隣接地域の将来の姿ですが、根津・千駄木界限の個性ある風景や資源が活かされた低層から中層の住宅市街地と東京大学が連携・融和したまちとしてございませう。

151ページを御覧ください。山の手地域東部のまちづくり方針図でございませう。左上の緑の枠では、大正時代に開発された住宅地が風格ある落ち着いたたたずまいを感じさせる閑静な低層住宅市街地として住環境を保全する旨を記載をございませう。また、左上から三つ目の緑の枠でございませうが、小石川植物園に隣接する環境を活かした閑静な低層住宅市街地として住環境を保全し、個別の建て替えに合わせた細街路整備などを推進する旨を記載をございませう。

158ページを御覧ください。山の手地域東部の将来の姿でございませうが、緑の拠点や閑静な住宅地を中心に豊かな緑に囲まれた低層から中層の住宅市街地を基本としたまちとしてございませう。

162ページを御覧ください。山の手地域中央のまちづくり方針図でございませう。右側の凡例の下の黒枠、茗荷谷駅周辺のところになりますが、高度利用と業務機能・商業機能の集積を誘導し、交通利便性の高い業務地、駅利用者や、近隣住民に利便性の高い商業地形成を記載をございませう。また、左上から3番目、三つ目の黒枠でございませうが、大学の防災性や緑の空間を保全しながら、機能更新やそれに伴う歩行空間の整備、施設の開放等を誘導する旨を記載をございませう。

169ページを御覧ください。山の手地域中央の将来の姿でございます。教育施設が多く集積し、文化の薫り高く多様な世代が集う低層から中層の住宅市街地を基本としたまちとしてございます。

173ページを御覧ください。山の手地域西部のまちづくり方針図になります。左下の緑の枠では、関口台地の尾根道である目白通りの両側に広がる閑静な低層住宅市街地と住環境を保全しつつ、細街路整備などを促進する旨を記載してございます。また、右上の凡例の下、二つ目の黒枠になりますが、江戸川公園、肥後細川庭園、目白台運動公園などの緑の資源を緑の軸で結び、軸上の道路や宅地などにおいて、連続的な緑化を推進する旨を記載してございます。

180ページを御覧ください。山の手地域西部の将来の姿ですが、起伏に富んだ地形の中に神田川と庭園の水と緑が美しく調和した低層から中層の住宅市街地を基本としたまちとしてございます。

187ページを御覧ください。最後の第6章、実現化に向けてでございますが、基本的な考え方として、役割分担と協働のまちづくり、効率的・効果的なまちづくりを踏まえ、持続可能なまちづくりのための推進方策として、(1)協働によるまちづくりの推進、(2)まちづくり実現に向けた多様な手法の活用、(3)都市マスタープランの進行管理の三つを挙げてございます。

188ページを御覧ください。(1)協働によるまちづくりの推進について、下の図に示すように、区として区民等が主体となるまちづくりを支援してまいります。

また、189ページ、190ページには、区民等が主体のまちづくりの例として、地区計画、都市計画提案制度、エリアマネジメントについて解説を加えてございます。

195ページを御覧ください。都市マスタープランの進行管理ですが、下の図に示すとおり、目標年度の2030年度に向けて、事前に評価、検証を行った上で、次期都市マスタープランを策定する予定でございます。

2ページにお戻りください。今後のスケジュールでございますが、3月にパブリックコメントと説明会を実施し、最終案を取りまとめた上で公表する予定としてございます。

説明は以上です。

○名取委員長 次に、報告事項2、耐震化推進事業の拡充についての説明をお願いいたします。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 資料3を御覧ください。

まず、1、背景及び目的でございます。令和5年に東京都が東京都の耐震改修促進計画を改定いたしました。主な改定内容としては、2000年、これは平成12年に当たりますが、の基準を満たさない木造建築物、それから一般緊急輸送道路及び各区の避難所等に通じる地域輸送道路、文京区では緊急道路障害物除去路線と呼んでおります、の沿道に面する建築物の耐震化に取り組む方針が決定されました。これを受けて、来年度より耐震改修促進のため助成事業の対象を拡充することとし、災害に強いまちづくりを推進するものでございます。

2の拡充の概要のところでございます。

まず、(1)木造建築物の耐震診断や耐震化、それからシェルター助成の助成対象を、記載のとおり現行のこれまでの昭和56年5月31日以前に着工されたものを対象としていたものを、これに加えて、拡充案として、平成12年5月31日以前に着工されたものを追加するものです。括弧書きの中にただし書がございまして、昭和56年6月以降着工したものは、木造の在来軸組工法、一般的な木造建築物になりますが、これらのうち平屋または2階建てのものを対象とするものでございます。

次に(2)ですが、いわゆる緊急輸送道路沿道建築物に対する助成でございます。これまで特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物を対象としていたものですが、拡充案と記載してあるとおり、一般緊急輸送道路と緊急道路障害物除去路線に敷地が接する建築物で、下の図の1のように道路の中心から基本的には45度の線を引いて、それに建物がかかってくるようなもの、なおかつ昭和56年5月31日以前に着工された建物を対象といたします。

次のページを御覧ください。助成の内容でございますが、記載のとおりでございます。一般緊急輸送道路で診断に要する費用の10分の9かつ上限200万円、これは診断に関してです。緊急道路障害物除去路線では同じく2分の1かつ上限200万円を助成します。補強設計については、設計費用の2分の1かつ200万円を上限に助成、改修工事、それから建て替えに要する費用、除却に要する費用の部分に関しては、助成事業費の2分の1かつ上限2,000万円ということになっております。

3ページ目を御覧いただけますでしょうか。文京区内の緊急輸送道路の図を示しております。赤い破線で示している部分が特定緊急輸送道路、緑色の実線が一般の緊急輸送道路、黒の少し細い線で書いてあるものが緊急道路障害物除去路線となっております。

2ページにお戻りください。今後のスケジュールのところでございます。3月25日号の区報とホームページで広報を開始し、4月1日より助成事業を開始する予定です。

説明は以上です。

○名取委員長 ちょうどお昼になりましたので、質疑は午後から始めたいと思います。

1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○名取委員長 時間前ではございますが、全員おそろいでございますので、建設委員会を再開いたしたいと思います。

それでは、都市マスタープランの質疑から入らせていただきます。

御質疑がある方、どうぞ。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、かなり充実していただいたと思います。様々な点で充実が図られております。一つ一つ申し上げるとあれなので割愛させていただきますが、評価をさせていただきます。大変にありがとうございます。

質問のほうは端的にお伺いしたいと思います。まず、139ページのところに、ちょっと細かいところなんですけど、神田川を生かす取組ということで、隣接区等と連携する旨ということも記載をされておりました。今回、飯田橋周辺の再開発などについても、近隣区との連携が重要であるというポイントも示されておりました。そういった意味では、様々なテーマにおいて、近隣区との連携がやはり重要になるということを改めて考えたところであります。今回、初めて東京都の都市マスタープランのことも説明をしていただいておりますが、この近隣区との連携ということについて、都市マスタープランでどのように展開をしていこうと考えていらっしゃるのか、お伺したいと思います。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 御指摘のとおり、今回、将来都市構造図に載せました飯田橋ですとかお茶の水、それから湯島の辺りは、当然、隣接している区との区境に面してございますので、近隣区とも協力しながらやっていく必要があるというふうに認識してございます。

東京都の都市計画区域マスタープランについても、今回の都市マスタープランでは、例えば55ページ、56ページといったところに、上位計画になります東京都の都市計画区域マスタープランを載せて文京区の位置付けを示して、56ページを見ていただくと、文京区の周りに東京都が指定している拠点が配置されているということが分かるかと思います。そういった東京都の全体的な計画を踏まえて、近隣区とも調整しながら、まちづくりのほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 かしこまりました。ぜひよろしく願いいたします。

生活圏という意味では、前回もちょっと触れさせていただいたと思いますけれども、目白台・大塚・千石エリアなどにおきましては、豊島区と隣接していて、巣鴨駅または大塚駅、池袋駅、こちらのほうに移動する区民の方も多くいらっしゃいますので、こちら、本当に近隣区、豊島区との連携なども、今後、しっかり取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、98ページのところには、今回、御説明のところでもちょっと触れられていたんですけれども、公益施設・大学等教育施設というところから、公共施設ということで意図的に分けて記載をされておりました。この狙いについてももう少しお伺いしたいのと、また、この部分に「緑化などのグリーンインフラの活用」という言葉もありました。文京区においては、これまでもそうしたグリーンインフラ、緑化については積極的に取り組んできていただいていると思っておりますけれども、今般、国のほうでも都市緑化法等改正案というのでも検討されているということでもありますので、ますますこうした取組、脱炭素にもつながる取組になると思っておりますけれども、非常に重要だと考えておりますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 98ページのところですがけれども、御指摘のとおり、もともと公共施設、それから公益施設・大学等教育施設というのは同じくくりの中で記載を当初してございましたけれども、区として整備する公共施設については、ほかに比べてやはり先導的な役割を果たしていく必要があるだろうということで、ユニバーサルデザインとか脱炭素、それから、委員が御指摘の緑化、グリーンインフラについても、そういった役割を先導的に担っていく必要があるということで、今回、分けさせていただいたということでございます。

緑については、近年、様々注目もされてございますし、将来都市構造図で改めて緑の保全・拡充ということで拠点として緑を位置付けたというところと、それから、御指摘のグリーンインフラという形で、ハード・ソフト両面から自然が有する多様な機能を発揮していくという視点は、様々な計画の中で盛り込まれていますので、そういったことでここにも記載をさせていただいているというところでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。非常によい取組だと思います。やはり公共施設が率先し

てこうしたテーマについて、ユニバーサルデザイン、バリアフリー、また緑化、脱炭素コミュニティを形成する空間整備、防災、そういった一つ一つの点について公共施設が率先して先導的な取組をしていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、106ページ、187ページの辺りに、ほかにもちょっとあったかと思うんですけども、デジタル技術とデータの活用について、3Dを活用した取組について言及がございまして、区としても活用していくということになると思うんですけども、区民の皆様がこうした技術を活用して分かりやすい説明ができていくというふうに考えるんですけども、この点、詳しくお伺いしたいと思います。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 187ページの(2)のまちづくりの実現に向けた多様な手法の活用のところに、デジタル技術とデータ活用によるまちづくりの推進ということで、3D都市モデルの整備・活用、オープンデータ化といった記載がございまして、また、道路とか緑、公園などについても、その3Dモデルというような記載は中にしているところでございます。こちらについては、国のほうで3Dモデルの推進というのを進めてございまして、いろいろな自治体でこういったモデルを使った見せ方というのはしているところでございます。この都市マスタープランについては、今、見直しということで2030年度を目標にしていますが、当然、文京区としても、そういった目標年度に向けて、こういった国の方針を踏まえて、そういったモデルの活用ということも検討・研究していく必要があるというふうに考えてございますので、今回、都市マスタープランの中に載せさせていただいております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。公明党としても、2年ほど前にあるメーカーさんの3Dを活用した技術について視察をさせていただいたことありまして、非常に便利だなというふうに思いましたし、また、今、例えば小石川図書館と竹早公園の一体的な再整備の検討を進めていますけれども、こうしたところも3Dが使えると本当に分かりやすく進められるんじゃないかなと思えたので、ぜひ早いタイミングで活用していただきたいと思います。よろしく願います。

最後になります。198ページのところには、今回、非常にたくさん活用していただいたんですけども、区民アンケートの調査結果を非常に多くの場所で紹介をしていただいておりますが、この198ページでは最終的なまちづくりについて、区民の皆様が何を一番期待されているかといったことについてまとめておられました。各エリアにおける非常に特徴的な

結果だなというふうに思いました。どの地域においても、やはり防災まちづくりというところが一番区民の皆様の期待度が高いということがこれでよく分かるんですけども、北陸・能登方面の地震もありましたので、この今回の教訓もあると、区民の皆さんの意識もさらに高くなっていると思いますので、当然、今回の視点の一つに大災害への対応というのは入っていますが、ぜひ、この災害対応については、しっかり強調していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 まず最初に、3Dモデルの件ですけども、こちらについては、具体的に導入するという点については一定時間も必要かと思っていますので、それまではより分かりやすい説明ということで、例えばパースのようなイメージできる絵ですとか、そういったものを活用しながら理解を深めていくということをやりながら、将来的に3Dモデルの導入なんかを検討していくということになるのかなというふうに思っています。

それから、防災についてでございますが、今回の都市マスタープランの見直しにおいては、大規模災害への対応というのを全体的な見直しの視点として入れさせていただいていますし、御指摘のとおり、198ページに示しているような住民の方のアンケートを見ても、防災に対する意識というのは非常に高いですし、これは能登の地震の前の調査になっていますので、今はさらに意識が高くなっているんだろうと思っています。

そういった点で、都市マスタープラン全体の見直しの中、それから4-6の防災まちづくり方針の中でも、平時のまちづくりですとか復興についてのまちづくりといったところについては記載を増やしたりしてございますので、そういった視点は重視して都市マスタープランをつくっているというふうに考えてございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 今、そのグラフのところかというと、198ページね、このグラフを関心があるかないかの指標で見てしまうんだったら、言葉として土地利用という言葉自体があまり区民になじみがなくて、それが何ですかね、意識がある、意識がないというところではかっちゃっていいのかなと。例えば、ここに書いてあるあとの五つはね、みんなある程度、区民が分かりやすいとかイメージしやすい内容じゃないですか。一般の区民の方に土地利用といったときに、これ実際アンケートをどのようにしたかというのを具体的に教えていただきたいんですけど、それは都市計画にそんなに興味はないから、そこはあまり高いポイントにならないんじゃないかなと。ただ、この地区計画数だとかその面積ということではかっちゃってしまうんだ



ったら上昇ということになっているかもしれないけど、これはある程度まとまった、たまたまそういったエリアがあった、例えば春日三丁目の再開発があったと、そういうときに一気に面積が広がるから上昇になるんだろうし、そこの説明をちょっとしていただきたいと思います。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 まず、アンケートについてですけれども、35ページを見ていただきたいんですが、都市マスタープランの見直しに当たりまして、部門別の六つの方針については、それぞれアンケートの調査をしてございます。35ページの下のところに具体的に聞いた内容が書いてございます。地域特性に応じた多様な市街地の形成、土地利用の誘導に関する取組、建物の高さに関する取組という三つについて、今の満足度と、これからの期待度という形でとらせていただいています。一方で、土地利用という言葉が一般の方にとって分かりやすいのかということは御指摘のとおりだと思いますので、意見の収集については、そういった視点も踏まえて注意していかないといけないとは思ってございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 別に土地利用についてアンケートをとるのはとてもいいと思うんですよ。だから別にここに難癖をつけているわけではなくて、これに関心がある、関心がないの指標として捉えるのはどうなのかなということですね。

宮本さんはまだあるんですか。そのままほかの質問に入っていいですか。

○名取委員長 いいですよ。

○豪一委員 すみません。分かりました、それは。ありがとうございます。

今回の都市マスタープランは、時間をかけて非常に素案も分厚くて内容が濃い、エリア、エリアに配慮された大変いいものできていると。しかも、これ大変だったろうなと思って、その努力にも感謝したいところなんですけれども、一方、先ほど宮本委員からも御指摘があったいろいろなアンケートだとか、それは都市計画部のアンケートだけじゃなくて、やっぱり都市マスタープランは文京区全体のことでありますから、各所管でいろいろな区民を対象にしたアンケートなんかも反映されるべきであるんじゃないかというところで、逆に言えば、エリアの課題なんかはしっかりととられていて、それに関してまとめてあると、細かいな、すごいなと思うんですけど、一方、各所管でアンケートをとった文京区全体としての課題が、例えば文京区のこの辺に落としたいこうとか、例えば公園不足で、子ども・子育てだったら、球技ができる公園とか、公園のニーズがすごくアンケートで高かったんです。じゃ、文京区

は土地のない中、どの辺のエリアで公園のニーズが高いから、この辺のエリアで公園を増やしていきたいとか、そういうところはどこを見たら分かるのかというのを伺いたい。

あとは、文京区はバリアフリー基本構想だとか、具体的な企業だとか、学校だとか、病院等との取組だとかというのが細かく落とされていて、目標への達成率もしっかりと達成しているということもあるんですが、その企業や法人や文京区のバリアフリー基本構想とは関係なく、このマスタープランでどのエリアで例えば地下鉄でもバリアフリーが必要で、こういうところでバリアフリーにもっと力入れて取り組まなきゃいけないという、バリアフリーという言葉があまり見られないので、文京区は坂が多いですし、もちろん日本全国ですけど、高齢者も多いので、その辺が今後の開発をするときにバリアフリーを誘導できるような開発をするエリアだとかというのも、ちょっと見たところ、どこを見たら分かるのかとか、文京区庁内の各所管の横串が刺された文京区の課題への取組が反映されたところなんていうのは、どういうところを見れば分かるのかなというのをちょっと伺いたいと思います。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 都市マスタープランは、御指摘のとおり、文京区の中のほかの計画との関連性、多くの計画との関連性があるものと思っております。そちらについては、196ページのほうで、関連計画との連携ということで、都市マスタープランと関連がある計画については、現時点のものについて一覧として整理をしております。

一方で、公園が不足しているという問題などについては、例えば4-3、緑と水のまちづくり方針、ページで言いますと110ページ、「公園の整備等においては、坂の多い文京区の地形を生かし、立体都市公園制度の活用などを検討しながら、公園面積の拡充に努めます」みたいな全体の方針をこちらで示しているわけなんですけど、具体的にどこにどういうふうにするというのは、当然、その個別計画の中で公園再整備だったり様々計画がありますから、そういったところで検討していくことになるかなというふうに思っております。

バリアフリーも同様で、道路ですとか公園、緑と水のまちづくり方針の中で、バリアフリーだけではなくて、今後、ユニバーサルデザインということについても注視していくということがまずあって、今後、そのバリアフリー基本構想なんかの改定もございますから、そういった中で、その都市マスタープランの方針を踏まえて検討を進めていくということになるかと思っております。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 確かに、これを全部入れてしまうと物すごく複雑なものになってしまって、逆に

見にくくなるかもしれないですよ。だから、今の196ページ、こういうふうリンクしてありますよとか、公園の大体の文京区の考えでいいかもしれないですけど、一方、2040年まで人口が増加して、それまで議員の中でもほら、小学校の教室が不足するんじゃないかという、そういう懸念もあるじゃないですか。そういうところも、使っていく10年で見直すというマスタープランだから、今は2024年で、2034年で人口がピークを迎える日本に当たって、どの辺のエリアで人口増加が見られるから、この辺はどういう計画にするみたいなものが、この中じゃなくてもいいですね、別でもいいから考えて、何というのかな、確かにいろいろな、例えばバリアフリー基本構想とか、みどりの基本計画だとかたくさんあるから、一つ一つを把握するのは区民には大変なことだから、それがどういう計画であるかというのは、一つを見れば分かるみたいなものがあると本当はいいんですけど、あまりにも資料が多過ぎて難しいのかな。自分が言っていて支離滅裂になってきて本当に、どうやってまとめようかと思うんですけど、そうですね、人口が増えるに当たって不安材料がたくさんあると。都市マスタープランだけではカバーできない課題もあるということで、今後はその辺のしっかりと横串をね、令和6年度はDXも推進するというので、しっかりと追いかけていただければと思います。

以上です。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 御指摘のとおり、人口が増加していく中でどうやってインフラの整備をしていくかというのは非常に重要な視点かと思ってございます。例えば63ページですが、今回、都市マスタープランの見直しに当たって、人口構造変化への対応というのも一つ、その重要な視点だというふうに認識してございます。人口増加が続く中でも、生活の質をどうやって向上させていくのかですとか、人口推計の中では将来的には減少していくということが見込まれていますし、一方で多様化する生活様式にも対応していかないといけない。都市マスタープラン全体の中でそういった視点は非常に重要だという認識を持ちながら整理をしてございまして、4章の中では、人口構造の変化への対応のところについてアイコンを付して、そういう視点で見直していますよというのが分かるように整理をしているところがございます。関連する個別計画についても、そういったことを踏まえながら検討していくことになるかと思えます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 まず、とても立派なマスタープランができたんですけども、私もこの文京区

に60年住んでおりますので、本当にこのまち、子どものときから今に至るまで誇れる都市になったなというふうにお互いに自負をしておりますし、本当に住みやすいまちですし、ここ以外、住むのを考えられないまちだというふうに私自身も思っています。また、将来に向けて、いろいろなところを改善していったり発展させていったりする基本的な指針になるわけですので、ぜひ皆さんと一緒にいいものをつくっていただければなというふうにまずは思います。

それで、ちょっと一部だけ申し上げます。まず、32ページから、これまでのまちづくりの成果と今後の課題というところでまとめていらっしゃいます。今後の課題の中で、土地利用については地域の特性を生かしていく、それから、今後の課題の二つ目、歩行空間を十分に確保して歩きやすいまちをつくっていくとかそういうことが、沿道も含めて歩きたくなるデザイン、整備に取り組んでいくとか、あと、今もありましたけど、1人当たりの緑化に対する公園面積などをまだもう少し増やしていきたいとか、それから、今後の課題で、今、単身世帯が全体の6割になったということと、総世帯の約8割が共同住宅であるという分析をいらっしゃいます。そして、また都心ですので、帰宅困難者の対策もしなくちゃいけないとか、いろいろ今後の課題が書かれていて、この課題に対してどこで戦略的に課題解決をしていくのかということ、多分、書いてあるんでしょうけど、どこを見たらいいのかというのが私にはすぐ探せないというところが、せっかく課題を抽出したのであれば、その課題解決のために今後どうしていくのかというところを具体的にまずお示しをいただいて、こうやってやっていくんだなというところが分かるようにしていただければというのが、ちょっと分からなかった理由の一つです。

それから、12月にも建設委員会で視察に行っただけですけども、どこの都市に行っても、やはりトレンドは環境問題と防災ですよね。2050年のカーボンニュートラルを目指して環境に優しいまち、そして防災に強いまちをつくっていくんだというのが、どこの都市についても皆さん最大の課題であり、そこは避けて通れない、そこを目指してまちをつくっていくという流れの中で、一つ一つの建物についてもそういうことを感じながら帰ってきたんですけども、感想文でもそういうふうに書いたんですけども、そこはやっぱりもう少し重点を置いていただきたいなというふうに思っていますが、まず、その辺いかがでしょうか。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 まず、1-3、32ページからまちづくりの成果と今後の課題ということが、土地利用、それから道路・交通とかいった形で示されているんですけども、こちら、4章の部門別の方針と合わせてございます。ですので、土地利用ですとか道路・交通という

のは、それが4章の中で同じように土地利用だったり道路・交通の方針が示されているというところでございます。ただ、大きな方針を示しているの、具体的にこうしますよという具体的な解決策までは、この中ではなかなかお示しできていないということかなというふうに思っております。

それから、御指摘いただきました環境と、それから防災というのは、まさにそのとおりだと思っております。今回見直しの視点で三つ挙げているのは、先ほどの人口構造変化への対応とともに、脱炭素社会の対応と大規模災害の対応ということで、残り二つも、今回、その見直しの中で、重点的な視点として挙げさせていただいているところで、区としても非常に重要な視点だと思っております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 よく読み込みます、すみません、何かどこへ飛ぶのかがね。これはプランですから、具体的なあれはないかもしれませんが、これから戦略に落とし込んでいって、課題解決につなげていただきたいというふうに思います。

それで、大きな表のやつが、都市拠点のところで飯田橋とか水道橋とか本郷三丁目とか東大とか、あとお茶の水とか湯島を示していただいて、駅を中心とした地域を活性化していこうと、これはこれでよろしいかとは思いますが、生活していて、あまりそういうのが、毎日の生活の中ではあまり、ちょっと実感があれないんですけど、その地域の拠点になる駅や東大を含めて、そういうところを重点的に開発や発展をさせることによって地域が潤うということなので、それはそれでよろしいというふうには思っています。

私は、ちょっとこれは個人的な感想なんですけど、都心の本当に東京駅や羽田の交通アクセスのいいところなので、よく日本の中で学会ができる都市にしようとかね、あと、世界的な会議ができる都市にしようとかという、コンベンションセンターみたいな。これからちょっと分からないですけど、三井不動産さんに何か計画があるかもしれないので、都心ならではのそういう大きな会議ができたりとか、イベントができたりとか、文京区に来て、東京駅にも羽田にも近い、そして観光して帰るみたいなそういう何か、そして、京都まで行かなくても日本の古きよき江戸時代を感じられるまちとか、そういうのがあってもいいかななんていうふうに思いますので、ちょっと御提案だけしておきます。

以上です。

○名取委員長 西村委員。

○西村委員 2か所だけですぐ終わります。うちの近辺の171ページ、大塚周辺地区のまちづ

くり。品田先生は60年、私は52年、ずっとまちを見てまいりました。何となく不燃化特区、一生懸命区は都と組んでやってくださっています。うちの子どもじゃないですけど、レゴのブロックで一生懸命いろいろ遊びますけど、レゴブロックみたいに簡単にまちを大きく引っくり返すような変化というのは見られないし、旧住民が9割以上占めるまちですから、それでまた私の同級生なんかもどんどん帰ってくる人間もおりますから、だんだんと何というんでしょう、また新しく家を建てたりして、家を建てるときにまた2項道路になって、少々削られたりしますけれども、ずっとまちを見てると、何が言いたいかという、区が言わんとする耐震化、不燃化などを一生懸命強化して、住環境の改善、防災性の向上を図る。おっしゃることは分かるんですけども、御陵の万年堀の北側というのはどんだんどんどんデベロッパーが入って新しい低層高級マンションが4件建ちました。その裏側はもう、下手したら私が幼稚園生のときからと変わらないような光景と、町並みと、道の細さと、ところどころ新しい家が建ちながら、変則的な方々は先に壁をつくって、壁をしっかりとつくったと思ったら、今度、本宅のほうを変えて、結局は2項道路で後ろに下がっていないじゃないかという家も探せば山ほど出てくるんですよ。これはもう本当に、区が一生懸命やろうとしていることは分かるんですけども、結局のところ、自分のことしか考えていない方々も実際にはいらっしゃって、なかなかああいう密集地帯でありながらも、拡幅作業というのは進んでいないというのが私の52年の統計論です。

この先、増子先生から聞いたことがあるんですけども、昔、万年堀の北側の道が、今は2項道路ですけども、6メートル以上の防災道路計画というのがあったということだったんですけど、一時期は宮内庁のほうにも一生懸命折衝したんでしょけれども、宮内庁側からの言い分は、何で俺たちだけがセットバックしなきゃいけないんだと。目の前の人たちも下がりなさいという、あなた方が下がるんだったら私たちも下がらなすの部分だったんですけども、どっちかというと沿道の人たちというのはまた自分勝手に、開運坂を上がって、上のところからもう見事に600メートル、700メートル先には、靴屋さんのところには、また池袋から来る大きな太い道があって、そこの信号が見えちゃうんですよ。そこでまたどんだんどんどん飛ばそうとする外部から来た車、ですけど、沿道の人たちは飛ばしてもらいたくないという実情があったりして、あんまり車に通ってもらいたくないという沿道の人たちですけど、外部の人たちはどんだんどんどん車を通せ、拡幅しろという、また自分勝手な意見があったりして、結局、沿道の人でも下らない、宮内庁も引き下らないで、そのまま2項道路のそのままになっておりますけど、これはよしあし、いろいろあります。

豊島区との区境のところも、坂下商店街というところでもない、毎日がアメ横みたいなにぎやかなところでもございましたですけど、そこも豊島区、国と都と、あと文京区も含んで、大きな防災道路計画というのが今から15年、20年ぐらい前にあったらしいんですけども、まちの人たちが嫌だという話があって、一切、補助金を取りやめちゃったケースもあったりして、うまく進まないんですよ。やっぱり大塚五、六丁目のほうは。ですから、こういうふうに一生涯懸命、区のやる気満々の姿勢はいつも感じとるんですけども、もう少々何か前に背中を押していただきたいという思いはあるんですけども、こればかりは、私、これからも永遠に住むんでしょうけれども、一個の打開策がなかなか見付けられないんです。答えを求めようとしても、答えも出てこないかもしれませんんですけど、何とか私自身も苦し紛れの中で、いろいろな意見があったら区にはぶつけていきますから、二人三脚で一生涯またお守りいただきたいという点が一つ。

もう一つ、管理課長なんですけれども、管理課長、自転車がどんどんどんどん軽車両扱いになって、すごく自転車のマナーがどんどん悪くなってきていると思います。車の運転を私も毎日いたしますけれども、Uber Eats（ウーバーイーツ）の連中なんかはもうさらに悪い。耳のヘッドホンを聞きながら、それで車のごとくナビみたいなものをつけながら、あるときは歩行者、あるときは車の信号を使い、あるときは反対車線に、もうマナー違反なんてもんじゃないですね。この間、たまたま増子先生とお話をする機会がありましたら、もう東京都、警視庁のほうもどんどん厳しくこれから切符、罰則まではいっていないらしいですけども、5,000円からマックス1万5,000円の切符を切るような、去年の暮れぐらいから強化をしたんだという話をお聞きしました。ぜひとも区のほうも、何でもかんでも車のせいになっているのが現状でありますから、歩行者を守るためにも、自転車のマナーというものを非常に、なかなかその指導というのは難しいんでしょうけれども、一番マナーの悪いそのUber Eatsの人たちに区から指導にしろといったって、それはなかなか難しい問題でしょうけど、この二つをお聞きします。これから佐久間課長のほうには、文京区の一生涯懸命やろうとしている耐震だとか、防火だとか、細街路拡幅というのは分かるんですけども、もう少々、何か力強い後押しをしていただきたいということ。管理課長のほうは自転車のマナーとルール、どう対応していくかということ。この二つを聞いて終わります。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 都市マスタープランの観点から回答させていただきますが、162ページのほうに、山手地域中央のまちづくり方針図というのを示してございます。こちらのほう

で御指摘の大塚五、六丁目については、現在のところ、防災道路を整備するといったような計画はございませんので、細街路拡幅整備事業や建築物耐震化・不燃化などによって、住環境の改善や住宅の防災性を向上させていくというのが都市マスタープラン上の基本的な方針というふうになってございます。それを具体的にどういうふうにしていくかということについては、個別計画の中で推進するための方策を練って地域に入っていくということになるかなと思ってございます。

それから、自転車につきましても、都市マスタープラン上でいいますと105ページになりますが、4-2の道路・交通ネットワーク方針で一番最初に挙げているのが歩行・自転車利用の環境整備ということになっていて、誰もが安全で快適に歩くことができる歩行空間の整備、その次に、自転車活用の推進ということで挙げてございます。都市マスとしても、歩行者、また自転車については重要な視点として見直しのほうを進めてございます。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、大塚五、六丁目のことですが、今、委員が御指摘のように、細街路事業、それから、いわゆる不燃化特区という形で、平成27年より、もう10年間ぐらいの計画で、今、取り組んでいるところでございます。なかなか進んでいないという御指摘、確かにあろうかと思うんですが、このまちをどうしていくかということについては、この不燃化特区を定めるときから地域の方とも意見交換しながら進めてきたところでございます。いわゆる新防火地域という規制もかけながら、なおかつ不燃化建て替え等に対して助成をするという、そういう規制と助成事業というのを併せて、今、進めておきまして、大きくまちを変化させるような取組ではございませんけれども、個々の建物を少しでも耐火性の高い燃えにくい建物にすることで、何とかまち全体を燃えにくい安全なまちにしていくということで地域の皆さんとも進めているところでございまして、現在のところ、令和7年度までの事業予定で進んでいるんですが、東京都とも意見交換は度々しておきまして、そこで終わりなのかどうかというのは事業として、今後、見直しというか、この成果を見ながら、その先というものを含めて区としては取り組まなければいけないところなんじゃないかというふうに考えておきまして、そういった方針をこの都市マスの中でも、こういうふうな形で記載していただいているのかなというふうに考えております。

○名取委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 自転車の指導ということでございますけれども、文京区でも警察署が自転車への取締りを強化するというふうに聞いてございますし、私どもとしましても、警察と協力



をして、自転車が安全にルールを守って走行していただけるように、様々な安全講習会ですとかそういったものを通じて交通ルールを守って走行していただくように啓発活動をしているところでございます。配達員に特化したというものではございませんけれども、いずれにしろ安全に走行していただくよう、全区民に向けて啓発活動をこれからもしていきたいというふうに思っております。

○名取委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 今、区道上におきましてナビマーク等の自転車通行空間の整備事業を進めているところでございます。先ほど管理課長が申し上げたとおり、ソフト・ハード両面から、自転車・自動車等の通行空間の環境整備に努めていきたいと考えております。

○名取委員長 吉田土木部長。

○吉田土木部長 それぞれ管理課長、道路課長のほうから交通安全対策、自転車等について、今、御説明申し上げましたけれども、委員がおっしゃるとおり、我々区としましては、啓発活動ですとか道路環境の整備ということを、やはり地道にやっていかなくちゃいけないんですね。委員のほうからありましたとおり、今、警察庁のほうで法改正があつて、そういった取締りの強化が進んでおりますけれども、私たちとしては、そういった即効性があるものを、やはり指導を担当している警察庁のほうにやっていただいて、なかなか即効性はないけれども、地道に長い息のあるしっかりした計画を持った啓発活動をしていってと、それが有機的に結びついて相乗効果を持って自転車等についても、やっぱり効果的な政策に結びつくであろうということを考えておりますので、その辺の役割分担と協働をしていく、一緒になってやっていくというようなところを見据えて、政策のほうを進めていくべきだというふうに考えておりますし、実際にやっているところでございます。

○名取委員長 西村委員。

○西村委員 大変ありがとうございます。進むべきこと、タイムリーにいろいろ対応して下さっているのは、もう十分にまちの人も分かっておるんですけども、もう少々力強い後押しを引き続きよろしくお願ひしたいとともに、2列目の管理者さんにおかれましても、引き続き宮内庁との折衝をまた強化されまして、ある時期から豊島ヶ岡御陵の東側のほうも都のほうの土砂災害の注意エリアになってしまって、その近辺の大地主さんから、余計なことを都が指示しちゃったものだから、うちの家賃だとか評価価値も下がってしまうじゃないか。じゃあ、その崖崩れハザードマップを外すのか、もしくはそこを強化するかという部分で、ずっと五木田さんの時代から宮内庁と折衝していただいて、正式に宮内庁でゴーの判断

が出たわけでございますけれども、非常に時間がかかっちゃっているところがありますけど、また引き続きお見守りをいただきたい。

よく私、一般質問でユーモアがほとんどの部分で、ウォーター水路計画をよくお話しさせていただきます。これは、でも半分冗談のようで、9割9分本気でございまして、できる、できない、後押しというものは本当に非常に、できるか、できないか、何十年かかるのか、ジレンマの部分ですけれども、私は本当にいい部分でもうついそこまで来ていると思うのが、飯田橋近辺の水路の活用だと思います。この間も都市計画審議会の時間でも少々お話しさせていただきましたですけれども、この日本橋近辺というのはどんだんクルーザーだとかお花見船が出発して、昔では考えられなかったですよ、お茶の水だとか後樂園のほうまでお花見船が出てきたという部分は。もう今や隅田川の浅草発お台場だとか、ミヤケ棧橋とか近辺の都営交通だけじゃないんですよ。お花見のシーズンなんていうのは、もうすごい数のクルーザーが出たり入ったりしております。それが十分な水路の大きさは取れていますから、目黒川とはまた違った観光活性化というのは十分に活路はあると思うんです、文京区というのは。そういうものも夢のある、また水路を使った観光事業等も何か入れた、これはマスタープランなのか観光プランなのか私も分かりませんが、頭の中に入れていただき、今後、検討していただきたいと思います。

終わります。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 神田川についてのお話かと思いますが、111ページのところに、4-3の緑と水のまちづくり方針という中で、ちょうど111ページの一番最後のところ、(3)道路や河川における緑と水ネットワーク軸の形成の一番最後に、「神田川沿いにおいては、斜面緑地や水辺を楽しめる空間づくりを進めます」ということで、大きな方針は示してございます。せっかく河川もございますから、そういった中で、ただ防災上の河川としての位置付けだけではなくて、そういった親水的な意味での神田川の活用ということについても、大きな方針としては示しているところでございます。

○名取委員長 続いて、よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 まず、パブリックコメントについてなんですけれども、総合戦略も地域福祉計画についても、パブリックコメントが報告事項の資料に入っているんですけれども、なぜ、文京区都市マスタープランでは添付されていなかったのかということと、今回の文京区都市

マスタープランに寄せられたパブリックコメント、500件を超える御意見、全部読んだんですけれども、重複する御意見を整理したり、例えば飯田橋の再開発への御意見などの同趣旨のものを抜粋という形でまとめれば、総合戦略と同じくらいの分量になりそうなので、ぜひ報告が欲しかったなと思います。次回からはぜひお願いします、ということがまず一点。

そして、パブリックコメントの区の考え方を読みますと、通常はパブリックコメントではできない理由がよく示されているところなんですけれども、ほぼ全てに見直しを進める中で検討してまいりますとありました。それはとてもいいことだと思うんですけれども、見直し検討協議会の委員の皆さんからの御意見は、対応したものについて具体的に示されています。今回、この500件を超えるパブリックコメントから素案に採用されたものはどのくらいあって、もしあれば具体的にどういうものだったのか教えてください。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 こちらのパブリックコメントについては、6月定例議会のほうで中間まとめ（案）ということで御報告させていただいて、それについて7月にパブリックコメント、それから説明会を開催させていただいております。そのパブリックコメントについては、区の考え方も含めて、9月頃だったと思いますが、ホームページ上で既に公開をされていて時間もたっていたということで、今回は資料としておつけしていなかったということでございます。

それから、この都市マスタープランについては、区民の方からの意見をいただきながら進めていきたいということもございまして、中間まとめ（案）でパブリックコメントをとって、今回、この委員会の後ですね、3月にこの素案についてもパブリックコメントをやらせていただくことにしています。中間まとめ（案）につきましては、一度、たたき台のようなものをつくった上で意見をいただいて、意見をできるだけ反映したいという思いから、区の考え方については、ほぼほぼ検討していきますということになっているかと思っております。

この500件を超える中で何件反映できたのかということについては、そういった視点での集計はしてございませんので、なかなかお答えできないところなんですけれども、例えば飯田橋なんかについては、文京区の玄関口として拠点化してほしいですとか、湯島なんかについても、防災・防犯の面から地域の課題を解決するまちづくりをしてほしいですとか、それから、緑を大事にしてほしい、低層の住宅ももっと欲しいとか、様々意見がある中で、そういったものについては将来都市構造図の中で拠点を増やしたり、また、守るものとして、緑や低層住宅地を拠点やゾーンとして新たに位置付けたりということで、反映できるものについては

できるだけ反映したというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。ありがとうございます。

それで、具体的にパブリックコメントの中にあつた意見から伺いたいんですけども、地域別の方針はあるものの、行政側の一方的な必要性や将来の姿が描かれているだけであり、そこに住む区民がその地域において何を重視し、何を不満に思っているのか分からず、そうした住民の実態に沿った必要性や将来の姿であるのか不明ですとの御意見がありました。私も過去の委員会で、その地域に住む住民の御意見を反映させた地域別方針にしてほしいというふうに要望していたんですけども、今回のこの大量のパブリックコメントを読んでも、そういう地域ごとの具体的なものはあまりなくて、反映できていないのではないかとちょっと心配になったんですけども、いかがですか。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 そういった地域別のことも含めて意見をいただきたいということで、パブリックコメントも2回に分けてしていますし、説明会についてもオープンハウス型ということで、朝10時から4時までですか、それを4日間、開催させていただいていると。今回、地域別の中では、その地域の特徴というのを出したいということで、例えば130ページ、五つに分けた地域別の中で、(2)のまちの現況と将来の姿というのは、今回、素案で新たに設けた項目になってございます。130ページでいいますと、都心地域になりますが、まちの現況ということで、地域の概況、マル2、人口・世帯の現況と動向、それから、次のページに進んでいただいて、マル3、土地利用・建物の動向ということで、人口の推移ですとか、その地域ごとの土地の利用状況、また、その建物の高さ、そういった様々な要素をここの中で確認をした上で、改めてそれぞれの地域の将来の姿ですとか、また課題なんかを記載して、(3)の地区のまちづくりの中でこういう方針でいきたいということを記載させていただいているという流れになってございます。ですので、御意見については、一定、反映したというふうに認識してございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 例えば131ページとかを見ると、これはデータがあつて分析ということかなというふうに思ったんですけども、そういうことではなくて、先ほど反映させていただいているということなので、そうかなとは思っているんですけども、皆さんがまちづくりに対してそれぞれの地区でいろいろ考えていることを最近よく私も聞いているので、そうい

った意見というのが、皆さん、やっぱり身の回りの今の課題に取り組んでおられることが多いので、さすがに10年後にこんなまちにしたいとか、緑が増えたらいいとか、CO2を2050年にはゼロにしたいとか、そういうことはあるでしょうけれども、具体的に土地利用についてどうだとか、そういうビジョンというのは、都市マスタープランのオープンハウス型説明会で示されたところでもなかなかぴんとこないところがあるというふうなこともよく聞くので、そういった細かい意見とか地域課題みたいなものをもうちょっと拾えるスキームが欲しいなというふうに思って、そういう感想を持ちました。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 今回、初めてパネルを展示して、必要に応じて職員などが個別に御説明する形の説明会を開催したんですけど、実際、そういった説明会でいただく意見というのは、むしろ副委員長が御指摘のような身近な御意見が多かったという感想を持ってございます。例えば公園について、具体的にこの公園がこうだから困っているとか、道路についてこうしてほしいみたいな意見はございました。それはちょっと都市マスタープランの基本的な方針とは違う話になってくるので、当然、ここに反映はできないんですけども、いただいた御意見というのは所管課のほうにお伝えをして、対応についてお願いするということはしてございますので、都市マスタープランに具体的に反映できていない細かい具体的な日常のお話についても、きちんと対応はできたのではないかと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。オープンハウス型で説明会をしたり、区民の皆さんの意見を広くすくい上げていただくというふうな工夫は今回していただいているので、それはさらに進めていただきたいなというふうに思います。

補足で、区民参画についてももうちょっと伺いたいんですけども、やっぱり今回、都市マスタープランを共有し、協働のまちづくりを進める実現に向けてというページがすごく充実してきたので、そこは評価したいと思っているんですけども、実現のために区民が情報を集めたり、課題を把握したり、目標を理解することが役割分担として課されていて、実際、そういうことをしないとまちづくりなんてできないということはよく私も承知しております。ただ、地区計画を立てるためにはこんな手続を踏みましょうと言われても、これまでも指摘しておりますけれども、かなりハードルが高いです。パブリックコメントでどなたかが御紹介されていたんですけども、杉並区の例なんですけれども、「まちに暮らす人々がまちを大切に作る気持ちから、自発的に話し合っただけで課題に取り組むことによって、地域の事情や特

性に合ったまちづくりが可能となります。近隣や身近な地区ごとのまちづくりの計画やルールづくりは、まちづくりの根源でもあり、地域のコミュニティづくりにつながっていくものです。区は、このような身近な地区のルールづくりを支援していきます」と示しているんです。これはすごく区民参画を歓迎する感じにあふれているなというふうに私は感じました。まさに午前中に話し合ったまちづくり基本条例で支援してほしいなということなんですけれども、文京区の場合、まちづくり基本条例はできませんので、そういう区民参画歓迎のニュアンスを付け加えるなり、もうちょっとハードルを下げる工夫が欲しいなというふうに思いました。

また、次に、これもパブリックコメントにあったんですけども、高校生アンケートをとったり、子ども版の都市マスタープランをつくったりするなど、子どもの視点も取り入れていただきたいと私も思います。文京区でも子どもの権利条例ができますし、子どもの意見聴取、政治参加も今後必須になっていきます。子どもに伝わるようにつくられれば、都市マスタープランへのハードルも下がるはずで、分かりやすくなれば大人も理解が進むことと思います。これもぜひ検討してください。

そして、進行管理や検証についても、改定検討協議会だけではなく、区民・住民がチェックする仕組みを両輪で走らせることができるようお願いしたいと思います。

以上、区民参画についてもろもろ申し上げましたが、いかがでしょうか。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 まず、区民が主体のまちづくりの推進ということをしていきたいということで、マスタープランのほうをつくらせていただいていますけれども、188ページに協働によるまちづくりの推進ということで載せさせていただいています。区民の皆さんには、下の図のほうで示しているとおおり、地域からこういったまちづくりをしたいということがあれば、区としては、例えば窓口ですとか電話での対応から始まって、職員の派遣、また、コンサルタントの派遣など、必要に応じた支援をしていながら、区民の方と一緒にまちづくりを進めていきたいという認識でございます。こちらについては、209ページから都市マスタープランの巻末のほうに「文の京」自治基本条例のほうを添付させていただいています。午前中でもちょっとお話がありましたが、この基本条例の中で協働・協治というのが自治の理念として位置付けられていますから、そういったものを踏まえて、区として地域の意向に沿ったまちづくりについて、支援をきちんとしていくということをここに記載をしているところでございます。

それから、子どもの視点ということにつきましては、この都市マスタープランについてもなかなか難しいところはあるかと思えますけれども、今回、パブリックコメントをやるに当たって、小学校4年生から中学校について、パブリックコメントをやるということについては周知をお願いすることにしてございます。それから、オープンハウス型説明会の中で、説明の動画を20分程度のものをつくって流す予定にしているんですが、20分はちょっと長いので、お子さんのタブレットのほうには10分程度短縮したようなものを載せて、周知をした上で意見をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 進行管理、検証の区民参画をお願いします。

佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 すみません。195ページを御覧いただきたいんですが、都市マスタープランの進行管理につきましては、下の図に示したとおり、評価・検証の方法とイメージということで、2030年度を目標年度にしていますので、その前に、評価・検証を行って、仮称ですが、白書というような形のを事前に整理をした上で、次期都市マスタープランの策定に進んでいくという流れにしたいと思っております。それぞれ区民の方に、この協議会の中で、今回の見直しでもそうしていますが、区民の方の参加を求めた上で進めていきたいと思っておりますし、パブリックコメント説明会、そういった中で意見も当然取り入れながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。子どもの視点を取り入れることも含めて、できるだけたくさんの方が関心を持って参加してもらえるように工夫を重ねていってほしいなというふうに思います。

最後に、誤字・脱字とか本文中の表に出てくる順番の整理など、細かい部分については時間がないので、そのままだでもやってくださるのかとは思いますが、後ほど直接お持ちしたいと思っております。

ちょっと言っておきたいところが少しだけあって、例えば都市計画道路について106ページで、千川通り（補助79号線）について、都からもう計画変更を具体的に示されているので文言を変えなくていいのかということと、あと、同じページで環状三号線については、先ほども御説明がありましたけれども、区民が既に反対の意を示してきたのに、地域と区民の理

解が得られる計画になるようというふうな意味合いでは、かつて意見を都に上げてきた区の姿勢とも矛盾するのではないかという、これは意見です。

それと、45ページの住宅・住環境のところ耐震化率の状況、一般住宅のグラフがあるんですけども、51ページの防災のところでも、これは一般住宅だけではないんですが、耐震化率の推移の同様のグラフが出てきますが、51ページのこちらの防災のほうは、以前は不燃化特区の実績でした。そのほうが重なりもなくていいのではないかなというふうに感じました。

それと、最後に120ページの景観形成の方針図なんですけれども、87ページの将来都市構造図と似過ぎているので、何を示したいのかちょっと差別化することで、例えば緑といったら緑だけの特化した地図になっているので、ああ、これは緑の部分を示しているんだなというのが図でも分かりやすいんですけども、あまりに似ているので、差別化をして意図をはっきりさせたほうがいいのではないかなというふうに思ったので、そちらのほうは検討してください。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項1につきましては質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項2、耐震化促進事業の拡充についてでございます。

御質疑のある方。

依田委員。

○依田委員 二つお願いいたします。まず一つは、木造住宅の耐震診断・耐震化の助成についてなんですけれども、建築物で旧耐震、新耐震が大きく1981年のところで分かれるというのはそれなりに知られていることだとは思いますが、木造住宅に関しては新耐震基準であっても結構怪しいものが多いぞということは、多分、あまり知られていないんじゃないかなと思います。かつ、この2000年のところで基準の改正みたいなものがありまして、さらにそこでより安全か、そうでないかというところが分かれるというのは、なおさらあまり知られていないのではないかとあって、私もあまりその点は認識しておりませんでした。今回、2000年以前の建物に関しても、木造に関しては診断をしたり改修をしたりしていきましようという方針になって、この事業につながっているとは思いますが、まず、その1981年以降のいわゆる新耐震と言われる建物の中でも、木造の建築物については耐震性について怪しいものがあるよということについての周知徹底を相当図っていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、まずその点、どのようにやっていくおつもりか、お願いいた



します。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、御指摘いただいたように、これまでは一般的に1981年以前の旧耐震、いわゆる昭和56年以前に建てられた建物についての耐震化というのは非常に力を入れて区でもやってきたところがございます、今回、初めて昭和56年から平成12年ぐらいに建てられた新耐震の建物なんです、その中でもさらに2000年に建築基準法が実は改正されていて、木造建築物について若干基準が変わったということがございます。これに関しては、新聞等でもちょこちょこ報道はされていたんですけど、そんなに知られていないのかと思うんですが、いわゆる熊本地震の被害の状況を国土交通省のほうで整理した結果、やはり2000年以前の基準のものは新耐震であっても倒壊する例が多かったということで、その辺の見直しをしたということかなと思います。東京都としても、昨年、先ほど御説明したように、東京都の耐震改修促進計画が改定されまして、こちらの部分に力を入れていくことで、地域全体の災害時の防災性が高まるのではなかろうかということで進めているところがございます、周知に関しましては、今後、区のホームページとかパンフレット等の作成は当然やっていくんですが、これまで2年ほどにわたって旧耐震の建築物の所有者には戸別のダイレクトメールの送付とかをやっておりました。全域を一気にやるのはなかなか大変だったので、5年ぐらいかけて進めているところなんです、来年度からは、今回対象になった新耐震の木造建築物についても、できる限りそういった周知を含めてやっていきたいなというふうに思っております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。では、戸別にも御連絡をいただけるということで、その点はちょっと安心いたしました。

もう一点なんですけれども、緊急輸送道路沿道の話なんです、一般緊急輸送道路の沿道の耐震診断に関する費用の助成というのが10分の9で上限200万円というふうになっているんですけれども、最初に特定緊急輸送道路の耐震診断ですとか改修が始まりまして、恐らく特定緊急輸送道路沿いは耐震診断が義務だったんですかね、その裏返しとして非常に診断に関しては手厚い補助が出ていたと思います。ほとんど持ち出しがなしでできるような、そんな仕組みだったと思います。一方で、診断は受けたけど、結局、改修ができていないというマンションが幾つかあったりして、それはそれで問題だと思うんですが、今回、一般緊急輸送道路もまた、一見この耐震診断に関しては10分の9ということで非常に手厚くは見えるん

ですが、一方で上限200万円となると、多分、今どき鉄筋コンクリートの建物の耐震診断で200万円に収まらないんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺の何というか相場感はどうなんでしょう。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 耐震診断の費用に関してでございますが、一般緊急輸送道路に建っている建物というのは、我々のほうでチェックしたところ、大体1,000平方メートルぐらいの中規模の建物が多いのかなというふうに今のところ把握しているところでございまして、大体1,000平方メートルぐらいの建物ですと、一般的な耐震診断費用は100万円から、ちょっと凶面がないとかいろいろな条件によって多少違うんですが、300万円ぐらいでできるのではないかと考えておまして、10分の9かつ上限200万円でおおむね妥当な割合なのかなというふうには考えております。

それと、これまで一般緊急ではなくて特定緊急輸送道路については、御指摘のように、東京都の条例で耐震診断を義務にされていた関係もあって、ほぼ100%に近い割合で診断費用は助成させていただいていたんですが、そういったところの事例を見ても、1,000平方メートル程度であれば大体、自己負担割合1割で200万円上限というのは、おおむね妥当な金額なのかなというふうに考えております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。もっと大きい建物だとね、最近、1,000万円とかそういうオーダーでかかってくるイメージがあったので、道路の広さにももちろんよるとは思うんですけども、そのぐらいの、おおむね賄えそうだとということで、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 耐震化は、今、前田課長が御説明したように、いろいろな日本各地で災害なんかがあることによって、支援道路の整備をしたり耐震化を促進するというのは大変重要なことだと思います。文京区の耐震事業はこのまま引き続きやりながら、さらに昨年までは特定支援道路、限られた支援道路の助成をやっていたのが、今回は支援道路を拡充したと。不忍通りとかは入っていなかったのが入った、分かりやすく言うと、ということですよ。そういう状況で拡充の輪が広がっているのは大変ありがたいんですけど、その上で、周知とか告知について、ホームページだとかロビー活動なんかも大変大事だと思うんですけども、例えば建築会社とかは営業のツールの定石に使えるとなると、自分で当然、業ですから、お客様

にリフォームを提案するときに必ず調べますから、その辺は業者側は問題ないと思うんですけども、やっぱり耐震化を促進するためには、区民の、要は発注する側の人たちにも広く知らしめるというのは大事だと思うんですよ。そのためには、例えば春日通り、不忍通りにも今回広がったわけですから、それこそ第六建設事務所と、第六建設事務所は助成のもとにもなるわけだから、分かっているから、地権者と拡幅工事の交渉をするときに、助成もありますよという話は第六建設事務所からちゃんとするのか、それとも文京区が第六建設事務所と一緒に、不忍通りや春日通りの拡幅というのはみんな早くやりたいという人も多い、要はいまだに歩道が狭かったり、傾斜していたり、歩道に電柱があってなかなか通行しにくい道路を、よりよい魅力ある文京区にするためには、一日も早く拡幅してきれいな歩道を整備してバリアフリーをつくるだとか、高齢者も老若男女、生活しやすい環境をつくるためにも拡幅が大事だと、そこにもつなげられるじゃないですか。そういった意味で、第六建設事務所との協力だとか、地域のそういった拡幅の対象になっている地縁団体とかね、商店街とか、自治会なんかに周知することによって、その役員から広めてもらうとか、その拡幅対象になっているところだけじゃなくて、今回はこういう旧耐震の木造なんかも入っているわけだから、お世話になる自治会や支援団体にぜひ広めてくださいと広めると、町会連合会とかにもお願いして、という提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、御指摘のように、住民の方、それから建物所有者の方が耐震性を確保するのが大事だという周知というのは非常に大事なと我々も思っております、これまでも様々な形で、例えば防災フェスタとかに参加させていただいたりもかつてはしてまいりました。現在も地域の方が来やすいようなという形で、例えば地域活動センター等を活用した形での相談会なども定期的に行っておりますので、そういったものも含めて、今、御提案いただいたものも、今後、検討させていただいて、よりこの制度の周知には努めていきたいというふうに考えております。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 まとめます。そうですね、地域活動センターもやっていた、ごめんなさい。老朽化していて、今年やろうか、来年やろうか、5年以内にやろうかという方は結構いらっしやると思うんですよ。この助成の意味というのは、それをできるだけ背中を押してより早めにやりましょうというのがポイントだと思いますので、せつかく金額面も今まで平米単価でやっていたりしたのが、どかんと200万円とか1,000万円みたいになっているわけですから、

ぜひ周知していただいて、災害に強いまちづくりをしていただきたいと思います。

以上です。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。二つお伺いしたいと思います。

まず、区の耐震改修促進計画によると、令和3年3月からスタートして、3年を目途に検証するというふうにありましたので、これについてはどのように考えていらっしゃるのか。今回のこの拡充によって、目標としていた一般住宅では、令和7年度末までに95%の耐震化ということになると思うんですが、これに大きく貢献していくことになるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 耐震改修促進計画の検証見直し作業でございますが、来年度の令和6年度に検証を行う予定にしております。内容としましては、令和5年度末の耐震化率の現状把握及び令和7年度の推計値及び耐震改修の支援施策の実績等の検証を行うというところで、令和7年度にこちらの耐震改修促進計画のほうの改定を行う基礎資料というところを目途に、来年度、検証作業を行う予定にしているというところでございます。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 残りの部分の質問で、今回、耐震化促進事業を拡充することが、例えば目標95%に資するものかどうかということなんですけど、耐震化促進事業全体の周知という意味ではそういった面もあるんですが、今回追加した部分というのは、先ほど少し御説明したように、1981年から2000年の建物といいますか、昭和56年以降の建物の一部について助成を拡充したことがございますので、正確に言いますと、現在の文京区の耐震改修促進計画では、耐震化の目標等は今はまだ設定されていないところでございます。今、建築指導課長が御説明したように、来年度以降、検討していく中では、こういった新たな東京都の耐震改修計画に合わせた形で、新耐震木造建築物の耐震化率の目標等も一緒に定めていくことになるのではないかなというふうには考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。まずは検証をしていただく予定ということで、ぜひよろしく願いします。

あと、やはり先ほど来の質疑でもありましたが、我々一般区民にとって何か違いとか、その辺がちょっと理解が難しいという部分もあるかと思っておりますので、ぜひ分かりやすく周知を

していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 結構大変だなというふうに、急に、今までは昭和56年以前と二グループに分かれていて、旧耐震のほうを何とかしていこうということだったんですけど、急に1981年から2000年までの真ん中のブロックの人たちに拡大していった増やしていこうということで、それから、もちろん緊急輸送道路の建築物の助成を増やしていこうということで、おおむね何棟というのかな、何件というのかな、たしか2,000件というふうに御報告を受けたような気がします。その2,000件に対して、2ページ目の助成の内容なんですけど、何年ぐらいかけてどうやって達成していこうと。先ほども、この助成金額でいいのかということもあったんですけど、工事の単価が上がっているの、このお土産で、さあ、やろうかという気になるのかなとか、その辺が心配なんですけど、どういう計画になるんでしょうか。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、今回拡充した部分で言いますと、一般緊急輸送道路に面しての建物については、あ、失礼しました。1981年から2000年のほうの、申し訳ありません。これ、過去の我々が把握している範囲でいうと、恐らく2,000件前後、2,000から2,200ぐらいの間ではなかろうかというふうに考えているところなんですけど、基本的には自助・公助というか、そういった考え方もございますので、まずは啓発をしていく中で耐震性の確認をしていただきたいということが最初なかなというふうに思っております。耐震化率を上げるという意味では、東京都は昨年この改定の中で、令和17年度末を目標に耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消という、結構大きな目標ではございますが、そういった目標を都としては立てられておりますので、今後、区も恐らくこれを参考としながらどういうふうにするかという具体的な計画、先ほどの文京区のほうの耐震改修促進計画の検討の中で決めていくことになるのかなというふうに思っております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 1981年から2000年、この20年間は結構マンションがどんどんどんどん建っていた頃なかなというふうに思ったりもします。それで、マンションなんかは大規模修繕の時期にかかったりとかして、自分のマンションとかを見直そうとしている時期なので、何かそういう御相談のときにもきちっと手当てをしていただいたり、あと、木造については特に早く、能登半島地震のときもかなり木造は大ダメージを受けていたので、木造に関しては本当にス

ピーディに耐震補強をしていただけるような、少しスピードアップをしてやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、マンションのお話が少し出たかと思うんですが、今回拡充するのは木造住宅の部分でだけございまして、マンション、鉄筋コンクリートとか鉄骨でできた共同住宅のようなものは、1981年以降の基準で建てられたものについては耐震性は十分あるのではないかというふうに考えております。

○名取委員長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 先ほど、旧耐震の建物2,200件というふうに伺ったんですけれども、旧耐震の中で耐震化ができない人たちのことがとても心配です。対象外となってしまう防火地域、防火地域内だと対象外になってしまうというふうに伺っているんですけれども、防火地域内の旧耐震の建物はどのくらいになるのかということと、防火地域内はシェルター助成になるということなんですけれども、シェルター助成はいつから始まったのか、また、これまでの実績はどのくらいだったのか、伺います。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 防火地域内の木造の旧耐震建築物という趣旨かなというふうに思っておりますが、文京区内にその対象となる旧耐震の木造の建物が防火地域にどのくらいあるか、ちょっと把握は正直しておりません。ただ、何度か申し上げているとおり、防火地域というのは耐火性の高い建物をつくるエリアということで、地域全体の燃えにくいまちを実現するというのでございまして、できれば建て替えていただきたいというのは区としての考え方でございまして、今、御紹介していただいたシェルター助成に加えて、木造住宅でも除却助成については助成対象としているところでございます。申し訳ございません、その除却助成も、防火地域に何件あるかというのはすぐにはなかなか把握できないような状態でございます。あと、シェルター助成については、一番最初に始めたのは平成23年度から助成制度を開始してございまして、これまで2件の実績がございまして、

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 これまで2件しかないということは、さらに心配になるんですけれども、いずれも高齢とか独り暮らしとか資金不足などで耐震改修できない事情があるからこそできていないというふうに思えるので、防火地域内は改修ではないんですけれども、補助率を上げ

るなりしないとなかなか進まないのではないかなというふうに思うので、ぜひそこは対策などを考えていただきたいなというふうに思います。

それと、以前から緊急輸送道路沿道建築物に対する助成に関しては、権利関係が複雑で耐震化率を上げることは難しいという課題がありましたけれども、周知ももちろん大事なんですけれども、耐震化が進むような対策とか、例えば補助率を上げるなどの、先ほどまでの議論で十分じゃないかという議論もあったんですけれども、そういう耐震化率を上げる、権利関係で弱い人たちができるように何かいい方法はないのか、教えてください。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 権利関係というお話もございましたけれども、一つ、区として、なるべく窓口に来ていただいた住民の方とか建物所有者の方に対しては、何が課題なのかというのは丁寧に聞き取りしながら対応しているところでございます。その内容によっては、御指摘のように権利関係とか民事の問題とかいろいろな問題を抱えていらっしゃる方もおりますので、例えば、これは東京都さんに用意していただいている耐震化のアドバイザー派遣に関しては、建築士の専門家以外の方、弁護士さんとかという方を派遣していただく事業等もありますので、そういったものも御紹介しながら、個別に丁寧に対応しているところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

それでは、続きまして、土木部より1件です。

報告事項4、竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）についての説明をお願いいたします。

村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 それでは、資料第5号、竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について御報告申し上げます。

まず、この中間のまとめでございますが、当初は、今年度中に基本計画を取りまとめ、来年度に設計委託事業者のプロポーザルへと進めていく予定でございましたが、これまで区民の皆様や利用者の方々に御意見を伺う際に、今回お示ししているような図面やパースといったイメージがない中で行っていったため、将来の公園や建物などのイメージを持つことが難しかったのではと考えております。今回、ベースとなるものを一定可視化いたしましたものを用意いたしましたので、改めて議会や区民、利用者の御意見、御要望をいただき、今後

の計画案の取りまとめを進めていきたいと考えております。したがって、この中間のまとめの内容は確定したものではないということを御理解いただければと存じます。

それでは、資料1ページを御覧ください。概要及び経過でございますが、老朽化した小石川図書館の改修を目的として進められました文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会の報告により、小石川図書館の敷地を竹早公園に組み込む一体的整備について示され、検討を進めてまいりました。その後の検討では、一体的整備のコンセプトを定め、令和4年12月より本基本計画の検討を進めてきたところであり、今回、その基本的な考え方に基づく各施設の整備目標について御報告いたします。

8ページを御覧ください。図2-2に現況敷地図を示してございます。赤枠が竹早公園、オレンジの枠が小石川図書館の敷地となっております。竹早公園の中には、大まかに広場が2か所、テニスコートが2か所配置されています。また、土地の高低差がありまして、図中下から上に向かって下り勾配となっております、全体で5メートルほどの高低差となっております。

9ページを御覧ください。各施設の現況を示してございます。敷地面積ですが、竹早公園の敷地は約7,500平方メートル、そのうちテニスコートは約43%を占めております。また、図書館は約670平方メートルほどあります。

次のページ以降は、より詳細な現況報告となっております。

14ページにお進みください。6、整備に関する関係法令・条例、手続等として、都市公園法、都市計画法、建築基準法、東京都文教地区建築条例について整理してございます。主な内容としましては、表の2-8のとおりでございます。

20ページを御覧ください。令和4年度に行いました基礎調査では、整備コンセプトとして、1、公園の利便性の向上、2、スポーツ・学びの拠点、3、多様な人の交流を生み出す空間の創出を掲げ、本計画では、その実現を目指す整備計画を作成してまいります。

21ページを御覧ください。第4章、区民参画でございますが、アンケートやワークショップなどの実施状況、それから、次ページ以降は主な意見のまとめを行ってございます。

最終的には29ページへお進みいただきまして、いただいた御意見等を踏まえまして、表の4-13、現状や区民意見を踏まえた各施設のキーワードを取りまとめております。

30ページを御覧ください。既存施設の課題をまとめております。

これらの区民の意見や、施設の課題を踏まえまして、第6章、施設整備方針としまして、33ページにお示しをしてございます。記載のとおりですが、公園の機能向上、各施設の連携、



利用者の交流、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境配慮といった方針の下に整備を進めてまいります。

35ページを御覧ください。第7章では、導入する機能・サービスをお示ししまして、それを踏まえまして、39ページからは、具体的に必要な施設整備目標の検討を行っております。

41ページの中段を御覧ください。施設整備も目標といたしまして、公園は現在の竹早公園で活動可能な広場面積2,550平方メートルと同等以上の確保、テニスコートは5面、図書館等複合施設は3,400平方メートル以上程度の床面積を目標としています。

次に、施設配置案ですが、45ページを御覧ください。中ほどの平面図でございますが、園内の配置は、公園とテニスコートは集約し、図中の右下側に広場、左側にテニスコート、右上側に複合施設を配置しております。

次のページに断面イメージをお示ししてございます。建物の断面を挟みまして、左側が公園広場、右側が区道となっております、建物を介して高低差による段差を解消しております。

48ページを御覧ください。先ほどの案は、必要とする施設規模を踏まえまして、都市公園法の建蔽率上限12%の範囲内での計画を示しているところでございます。今回活用する計画では示しておりませんが、立体都市公園制度を使用する場合に考慮すべき事項を示しているものでございます。

2ページにお戻りください。今後のスケジュールでございますが、3月以降、地域や施設利用者の方々に説明を行う準備を行ってまいります。

御説明は以上になります。

○名取委員長 それでは、報告事項4、竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について、御質疑のある方はどうぞ。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。私も竹早公園と小石川図書館には並々ならぬ思い入れがありまして、ようやくここまで来たかという感じはあるんですけども、小石川図書館はさることながら、竹早公園に関しては、小石川五丁目とか大塚三丁目は戦後復興の区画整理もあって、さらには東京教育大学のつくばへの移転ということもあって、公園には恵まれているとは思いますが、なぜか私、小学生の頃は竹早公園で遊んでいることが多くて、ごめんなさい、一瞬脱線するんですけど、かつてはそこで大学生のサークルがいつも小学生と遊んでくれたりして、それは非常に思い出に残っております。ちなみに、名前が久堅子供会と

いうんですけど、遊んでくれる大学生のお兄さん、お姉さんの肩書が「セッター」という名前前で、私、小さい頃、「セッター」って何だろうと思っていたんですけど、大きくなってやっと、これはセツルメント運動の一環だったのかと思って、何かちょっと感動した覚えがあります。

話に入りますけど、まず、今回、通常の立体都市公園制度を使わない場合のイメージ図というものが示されておりますけれども、これまで公園に関しては、運動施設は公園面積の50%以下にしなければならないという規制があると聞いております。現行ですとテニスコートが、クラブハウスとか、管理事務所も含め、さらにキャッチボール場も含めて、比率が恐らく四十七、八%になるかと思えます。だから運動施設に関して今の公園の中でほぼほぼフルで使っているという感じになるかと思えます。この再整備のマル1の案のイメージでは、敷地は図書館と一体化することによって公園面積が広がるわけですが、この中でテニスコートは5面が維持されるということになっていて、その一方でキャッチボール場の姿は示されていないわけなんですけれども、もちろんこれ詳細にはまだ決まっていないとは思いますが、この場合の運動施設の面積というのは何平方メートルぐらい、何%ぐらいになっているという想定になっているのでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 お示した平面図の中で、具体的に、今、何平方メートルという確定したものはございませんけれども、現況と同様の施設規模ということ踏まえたと、現況を御紹介したページで9ページでございますけれども、竹早テニスコート、こちらの面積が公園の約42.6%あるということでございますので、おおむね同じぐらいの規模にはなろうかと。ただ一方で、公園全体の面積ですね、今回、小石川図書館668.27平方メートルを一体として整備するとなったときには、もう少し公園面積の割合としては下がる方向にはなろうかと思えます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。今の計算の仕方だと、クラブハウスとか管理事務所というものはこの運動施設面積というのに含まれていると思うんですけど、これが何というか図書館の中に入るような形になるかとは思いますが、図書館と同じ建物に入るような形になると思うんですけども、その場合は、何かその計算の根拠みたいなものはどうなるでしょうか。その5割を計算する根拠というのは、何か御存じですか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まだ現在の段階では明確に5割を正確に計上しているわけではありませんので、今後の詳細な確認をさせていただきたいと思うんですけども、基本的には公園の土地面積の中での考え方かと現状認識してございまして、今後、建築を許可する部門との調整、確認をしながら、最終的に決定していきたいというふうに考えております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 何でこういう話をしたかというところ、やっぱりキャッチボール場という球技スペースがこのイメージ図では示されていないというところは、ちょっと大きな問題なんじゃないかなというふうに思っている次第です。やっぱり利用者アンケートでも、子どものボール遊び、球技の利用ということは非常に多いということは明白でありまして、今のお話ですと、単純に運動施設の面積の割合ということだけで言えば、今より大きくなる、キャッチボール場を除いてテニスコートだけの話をすれば、むしろ今より比率は下がるということなので、球技のキャッチボールのスペースをほかにつくることは規制上は恐らく可能かなということだと思うんですけども、さはさりながら、この広場とかの配置も、それから図書館の建坪が広がっているということもあるので、一旦、今のイメージでは消えているのかなとは思いますが、それについてはぜひ再検討いただければと思います。

また、テニスコートに関しても、テニスコートが5面ということになっておりますけれども、全てをテニスコート専用にしなればいけないのかというところは議論があると思います。一部か全部か分かりませんが、多目的な利用が可能であれば、それはそのほうが望ましいんじゃないかなと思っております。当然、大会等も開かれておりますので、そういったこともあって5面必要という意見もあるかと思えますし、それから、非常に稼働率が高いという数値はあるかとは思いますが、このテニスコートの需要がどれほどあるかということに関しては、これも少々議論がありまして、非常に利用料金が、2時間1,500円で非常に安過ぎるという話と、それから、本人確認のところ甘いところもあって、何とか超過需要が発生しているんじゃないかというふうに言う方も結構いらっしゃいます。実際、こちらはテニスコートの利用の話になりますけれども、半年ぐらい前から本人確認等々、幾つかの方法で厳しくなっておりますけれども、これについてどうしてそういうふうにしたのかというところをちょっとお尋ねできればと思います。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 テニスコートについて何点か御意見いただきました。まず、テニスコートを多目的にも使えるようにという御意見です。これはスポーツ振興課としても前向

きに考えたいと思っております、スポーツ振興課の課題として、区民の皆様のスポーツを楽しむ場の拡充ということがテーマとしてございます。この一環として、テニスコートをうまく活用して、いろいろなスポーツを楽しむということは一定必要かなと思っております。

二点目の本人確認のところでございますけれども、こちら従前から、いわゆるなりすましのような状態で一人の方が複数の登録カードを持って予約を取るということが散見される事実が正直ございました。昨年8月からこの確認をかなり強化しております、予約をいただいた方と登録カード、そして御本人を証明する身分証明書の提示を義務化して確認しているというところでございます。こちらについては、8月から実施をしまして、今のところ一定成果が上がっているという認識でございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 本人確認に関しては強化されているというお話なんですけれども、その前に、多目的な利用について前向きな御答弁をありがとうございました。

今のなりすましの話に関して言いますと、単に御自身が楽しむために様々な方法を駆使して申し込むというだけではなくて、その権利を転売しているかのように見えるような、何ていうんですかね、ネットのテニスのメンバー募集みたいなサイトを見ると、そういうことも見受けられますので、そこら辺は厳しくしていただければと思うんですが、これは去年の8月からのやつで、本人確認とは別に、本人確認に必ず身分証が必要ですよということと並行して、本人確認ができない場合の利用が計5回に達した時点でペナルティーがありますという仕組みになっているかと思うんですけれども、何か5回に達した時点ということは4回まではオーケーということになるわけなので、これはこれで何かちょっと甘過ぎるんじゃないかなという感じもありまして、実際、先ほどちらっと申し上げました、ごめんなさい、何が申し上げたいかという、このテニスコートは、今、九十数%の利用があつて5面が必要ですよということの前提が、この不正な利用とかも含んでの高稼働率なので、その適正な利用を図っていけば、また、その料金も含めてなんですけれども、そこまでパンパンに使われないこともあるのではないかなということ。それから、テニス以外のこともやりたい方はいらっしゃると思いますので、そちらにも振り分けていただけるような形で検討していただければうれしいなと思っております。

ごめんなさい、もう一つ、次なんですけど、図書館の建物の大きさについてなんですけれども、今回、敷地を一体化して都市公園の中に最大の建蔽率で建物を建てますよということなんですけれども、ただ、建物の床面積的には、高さ制限等々を考えると、これが別にマッ

クスの建物ではないようには見えるんですけども、最大どのぐらいの建物が建てられるのかということと、現状、案として、何というかな、地盤面というのかな、からだど2階建てということになっていきますけれども、そこの考え方をちょっと教えてください。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 建物の最大値の資料は47ページにございます表8-3、上限ということでお示しをして、マル1の案の場合というのは、今回の計画でお示した数字でございませぬけれども、その上限というのは、建物を最大限つくった場合に、建築面積ですとか延床面積、最大限という数字が記載されてございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 多分、ここに表示されている延べ床2万4,500平方メートルとかというのは、多分、この絶対高さであるとか、日影とか、そういったものは考慮されていない、単に300%を掛けただけのものなんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の何というか現実的な上限みたいなものは特には計算はしていないんでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 基本的には必要とする諸室関係のサービス、大きさを求めてから、建物全体の大きさを定めているということで、その最大限を追い求めたような計画は今のところ確認はしてございません。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。それ自体はどういった機能が必要かということから、その建物のイメージを描いたということで、その流れ自体は分かるんですけども、さはさりながら、これは図書館の中の話になっちゃうのであれですけども、もっといろいろな機能を盛り込めるような床があるのであれば、こういったものが欲しいという意見はさらに出てくる可能性はあるので、そのあたり、もし何らか示せるのであれば示していただけたらありがたいなとは思いますが。

ごめんなさい、最後になりますけれども、今回、イメージとしては示されていないんですけども、立体都市公園制度に関してはどういったものがつくれそうなのかということを知りたいんですけども、P15のところ、立体都市公園制度の概要とございますけれども、大体よく見るものだと宮下公園のような大きな建物の上に公園があつてみたいなイメージがあると思うんですが、一方で、ここに注意書きとして書かれているのは、既存の都市公園に立体都市公園制度を適用する場合、原則として既存都市公園の地下を利用しようとする場

合になるものと考えられると書いてあるんですけど、これは運用指針に書いてあるのかもしれないですけども、見当たらないんですが、これはどういう考え、根拠によるものなんでしょう。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 ここに15ページに記載してございますのは、その運用指針からの抜粋となっております、A、B、Cの三つの案の中で地下を利用することが考えられるといいますのは、基本的には既存の都市公園への適用についての記載が運用指針にございまして、その場合、立体都市公園の制度を使うことで都市公園の下部空間を都市公園法の網がかからない場所、区域を設けるということができるとは思いますが、それによって既存の都市公園そのものの機能が低下しないということをよく考えて設置するということが同時に記載されておまして、その区域を変更したことによって、樹林地の環境面ですとか、利用者のアクセス条件の利用面だとか、震災時の防災面、そういったところの低下がないように考慮するといったときに、一番その地下を活用するというのが適切であるというような方向からこういった記載になってございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 確かに、公園部分へのアクセスということを見ると、このA、B、CでいうとAというのが一番いいのかもしれないですけども、さはさりながら、何かつくろうと思った場合に、多分、AとBでは建築費が全然違ってきて、地下に何かつくるのと普通に地面に建てるのだと大分お金的にはきっとBのほうが安く済むんだろうなと思ったりもするんですが、この立体都市公園制度を使うとその建蔽率が60%まで緩和されるということで、これも、最後のほうのページに、もし使った場合にどれだけの建物の床面積が取れますよみたいなことは書いてあると思うんですが、仮に1階建てだったとしてもこの建築面積が5,000平方メートル近くあって、今のマル1の考え方で2階建ての建物プラス地下とかをつくるより、たとえ1階建てだったとしても広くとれたりとか、もしかしたら、その上にテニスコートを乗っけたりできるのかもしれないみたいな、様々夢は広がるかと思います。あまりにも多様性があり過ぎてなかなか案が示せないという、イメージが示せないというところかもしれないんですけども、できればこちらの案も何か示すことができたなら非常に議論が活性化していんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 確かに委員のおっしゃるように、アイデアは様々自由につくることが

できまして、一つそういった地下ではなくて地上部分に建物を建てる、つくるというようなアイデアも、当然、考えて検討することは可能となっております。一方で、現状が公園として土地利用されることを前提に、その周辺もまちがつくられてきたということがありますので、そういった現在の公園の状況を変えることへの地域の同意等も必要になってくるという、そういうリスクはあろうかと思えます。そういったことも踏まえて、様々御意見を踏まえながら、今後の検討とさせていただきたいと思えます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 いずれにしても、様々な文教地区等々の規制もあって、仮に大きな建物を建てたとしても、図書館とか公共的な用途以外に使うことはなかなか難しいということは理解しております。いろいろな規制の中で、より使いやすいものができればということと、最初に戻りますけれども、もちろんテニスの利用者は大事にしたいんですが、普通にここは小さいお子さんたち、小学生まで含めて遊ぶ施設ですので、そういった子どもたちに不便がないように、球技も含めてしっかりできるような施設にしていいただければなと思っております。

以上です。

○名取委員長 ほかに。

品田委員。

○品田委員 小石川図書館については、かつて十数年前からバリアフリーになっていないので、とにかく早く建て替えるようにということで、当時は、最初の頃は茗荷谷駅前の今のTRCのところに移したらどうだというような、そういう提案もあったんですが、なかなか計画的に、計画倒れをしてしまって、私のほうも代表質問をして、とにかくバリアフリーになっていないので早く建て替えるようにということで、ちょっと間に合わないんだけど、大塚地域活動センターの中に図書館の窓口、コーナーをつくることによって、障害のある方とか、また、あそこまで行かれない方に対してサービスを向上させるということで現状に至っているわけですが、待たされていたというか、なかなか建て替えられない理由の一つが、公園と一体化をすることによっていい効果が得られるので、もう少し待つてほしいということで、待たされて、待たされて、やっと一回目の計画が出てきたというところなので、まずは公園との一体化によって図書館、そして公園がどういうふうによくなるのかということ、概要をまず説明していただきたい。

それから、今、依田委員のほうからもありましたが、私もキャッチボールのエリアがなくなっていることは本当に遺憾に思っています。22、23ページで子どもに聞いているんですよ

ね、アンケートをしていて。現在の公園の使われ方のアンケートで、小学生がボール遊びが3位になっていて、新しい公園に望むものは何ですかということで、小学生はボール遊びが28%、それから中学生も球技をしたいというのが32%ということで、キャッチボール場のスペースがなくなるということは、よもやアンケートをとったときには子どもたちも思いもしなかったと思うんですが、子どもに聞いていてつくらないというのは、それはあまりにもひどい。私も、急に45ページへ行ったら消えていて、10ページのところですかね、下のほうに、「南側広場エリアは、樹木の植栽が多いほか、キャッチボール場が設けられ、十分な広さの広場が確保できていない」と、その広場を優先しているかのように、キャッチボール場があるから広場が確保されないみたいな、何かもう、ここを除けば広場が十分だみたいな書き方になっていて、それはいかなものかなというふうに私は思っています。

かつてこの建設委員会でも、私は区民の声として、子どもたちがボールを使う場所をきちっと確保してほしいという話もしていますし、公園再整備計画の基本計画の中にも、子どもたちが楽しく遊ぶ、より健やかな発達を促すとともにというふうに、整備方針の一つに子どもたちが安心してスポーツや遊ぶことができるという方針の中の一つにあるにもかかわらず、テニスコートは5面死守をして、キャッチボールのスペースがないというのは本当にいかなものかというふうに思っています。

折に触れて大谷グローブが各学校に三つずつ配られて本当に素晴らしい、野球をやろうという学校の中でも機運ができていくというふうに思います。私もここを通ると、平日はなかなかですが、土日、休日などは、このキャッチボール場で親子でキャッチボールをしたりしている姿を見て、ああ、使われているんだなというふうに思っていますし、代表質問でも私は、千代田区はちゃんとフェンスを張ってボールで遊べるスペースをきちっと確保しているところが二つ、三つあるんです。あと、バスケットボールができる場所を提供したりとか。ちゃんと子どもにそういうボールを使った公園というか広場を提供しているにもかかわらず、今あるものをなくしてまで本当に広場が必要なのかということも含めて、時間かな。

○名取委員長 大丈夫ですよ。

○品田委員 このキャッチボール場は、今回は中間のまとめですので、ぜひ出来上がった図面の中に復活させてほしいのと、これから地域に説明に入っていくんですよね、3月になったら説明会に入っていくんですけど、説明会には子どもは来ませんのでね、ほとんどね、子どもが意見を言えないと思いますので、私が代弁して子どもの声としてキャッチボール場は維持していただきたい。



テニスコートについても、今、中高年の方たちが、日中、かなりこちらを使って運動されていたりということもあって、必ずしも、利用についてはいろいろ問題があるのかもしれませんが、今あるものをなくすというのはやっぱり区民の理解が得られないというふうに思いますので、まとめてぜひ御答弁ください。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 今回の一体的整備によって図書館がどうよくなるかというところですけれども、資料の36ページを御覧ください。その前の図書館における課題を踏まえまして、今回盛り込むサービスをこちらのほうに載せております。例えば充実した資料の提供ですとか、子どもが過ごしやすい空間、また、希望の多かった学習環境の整備ということですか、あるいは、今回、一体的整備によって達成できる公園と図書館内のエリアのつながりの創出、また、全ての人が安心して利用できる環境整備ということで、課題であったバリアフリーの解消、また、もともと小石川図書館が特徴として持っていた視聴覚資料を活用した音楽を楽しむといったような環境、また、これから図書館全館で行ってまいりますICタグシステムの導入による自動貸出し等のセルフ化、そういったことによって居心地のいい空間づくりとともに、機能的な図書館、そういったものを構築できるというふうに考えております。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

この答弁を聞いて休憩にします。

○村田みどり公園課長 また、公園のメリットといたしましては、一体的に整備することで面積が増えるということ、それに伴ってコミュニティスペースとなる広場ですとか防災性の向上など、そういった機能向上を図ることは可能かと考えております。

また、キャッチボール場がなくなるということの御指摘につきましては、すみません、図面上はそういった記載がないということで、なくなるとも、つくるとも、今、記載がないという状況でございます。

（「図面にないということはなくなるんですけど、何を言っているんですか」と言う人あり）

○村田みどり公園課長 現状、平面図の中では、広場ほか休憩ゾーン、遊具ゾーンといったゾーニングを示させていただいておりまして、今後、設備として公園にはどういったものをどこに置くかというところは、今後、検討ということで、地域の皆さんの意見を聞きながら伺っていきたいと思っております。

委員が御指摘のように、球技場の利用について、もっと遊びたいという声が届いている事

実も確かに認識してございまして、そういった声もしっかり踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

また、子どもの声の取り方というところになりましたは、ここもどういうふうにそういう説明を行っていくかというところを検討しているところでございますので、そういった点も踏まえて検討を進めたいと思っております。

○名取委員長 それでは、3時になりましたので、3時半まで休憩とさせていただきます。

午後 3時01分 休憩

午後 3時27分 再開

○名取委員長 時間前ではございますが、皆様おそろいになられていますので、建設委員会を再開いたします。

それでは、品田委員。

答弁、あれで終わっていますよね。

○品田委員 訂正してもらいます。先ほどの答弁でね、図面がないけど、キャッチボール場をつくるかつくらないかはこれからですみたいな御答弁がありました。それは納得できないです。というのは、35ページに、公園・テニスコートにおける機能、これから導入する機能の中にテニスコートやなんかは書いてあるけれど、広場は書いてあるけど、キャッチボール場のことは一つも書いていない。それから、45ページのところの図面の中にもキャッチボールのキの字もない。これは納得できないので、私は何でなくしたのかなと思ったら、さっき10ページでしたっけ。私の受け止め方としては、南側の広場エリアには樹木の植栽が多いため、キャッチボール場が設けられ、ここには多分、「があることから」ということだと思うんですが、十分な広さが確保できないと書いてあるので、キャッチボール場があると広さが確保できないという意味で取ったのかなと思って質問させていただき、要望しました。

8ページの竹早公園の現状のところ、きちっとキャッチボール場の利用時間のところに8時から日没までということであって、これまで何十年もここを使ってきたというふうに思いますし、現状からいうと、ここでテニスの練習をしている人がいるんですよ、中で。そうするとキャッチボールを子どもたちができない。子どもたちというのは、別に大人と違って予約しなくても、キャッチボールやろうかといってお父さんと一緒に行ってキャッチボールできる場所が確保されていることが子どもの成長にいいわけですし、その子どもが予約しなくても遊べる場所をちゃんと確保するというのが、区としてもやはり子どものためになるわけですから、また、公園再整備計画の中にも子どもたちがと書いてあるわけですから、

なくすなんていうことはちょっとあり得ないというふうに思ったので、やるか、やらないか、これから検討しますみたいな、そういう答弁は私は納得できないということをまずお話しさせていただきます。

それから、今言ったように、スポーツ推進課長、聞いてください。キャッチボール場の中でテニスの練習をしている人がいると、子どもたちがキャッチボールで遊べないんですよ。結構そういう状況があって、近隣の方からも言われて、私も何度も見えていますので、あそこはキャッチボール場だという明記をちゃんとしていただいて、テニスの練習の場所ではないんだということを表示していただけるように、現状、まずよろしくをお願いします。

それから、図書館等も含めて、自転車が周りに放置されているところもある、テニスの人たちとか、図書館のほうはちゃんとあるんですけど、100台用意するということだったので、これはこの台数で大丈夫なのかということと、それから、さっきのキャッチボール場とも関係あるんですが、45ページの最後に出来上がり図面みたいなものを書いてあるんですけど、広場が真ん中であって、東側に遊具があって、南側に休憩場所と散策という、その右側のスペースをイメージさせているんですが、この休憩というのは、高齢者とか近くの人のだと思うんですけども、ぜひここを有効利用してキャッチボール場をつくっていただくのと、あと屋上に屋上公園というのか、ここをもう少し、ちょっと面積が狭いのでどれだけあれなのかあれなんですけど、何か屋上緑化して屋上庭園を少し休憩場所にしたり、あと本を持って行って読んだりとか、憩いの場にしたりとか、そういう使い方をもっとしたら、広場のほうを広く使えるじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、10ページの竹早公園の現状のところでしょうか。キャッチボール場が設けられることで広場が確保されないという、そのキャッチボール場があたかも邪魔だというような表現にとられたというところは、ちょっと表現が拙かったというところで訂正させていただきたいと思います。あくまでキャッチボール場の配置が真ん中にあることで、そういう広場的なものが分散してしまっているという意味合いでの表現になっておりますので、それはなくす前提でのそういう表現ということではございませんので、御了承ください。

それから、そのキャッチボール場の検討につきましても、先ほども申しあげましたけれども、基本計画につきましても、そういった個々の設備について記載をしてはおりませんので、今後の検討というところは変わらないんですけども、一定、委員の御意見もいただいたところ、それ以外にも区民の皆様からも球技に対するニーズというのは多くいただいていると

いうところは事実でございますので、検討のほうは前向きにさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、休憩のスペースを屋上にということで、今、お話がございましたが、この屋上の活用につきましても、まだ具体的に何を置くとか、そういった段階の個別の施設についての記載はなく、それも今後、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 キャッチボール場をテニスで利用しないようにという表示をという御指摘をいただきましたけれども、現状はテニスの御利用者様も一定いて、時々、混在して危険な状況があるということもお話としてはありますけれども、現状としては、あそこはキャッチボールとテニスの壁打ちの両方を楽しんでいただく空間ということで、みどり公園課とスポーツ振興課ともに認識をしているところでございます。今後の一体整備に当たってキャッチボール場をどうするかということについては、今後の設計の段階も含めて十分検討させていただきますけれども、先ほどの御答弁にもつながりますけれども、テニスコートをテニス以外の場で活用するというお話をさしあげましたが、例えばそういったところでお子様ご予約なしに体を動かすことができる。例えばキャッチボールもすることができると、そういうような運用のソフトの面でうまく対応することも併せて考えていきたいと思っております。

○名取委員長 よろしいですか、品田委員。

（「自転車は」と言う人あり）

○名取委員長 自転車。

宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 今回、自転車駐輪場を100台設定をしております。これは、現在の3施設、図書館、テニスコート、公園の利用者数などから、この数を設定したものでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

ほかは。

ほかり委員。

○ほかり委員 ちょっと依田委員と品田委員と重なるところもあるんですけども、テニスコートに関して、現状も5面で計画も5面ということなんですけれども、文教委員会のほうでも多目的に活用する検討はしていますというお話だったんですけど、ぜひそれを進めていた

だきたい。サッカーも野球も、今、共用でやっていて、小石川グラウンドもそうですし、稼働率が高いのは分かっているんですけど、やっぱり、ほかのことにも使えるように、テニスももちろんできるようになんですけど、ぜひそれはやっていただきたいのと、キャッチボールスペースは必ずつくっていただきたい。一般質問でも話したんですけども、できれば二つ。一つにすると、多分、中学生と小学生の取り合いが起きるので、理想は二つ。

あと、もう一つなんですけど、この遊具スペースとキャッチボールスペースがあると広場が確保できないという話があったんですけど、これは例えばなんですけど、図書館の建物の屋上公園のところに遊具を持っていくとかできないですかね。それは、今、何となく思ったんですけど、区民大会とかをやるのだとテニスコートは5面ないとできないのというお話も伺ったので、5面確保するというのはいいと思うんですけども、テニス以外のことにも活用できるというのがまず一点。それと、キャッチボールスペースは必ずつくっていただくというのをお願いしたいと思います。

あと、すみません、一番最後のページなんですけど、45ページ、今後のスケジュールが載っているんですけども、順序は載っているんですけど、タイムスケジュールが何も入っていないんですけど、ざっくりでも何年後ぐらいまでに工事が終わるのかとか、そういう具体的な数字があれば教えてください。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 私からは、一点目のテニスコートを多目的にということなんです。

繰り返しの御答弁になりますけれども、その重要性は認識をしているところですので、種目とか使われ方については、これからもちろん深く区民の皆さんとともに考えながら決めていきますけれども、その方向性は大事にしながら考えていきたいと思います。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 キャッチボール場につきましては、先ほどの品田委員の答弁とも重なりますけれども、現状、設置可能かどうかという検討については進めているところ、今後、その配置等、どういった遊具を置くかということも含めて検討していくことかと考えてございます。一定、検討のほうは前向きに進めていきたいというふうには思っておりますけれども、まだ今後の検討次第ということで御了承いただきたいというふうには存じます。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 最後の整備スケジュールのところですけども、今回、中間のまとめということで、これをお示しした上で、これからいただく意見、要望等に合わせて、こち

らに記載の立体都市公園制度を適用するかしないか、そういったところでもスケジュールが大きく変わってくるというところで、今回はお示しをしない形でまずは出させていただきます。今後、意見、要望を取りまとめて、案を出す段階ではお示しできるかというふうには考えております。

○名取委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。分かりました。

あと、この一番最後、今、宇民課長がおっしゃったんですけれども、立体都市公園制度を活用するかどうかというお話も出ていますけれども、先ほどの依田委員の話でありましたけど、立体都市公園制度を使った場合の何か可視化できるようなものも今後出てくると、多分、すごくチャンスだと思うんです。これを逃すと、多分、立体公園都市制度を使って何かをしようというのは文京区ではなかなかやるタイミングが出てこないと思うので、ぜひその検討も前向きにお願いしたいと思います。

以上です。

○名取委員長 それでは、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。これまで様々な区民の皆様の御意見を聞いていただいて、集約していただきまして、ありがとうございます。図書館のバリアフリー、また老朽化した施設の改修、公園の改修に向けて一体的に整備するというところで、区民の皆様の期待も大きいというふうに思います。

私からは、まず、災害対策の機能について、ちょっと確認しておきたいと思います。区民の皆様の御意見、御要望の中にはあまり見受けられなかったんですけれども、こういった公共施設、特に公園においては、有事の際にはそういった機能が発揮できるということが重要であると思いますし、都市マスタープランの議論の中でも、そうした方向性が示されているというところだと思います。整備コンセプトの中でも災害に強いまちづくりに貢献する、また、防災性を高めるといった記載がございますので、そういった点も踏まえて整備していただくとお思いますけれども、どのような見解か確認しておきたいと思います。例えば、地域の公園の再整備などにおいては、防災倉庫とか、マンホールトイレとか、そうした機能を御希望するお声も多くございますが、そうした具体的な検討も進めていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 今、委員からも御指摘がありましたとおり、今回の基本計画の整備コ

ンセプトの中にも、防災性の向上という点は捉えているところでございます。個々の設備につきましても、まだ何をどこに設置するということは決めているものではございませんけれども、ほかのこれまで行ってきた再整備などの中では、例えばマンホールトイレですとか、あと防災用の井戸ですとか、そういった必要な設備につきましても、地域と意見交換を交わしながら設置をしてきたところでございます。この公園に関しましても、必要とする、その地域に求められる設備を設けていくことで考えていきたいというふうには考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、先ほど来、御質問が出ていましたので大体分かったんですけども、44から48ページの辺りですか、立体都市公園制度を適用する場合についてということで、大きな課題なんだなというふうに思います。今、様々な御要望、ニーズがある中で、限られた面積の中でいろいろな規定がある中で、皆様のお声をどこまで反映していけるかということが大きな課題だと思うんですけども、なるべく皆様のお声を実現する方向に集約していただきたいと思うんですけども、この立体都市公園制度を活用した場合は、そうしたより多くの皆様のお声を反映していけるものなのか確認したいのと、また、48ページのところでは、様々、経済性、工期、地上部に必要な広場面積などを考慮した検討が必要ということで、また、建物の高さは近隣への日影の影響を考慮する必要があるということで、ハードルも高いのかなと思いますけれども、この辺の課題についてもお伺いしたいと思います。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、立体都市公園制度を活用することで様々な御要望が実現できるかということにつきましては、御要望の内容によってかとは存じます。まず、都市公園法は都市公園とはこうあるべきだと示されている法律でございますので、その中で、公園の中に設置できるものというのは定められておまして、図書館ですとか運動施設といった、そういった決まったものを設置する、さらに建蔽率は2%、緩和してもプラス10%という強い制限がかかっているところでございます。この立体都市公園制度を活用することで、都市公園法のかからない区域を設定するということになりますと、都市公園法にはかからずとも、既存の用途地域ですとか、そういった都市計画の中で認められるものの設置施設については可能となる可能性はあるかと存じます。そういった点で、こういった住居系の地域では、なかなかそういう制限は多少強くなる場所はあるかと思っておりますので、そういった需要の様々な意見を聞きながら、設置可能性を確認するという作業は、今後、行っていきたいというふう

に思っております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。すみません、先ほど、依田委員の御質問への答弁でしたかね、立体都市公園制度についての質問の中で、既存の公園の機能を下げてはいけないと、そういった規定があるということで、そういえば答弁いただいていたんですけれども、確かに、今、樹木とか緑地化ということもこの公園に求められている機能だと思いますので、そうしたものを立体都市公園制度を活用したときにそのまま維持できるのか、今の公園機能を維持できるのか、こうしたことも課題だというふうにさっきお伺いしましたので、すみません、今、答弁いただいた中でも、全てのニーズにお応えすることはなかなか難しいと思うんですけれども、様々な可能性も検討していただければと思いますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○名取委員長 それでは、豪一委員。

○豪一委員 村田課長の今の立体都市公園制度の説明だと、普通の人じゃ多分理解できないと思うんですね。もう少しかみ砕いて具体的に、立体都市公園制度を使うと建蔽率がどうなって、都市公園のどういうものができないものができるとか、そういうものを具体的にもう一回説明してほしいのと、あともう一つ、また話は変わるんだけど、野苺家課長がいらっしゃるんで、以前も何年か前に湯島のスポーツジムでの人の管理がうまくできていないという問題で、やっぱりデジタル化して個人情報をしっかり管理できるようにしたほうがいいと。文京区民なのか、文京区在住・在学なのか、どこの人がどうやって使っているというのをデジタルで管理したほうがいいというお願いをしたんですよ、何年か前に。それが今どうなっているのかということ。

こちらのテニスコートを使っている仕方も、その管理がどうなっているのか。なぜかというところ、いろいろな話を聞く中で、本当に、今、ほかり委員も言っていましたけど、テニスコート5面の中でも2面ぐらいは多目的化したほうがいいんじゃないかというのも、今回の施設のコンセプトでもある魅力ある公園づくり、文化的で豊かな生活を支えるスポーツ活動や学びの拠点というところから見ても、スポーツ活動や学びの拠点という意味で、テニスだけでスポーツ活動や学びの拠点と言えるのかということを見ると、確かに多目的というのは必要んじゃないかと思うんですよ。その上で、だからといって簡単に歴史ある昭和29年からのテニスコートを、じゃ、はい、数を少なくするというわけにはいかないと思うんです。



だから、それこそ何年か前に議会でも指摘しているデジタル化がちゃんとできていれば、テニスで使っている人、予約するのは文京区民でも、実際使っているのはどこの区の方、ほかの区の方は使うなど言っているわけじゃないんですよ。先ほどの駐輪場の件もありますけど、他区では区民の方は優遇して3,000円とか、他区の方は5,000円とか区別しているわけだから、文京区も本来は文京区民がテニスコートを使う場合は既定の値段、区外の方は別料金ということも考えられるわけですよ。そういう整理整頓ができていれば、今回も文京区民のテニスのニーズがどれぐらいあるかというのがはっきり分かると思うんですよ。

ですから、まずはその二つ、村田課長にはもうちょっと立体都市公園制度の今回のいい面、メリット、やろうとしている部分をしっかりと具体的に説明していただくことと、野苺家課長には、デジタルに関して個人情報は今どうなっているかというのを教えてください。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、もう少し具体的にかみ砕いてという御指摘でございますが、まず、都市公園法で設置できる施設の基準としましては、15ページの2-9にあります都市公園法の整理、ちょっと抜粋になりますけれども、第4条というところで、公園施設の設置基準、敷地内に設ける建築物の建蔽率は2%以下とすると。そこに設けられる施設についても、休養施設ですとか運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設といったもの、ほかにも遊具ですとか様々あるんですけれども、そういったものについては10%の緩和ができますというような制限になっています。これは一般の住宅地に比べると厳しい建蔽率の制限になっているかと思えます。

もしこの都市公園法を適用しない、立体都市公園制度を活用して都市公園法の下部に都市公園法の適用しない区域を設けた場合にどうなるかといいますと、この土地が第一種中高層住居専用地域というところに該当しておりますので、それは17ページにございます建築可能な用途というところで、すみません、建蔽率はここに載っていませんけれども、建蔽率60%までというところで、設置できる用途としましては、そういったマル1から次のページにありますマル12までのものが設置できると。公園の中に設けられるもの以外にも様々な用途の建物が設置はできるということになります。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 テニスコートにおけるデジタルを活用した利用対象者の方の確認というところですが、現場でデジタルを活用してお一人お一人を確認するという作業は、今はできていない状況です。実際には人的にお声がけをさせていただいて確認をしてい

るという状況がございます。

二点目の、文京区民の方にどれだけテニスコートのニーズがあるかというところですが、文京区のテニスコートにつきましては、利用対象が文京区民という位置付けになっております。ここでいう区民というのは、在住・在勤・在学ということでございますので、居住、住所が文京区にない方も、在勤・在学であれば利用できるという状況でございます。

ただ、先ほど文教委員会でも少し御答弁申し上げたんですけれども、区外の方の利用があって、その方たちの利用が純粋な区民の方たちの利用を妨げているのではないかという御指摘もあります。ここについては、昨年8月から確認を強化するとともに、今月からその不正の利用をさらに取り締まるということを強化して、区民の方が安心してお使いいただけるような状況をつくるということで、今、努力はしているところでございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 文京区ファースト、文京区民ファーストね、在学・在住も入れて、在勤も入れて、それは当然なんだけれども、何も追い出せと言っているわけではない、ほかの人は分からないけど、私はそういうわけじゃない。やっぱり差別化すれば、もちろん懐広く文京区に迎え入れるというのも大事だと思うんだけど、それが管理できているかできていないかというところがポイントだと思うんですよ。それによって有効なリサーチができて、どのようにテニスコートを残していくか。数は5面残しても、そのうち何面は多目的活用というのが分かると思うんですよ。

ちなみに、私事ですが、ほかり委員はバスケットと言いましたけど、2面分を横に使えるラグビーもできますから、フットサルなんかもできるので、そういった幅広い活用ができるということは、それこそ多目的に多様なスポーツが集えるということで、期待したいなと思います。

今回の立体都市公園制度を使うかどうかは、都内のほかの事例を見ても、それが竹早公園に適しているのかどうかは、ちょっとはてなマークがつきますけれど、ただ、住環境もいいところだし、周りに学校もありますし、日影だとか高さに配慮してボリュームをしっかりと確保するために地下に持っていくというのは、そこは私はすごくいいと思うんですよ。ただ、区民や住民の意見をしっかりと反映する図書館のボリュームだとか、この辺のコンセプトにも書いてある調和のとれた空間で多様な人々の交流のにぎわいと書いてあるわけだから、やっぱりにぎわいをもたらす仕掛けというのは、例えば、これは立体都市公園じゃないけど、都市公園整備ということでは成功事例と言われているサンシャイン60の南側の南池袋公園、

あそこなんかはすごく、今、評価されていて、あそこに入っているカフェはナショナルブランドじゃなくて、地場のラシーヌというはやっているカフェを誘致したらいいですよ。別にナショナルブランドでもいいと思うんですよ。これからできる竹早公園の図書館にカフェが隣接されていて、公園側を向いていて、天気の良い日なんかはみんな外で、暖かい日なんかは食べている風景を思い出すと、物すごくにぎわいも想像できるし、人が集まるんだろうなど。図書館で静かに勉強する人もいれば、公園とその施設を使った中間の空間の部分でたくさんの人でにぎわうだろうなどということで、スポーツ施設もにぎわい、施設の中もにぎわい、中と公園を中心としたその中間もにぎわいというのが想像できるので、民間委託でも誘致するのも構わないと思うんだけど、そういうにぎわいを持たせる一つのきっかけとして、飲食店なんかを入れるのはとてもいいと思うんだけど、その辺についてのお考えは、このアンケートの中でも飲食店みたいなものが入っているといいというのがありますから、その辺はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 今回の中間のまとめにつきましては、制度のところの整理の中で、原則として飲食店の設置ができないということもあり、今回の中間のまとめには飲食店の設置は盛り込んでいないんですけれども、それが原則としてできないということで、必ずしも設置できないわけではないというふうなことを所管課のほうから見解を伺っていますので、今後の検討の中では飲食店、カフェ等の設置ということも検討の俎上に上げていきたいというふうに考えております。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 宇民課長、原則としてできないというのは、これは法的な縛りじゃないですよ。これはどこが言った、まあ、いいや、そこまで僕も性格悪くないので、そういう言い方はしませんけれど、できれば遵法性、もうちょっと言わせてください、例えば建築基準法の中で遵法性があるんだったら、ぜひ飲食店を入れていただきたいと思うんですけれども、原則駄目なら、僕も立体都市公園制度のことはそんなに詳しくないので、その辺のエビデンスをお聞かせいただきたいと思います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 建築基準法についてのお尋ねでございますが、こちらのほう、東京都文教地区建築条例というところで、建築基準法第40条により建築物に関する制限の付加というところで第48条の許可プラスというところになっております。こちらの当該敷地のほうは第

一種文教地区というところに指定されておりまして、地区内では建築基準法の用途制限に加えて、文教環境の保護等を目的として特別に用途制限を強化しているというところがございます。その中で、飲食店に該当する店舗につきましては、建築が禁止されているというところがございます。ただし、というところがございますが、先ほど所管のほうからもありましたように、文教上の目的を害するおそれがないと認められる場合になるというところで、許可できるという立てつけになっているというところがございますので、そちらのほう、計画でどのような配慮がされているのか、申請者に具体的に図面や資料等で説明していただいた上でというところの判断になろうかというところがございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 私も最近、宅建業をしていないから、人任せになっちゃって、あんまり覚えていないけど、文教地区は別にスナックとか風俗系は駄目だけど、飲食店は別にやっついでいいんじゃないのかなと思うんですけど、それは駄目なんですか。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 第一種文教地区のところ、こちらの第一種中高層住居専用地域になりますから、こちらのほうはお酒の提供を伴わない飲食店も駄目というところなんです。次の第二種中高層住居専用地域になりますと、おそばとか、飲酒を伴わない、酒提供を伴わない飲食店は認められるというふうな立てつけとなっております、こちらのほうはそちらの酒提供も行わない飲食も禁止されているという立てつけというところがございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 ごめんなさい、都市計画の方がたくさんいるから、第一種低層住居専用地域はもちろん飲食店もできない。だけど、中高層はできるんじゃないの。それ、僕がちょっと忘れちゃっているのか、すみません、もう一回確認で。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 豪一委員がおっしゃるように、こちら第一種中高層住居専用地域では、飲食店のほうは一程度の規模まではできるというところがございますが、文教地区というのは、それに制限を加えるというところになりまして、こちらのほうで酒提供を伴わない飲食店もできないというところになって、用途地域ではできるんですけども、文教地区としてはできないというところなんです。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 かぶせるのはよくないんだけど、第一種文教地区も飲食店ができるから、私の見

解は、第一種中高層住居専用地域も第一種文教地域も両方とも、そういう喫茶店ぐらいの軽飲食だったらできる、そういうふうに考えていたんですけど、それはちょっと違いましたか。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 先ほどの答弁のとおり、資料19ページの表2-12のところ、第一種文教地区における用途制限というところで、こちら17ページと19ページ合わせて厳しいほうの規制になるというところがございます。表2-12の8番のところに書いてございます、マル1～マル7の建築物に類するものというところで、二のところですね、飲食店で、第一種中高層住居専用地域、内に設けるものというところになっていますので、こちらで飲食店は設置できないという立てつけになっているというところがございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 いいです。これは時間がかかる、僕ももう一回、宅建の勉強をし直します。というのは冗談ですけど、それはまず置いておいて、文京区の区有地の中でやるということで、遵法性がなかったら、どういう根拠で飲食店をやるのが可能になるのか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 こちらの許可のほうですが、二つ要件がございまして、文教上、必要と認める、もしくは文教上の目的を害するおそれがない、どちらかというところがございます。こちらの飲食店という用途では文教上の必要性を認めるのは難しいというふうに一般的に思われるため、文教上の目的を害さないためにどのような配慮がされているかというところになるかと思えます。そちらのほうを設計図面や資料等で説明していただき、許可できるかを判断するという立てつけになっております。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。そうですね、イメージ的には施設の中に自動販売機が各階に少しあるのかな、一つずつぐらい並ぶのかなというちょっと寂しいイメージになるのかな。もちろん、いろいろなたくさんの人が集うところなので、必要に応じてはお水が買いたい方とか、いろいろなニーズがあるから、自販機は必ず必要だと思うんだけど、にぎわいだとか雰囲気醸成という意味では、ぜひ、いろいろと万障あるとは思いますが、できるだけ人が集って、近隣に喜ばれるような飲食店なんかもできれば入れられるような施設を考えていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○名取委員長 ほかはよろしいですか。

そうしましたら、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、私のほうからの質問で、竹早公園・小石川図書館の一体的整備基本計画についての報告事項なんですけれども、本当は昨日、文教委員会を傍聴して質問が重ならないように調整したり、質疑を受けて議論を深めたいなというふうに思っていたんですけれども、文教委員会は本日午前中の質疑となっております、私も情報共有できていないので、これからの質問が文教委員会と重なってしまう可能性が高いことがちょっと申し訳ないなというふうに思っているわけです。また、文教委員会と建設委員会のそれぞれを傍聴してくださる区民の方もいらっしゃると思うので、一体的整備の計画段階で、それぞれの施設の話だけでは済まない間は、合同の委員会をすることを要望したいと思います。これは正副で本当は申し上げるべきことだったのかもしれないんですけれども、体調不良で正副委員に出られなかったので、ここで申し上げて、ぜひ検討してくださいというお願いをしたいと思います。

一つ目の質問なんですけれども、まず、この基本計画中間まとめの中に図面も出てきて、具体的な方向性が示されたんですけれども、これは冒頭で御説明があったように、あくまで素案ではなく、これから区民の方たちの様々な意見を聴取するためのたたき台と捉えていいのかどうか確認したいと思います。

というのも、区はこれまでもアンケートやワークショップなどを通じて意見を伺ってきたと報告されておりますけれども、それぞれの利用者へ聞いたという数も少なく、まだばらつきがあり、一体的整備が行われることをつい最近知ったという方も多くいらっしゃいます。また、事業者選定の資料を情報公開して拝見したんですが、テニスコートの面数を減らす提案とか、あと樹木を増やす提案をしていた事業者について、テニスコートを減らし、前提条件がずれている事業者もあった。また、図書館がメインであるとのイメージが先行するなどの選考委員の意見などもあり、図書館、公園、テニスコート利用者全てが納得できる提案になっていないという評価につながって、区の意向を汲み取れているかという点で減点対象になったのではないかと思われる箇所があったからです。

また、アンケート調査等を根拠に中間まとめができていると思うんですけれども、テニスコートの面数、また図書館の面積、建物の高さ、また公園の配置なども含めて、前提となる部分から、今後、区民参加の話合いで決めていけるのかどうか、もう決まっていることだからということにならないかどうか、確認させてください。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 冒頭にみどり公園課長が申し上げましたとおり、あくまでもこれは確定した内容ではなく、これからの様々な意見をお伺いしていきたいというふうに考えているものでございます。また、これまでを行ってきましたアンケートですとかワークショップ、こういったところからは、一定の共通する要素等は読み取れたかと思っております。そういったものがありまして、今回、こういった中間のまとめが作成できたというふうに捉えているものでございます。

今後につきましては、今、お話をいただきました図書館のボリュームなど、そういった要望の大きさ、そういったものが、今、考えている複合施設等の大きさに当てはまるのかどうか、そういったことも踏まえて検討を進めていきたいというふうには考えております。

また、広く皆様に周知をするために、一定期間、まずこの中間のまとめを周知する時間を取った上で、その上で意見を集約するようにしたいというふうな形で丁寧に進めていきたいと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。ぜひこれから前提となる部分からも区民の皆さんの意見を聴取して、理解と納得を含めてもらった上で、計画というか設計に入っていけることを要望したいと思います。

そして、図書館のことを本当は聞いちゃいけないのかもしれないんですけども、私がかつて文教委員会に所属していた際に、機能向上検討委員会の報告を受けながらの質疑で、当時、地元の皆さんからもたくさん声をいただいていたので、図書館の面積拡充を要望しました。令和2年6月の委員会において、都市計画法上、図書館の面積を公園の面積に組み込めば、公園の面積の12%まで図書館として使えるようになるため、現在、668.27平方メートルの図書館が983平方メートルまで拡充できるということを、その当時の委員会で確認しております。しかし、例えばテニスコートは公園の50%までとありますけれども、1面減らして、その分、図書館の面積を広げることにはできないのかどうか。そもそも12%に縛られないで図書館スペースを増やす方法はほかにないのか。先ほど伺っていた中で、立体都市公園制度を利用しなければいいのかというようなこともふと思ったんですけども、先ほどの依田委員の質疑もまだ十分理解ができていなくて申し訳ないんですが、例えばテニスコートを1面減らして、テニスコートに付随する更衣室などの施設として、そこが図書館と融合することで結果的に図書館の面積が拡充できるなどの抜け道というか、工夫があり得るのかどうか伺います。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、テニスコート5面、都市公園法で定めがあります運動施設が、公園面積の50%までという基準と、建蔽率12%というところにはそれぞれ別の基準となっておりまして、テニスコート自体は建物とは関係なく、運動施設そのものは建物以外にもテニスコートだとか、グラウンド部分を含めた全ての面積で50%という基準になっていまして、そこにクラブハウスだとか、現状ではそういった建物の面積も50%の中に入っているという形になります。一方で、建築基準法の12%の中、あるいは現状ですと運動施設の2%の基準の中でも建物はそれに収まるようにつくる、両方の基準を満たすような形でつくらなければならないという形で認識してございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 そうしましたら、その12%に縛られず図書館を増やすということは不可能だというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 そうですね。テニスコートを減らすことで図書館の建物の床面積が増えるという認識はありません。一方で、可能性としては、現状、都市公園法の緩和した12%の基準の中ではなくて、立体都市公園制度を活用した上で、図書館として地下の部分などを活用して床面積を広げるという可能性はあろうかと思えます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。私もその辺、もう少し勉強したいと思います。

続きまして、テニスコートについては、先ほど来、皆さんからの質疑で大体同じなので、もう割愛したいと思っはいるんですけども、私のほうからも5面は多過ぎるという意見とか、2時間1,500円は安過ぎるのではないとか、あと定期利用のように週に何回も利用できる人たちがいる一方、家族や友達とちょっと使ってみたいなと思ったときに予約できる可能性はゼロだとか、様々な御意見をいただいております。それで、例えば文京区には目白台運動公園にもテニスコートがありますので、目白台運動公園のテニスコートに、近隣と交渉の上、照明をつけて夜間利用できるようにして、竹早公園のテニスコートを1面減らすなどの工夫ができないかどうか。利用はちゃんとできるんだけど、こっちはちょっと我慢してねというようなことが工夫できないかなということができるかどうか。また、テニスコートは、皆さんもおっしゃっていて、多分、検討してくださると信じておりますが、フットサルのコートと兼用できないかどうかとか、キャッチボール場はなくさないでほしいという



御希望の声は私からもお伝えしておきたいと思います。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 テニスコートへの御意見ありがとうございます。先ほど、文教委員会でも御答弁申し上げたんですけれども、区全体でテニスコートの在り方につきましては、目白台運動公園と竹早テニスコートの両方でどうあるべきかということを考えるということには必要だと思っております。また、先ほどからもありますけれども、多目的利用については、こちら前向きに検討したいという御答弁、変わりございませんので、引き続きこちら検討していきたいと思っております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。

次の質問なんですけれども、基礎調査の事例調査で紹介されていた、週末に荒川区の尾久図書館を見てまいりました。公園内の図書館で、テニスコートも3面併設されているんですけれども、敷地面積がとにかく広がったので、図書館からも遠い配置で、音も全く気になりません。以前、竹早テニスコートの早朝の騒音について近隣のマンション住民の方から相談を受けたことがあったんですけれども、近隣への騒音対策、また、図書館への騒音の影響はどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

続けていっちゃいますと、尾久図書館のほうは2階建てで、テラスにも閲覧席があって、恐らく南側の全面が窓になっていたからか、明かりがさんさんと差し込んでおり、一日中、図書館のどこにいても明るく、気持ちのいい空間でした。ただし、現在の計画の図書館の位置を見ると地下2階であり、日当たりも悪いのではないかと懸念されますが、こちらのほうはいかがでしょうか。

それと、三つ目が、尾久図書館は蔵書12万冊、低い棚に本が見やすく配架されており、閲覧席や勉強スペースも多数ありましたが、ホールはないんですよ。それでも延べ床面積は2,106平方メートルです。小石川図書館は蔵書数は18万冊で、共同書庫やホールの設置も予定されていて、さらにテニスの更衣室も併設される複合施設で、合わせて3,400平方メートルということなので、図書館の面積が足りないのではないかと心配しております。いかがでしょうか。ぜひ図書館の面積は拡充してもらいたいなと思っております。

○名取委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 私からは、まず、テニスコートの音の問題等についての答弁でございますけれども、特に一日の中で早い時間帯の利用の際に音の問題というのは認識をして

おります。運用で音を出さないようにということはこれまでも御利用者様に御説明を申し上げておりますけれども、一体整備の暁には、例えば防音壁ですとか、防音の幕が一般的にテニス施設に活用できるものがございます。そういったものを取り入れながら、それも含めて音の対策というのはしていきたいと思っているところでございます。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 今、スポーツ振興課長のほうから御答弁いたしましたけれども、建物の側としての騒音、あるいは日当たり等のお話につきましては、今後、設計の段階で様々な工夫をして進めていきたいというふうに考えております。

また、閲覧席等の数ですけれども、今、想定しているのが、現行140席程度のものが、学習室も含めて200席に増やすということで、今の中間のまとめには盛り込んでございます。先ほども申し上げましたけれども、そういったボリューム感につきましては、今後の御意見もいただきながら、再度、検討してまいりたいというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。先ほどの依田委員の質疑の中で、一層増やすということももしかしたら可能かもしれないという認識でいいのかなと思ったら、本会議でも私のほうは求めたんですけれども、建て替えを機会に小石川図書館は真砂図書館に並ぶ本館機能をぜひ持たせていただきたいと要望したいと思います。

最後に、管理の方法について本会議で質問いたしました。区の御答弁は、民間事業者のノウハウを生かした指定管理者による敷地全体の一体的な管理運営体制が望ましいと考えているとのことでした。また、小石川図書館も区直営とする考えはございませんということだったんですけれども、一体的管理を行う指定管理者は、図書館が主体なのか、公園が主体なのか、また、現在の図書館の指定管理者の継続も視野に入れているのか、それとも、例えば共同体による指定管理者を想定しているのか。もしくは、文京区みどりの基本計画の重点施策として、Park-PFI制度の活用を検討が掲げられておまして、聞き取りでこれまで実績はゼロということだったんですけれども、今回の一体的整備と、その後の管理運営にPark-PFIやPFIは検討されているのかどうか、伺います。

○名取委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 図書館の本館機能のことにつきましては、今回の中間のまとめの前段で検討いたしました文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会も含めまして、この本館につきましては、昭和63年度から真砂を中央館としてということで、ほかの7館2室が

地区館ということで、半径1キロ以内でほぼ文京区内を網羅すると、そういったことで構築をしてまいりました。また、文京区全体を見渡したときに、1人当たりの蔵書数ですとか、あるいは貸出しの冊数、そういったものは23区の中でも、もう一二を争うぐらいの状況となっております。そういった状況から、今、真砂中央図書館でやっている図書館機能が十分に果たされているというふうに考えておりますので、小石川図書館に本館機能を移すというところは今の時点では考えてはおりません。

また、小石川図書館の管理の話ですけれども、こちらのほうの中間のまとめの49ページのほうで書かせていただいていますけれども、現在の3施設の管理運営方法につきましては、竹早公園が直営、テニスコートと図書館が指定管理という形で行っております。ここを一体的に管理をしていくというふうなことを考えたときに、まだ十分な検討がなされたわけではないですけれども、そのうちの2か所が指定管理者で行われているということもありまして、想定の中では3社のJVによる指定管理者ということも、一つ検討の俎上には乗せているところでございます。なるべく一体的な管理をすることによって、現行のサービス水準の維持向上を図っていくと、また、一体的施設の効果を最大限に発揮するということがございますので、今後、再開までの間には、こういった部分についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 この公園にPark-PFIの制度を活用しないかどうかというところにつきましてですけれども、このPark-PFIの制度、平成29年に創設されまして、みどり公園課としても区内の区立公園で活用できないかというところは検討してきたところでございます。委員がおっしゃるとおり、まだ実績としては、なかなか適切な場所がなかったということもありまして、ゼロという状況でございます。竹早公園につきましては、例えばPark-PFI、収益の上がる施設を民間事業者に整備してもらって、その上がった収益で公園の整備だとか維持管理を行っていくという制度でございますけれども、一定規模があって、集客が見込める公園での活用が想定されるどころと、あと、先ほども議論がありましたとおり、なかなか商業系の施設をつくりにくい場所というところと、なかなか場所としては適切ではないのかなという認識でございます。

また、一方で、都立公園の例にはなりますが、先日、日比谷公園の野外音楽堂のPark-PFIの応募も、事業者の応募がなかったという状況が都のほうであったという状況もありまして、なかなか事業者として事業として継続できる、できないというところの判断は厳しい状況が

あるのかなというふうには認識してございます。

今後の活用につきまして、先ほど図書館長からもございましたが、民間の力を活用するという点では指定管理という制度もございますので、そういった方向での維持管理のほうは検討していけるかと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。Park-PFIについて、パークじゃないんですけれども、かつて文教委員会で視察に行かれていた長崎市立図書館は、TRCへの15年間のPFI事業ということで、すごく長いんだなというふうに思っていたんですけれども、先ほど御答弁いただいたとおり、Park-PFIに関しては、民間事業者が施設を設置して、投資を回収するのに10年でも短くて、民間が参入しづらく、簡易な施設しか設置できないなどの課題もあるため、今、国が20年、30年の延長を許可するというふうにありました。図書館も公園管理も投資を回収するような営利にはそぐわないので、今回、PFIは使わないということが確認できたわけなんですけれども、指定管理、私どもの会派としては、直営も視野に入れて施設及び管理を充実させていただきたいなと思います。

また、先ほど本館機能を真砂から移すことはしないよという御答弁だったんですけれども、移さなくてもいいので、本館同様の機能、サービスを充実させていただきたいなというふうに要望いたします。

○名取委員長 以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

---

○名取委員長 それでは、ただいまより一般質問に入ります。

本日、一般質問が3名の方から4問でございます。

初めに、西村委員。

○西村委員 1件だけ、すぐ終わります。大塚公園ですけれども、この3年、4年の間に十数本、20本近い木々が、はっきり倒れましたのは3本、あとは、もう樹木医によって刈り取られたものがどンドンどンドン、まるでこの大塚公園がはげ山化するぐらいの勢いで、とんでもなく大昔からの思い出の木もなくなってしまいました。今から10年ぐらい前はホームレスのおばちゃんが水をやり過ぎちゃって、物すごくきれいだったシダレザクラの木が根腐れしちゃって枯れちゃったときがありまして、そのときに本当によっぽど大塚警察に訴えてやろうかと思って、犯罪方面からホームレスのおばさんを排除させる取組が近隣の方々であったんですけれども、何となくそのままになっております。

一生懸命、今、私はそもそも人間の病気だけじゃなくて公園の木々、食物に関しても、予防医学を最重要視するものですから、人間目線を見た公園だとか木の植え方、生え方、育て方、やっぱり何年か前に活動家として有名なイギリス人でC.W.ニコルさん、森は生きているという、いろいろな論文を読ませていただいたことがありましたけど、やっぱり森と化していないんですよね。人間目線というか、人間の景観というか。

そんな中で、例えば豊島ヶ岡御陵のとんでもない原生林の落ち葉と枯れ葉と、もうそのままの状態、私も小さいときからあそこに侵入して帰ったことがありますけど、ずっと帰ると成澤区長のおじさんの家の裏に出たり、あとは宮本委員のうちの裏に、今度、一緒に帰ってみますか。非常に見たことのないような、もう、とんでもない森になっているんですよね。小石川植物園の一部もそうでしょうし、一回、私、見学に行きました千駄木の森、もう整備されていなくて汚いという人もいるんでしょうけれども、でも非常にあれにはいろいろ教えてくださる部分というのは、私、盛りだくさんにあそこには隠されているんじゃないかと思うんです。豊島区のほうを通っていると、豊島区はもう文京区と比べ物にならないぐらい公園は非常に活性化されて、イケ・サンパークなんか大人気なんですけれども、街路樹なんかは首が締まったようなほど、息もできない、水も吸い込まない、土なんか木々の樹木の首の横までコンクリートで固められちゃっている樹木が物すごく多いんですよね。もう本当にひどい状況だと思います。

たまたま大塚公園でどんどんどん切り落とされている、もしくは倒れてしまった近辺に限って、かっちかちのやっぱり息も吸わない、水も吸い取らない、雨が降っても地表を流れて横に流れていっちゃうぐらいのアスファルトぐらいかちかちの状況なんですよ。いろいろ専門家に言わせると、長いマイナスかプラスのドライバーを挿してぐるぐる穴を開けてあげるだけでも、それだけでも全然違うんだというんですね。それから、近隣の方々、私も含めて、常に金づちとこんなに長いマイナスドライバーを常備して、暇さえあればぐるぐる穴を空けるような作業をするときも多々ございます。あとは、千葉県に行って、竹炭を大量に買ってきて、60リットル袋で2,000円で売っているものですから、それをたまたま大塚公園にまいたりして、竹の炭ですから、竹の炭にバクテリアが物すごく住みついて、バクテリアが最高の肥料になるんです。それをまいたりして、いろいろな取組をやっている中で、まいたところだけがまた青々とした雑草が生えてきたり、土壌改良というのは本当にこれ、もう人間目線であつてまいました公園にしろ、様々の樹木にしろ、考え直すときが、今、来ているんじゃないかと思うんです。

そんな中で、今、一生懸命、私も公園課長とお話をさせていただいて、自主管理花壇をプロレスのスポンサーに頼んで、またきれいに固くなっている土を柔らかくして、そこに植木を植えました。その目の前のほうには、今度、区のほうが力を入れて、土中環境を変えましょうというので、今度は枯れ葉が飛ばないようにオレンジ色の柵を村田課長がやってくさって、そこ以外はもう見事に固い今までのようなコンクリートのような土なんです。どんどん見事に最高の肥料になる落ち葉がいっぱいあるんですけども、公園課の御配慮、御対応によって、どんどんどんどん落ち葉は掃除されて、どんどんどんどん掃除されて、袋にまとまって何袋もあって、次の日になくなったと思ったら、ちゃんとこの落ち葉の袋をそれぞれとホームレスのおばさんが自分のベッドにしているんですね。いいような、悪いような、悪循環でございましたけれども。やっぱり、ごみから何からどんどんどんどんきれいにしちゃうというのは、景観を重要視する人にはいいことなんですけど、やっぱりどんどんどんどん掃いてきれいにしちゃうというのは、元清掃事務所長の血が騒ぐからですか。そういうことではないですね。

要するに、枯れ葉というのは最高の肥料になりますから、人間目線、人間の好都合じゃなくて、自然にもっと帰ってほしいというのが私からお願いでございます。もし何かありましたら。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 大塚公園に限らず、公園の植栽、樹木の生育環境でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、樹木にとってはかなり厳しい状況はあろうかと思えます。東京そのものの気候が変動してきているような温度の問題もありますけれども、やはりその生えている環境、土壌の部分ですね、公園ですので、子どもたちも走り回ったり、木の根元で憩ったり、憩いの場としてベンチを設置して座ったりとか、そういった根元の土を踏んづけるような状況があったりしまして、委員の御指摘のとおり、地面が固まっているような状況も多々見受けられる状況でございます。

大塚公園に関しましては、自主管理花壇の皆さんの御指摘、御意見なども踏まえながら、そういった土壌の改良ですとか、オレンジのネットで人が入らないような養生をしたりとか、そういったことも試しながら、環境の改善には努めているところでございまして、なかなか広い公園でございますので、一度機に全部の公園でやるというのも難しい状況で、時間をかけてやらなければいけないということもありまして、これから順次、様々なところでやっていきたいというふうには思っておりますけれども、今後も引き続き公園の樹木の育成に努

めていきたいと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

豪一委員。

○豪一委員 一点、平成20年以降、建築紛争が文京区では結構あって、請願があって、いきさつとしては、絶対高さ制限をつくらうということで、最終的には議会で可決されたということで制定されて、今年ちょうど10年がたつと。先ほどの都市マスタープランでもP D C Aをしっかりとやっていこうと、ちょうど10年だということでは言っていましたけれども、絶対高さ制限を区議会の皆さん、あと理事者の皆さんはどうお考えか分かりませんが、ある程度のメリットはあっても、建築規制をするわけですから、財産権に多少踏み込んだ規制になるわけですから、そこで本来得べき収入とか収益を取れない区民も出てくるわけですよ。それは言わば財産権の侵害に当たると私は考えているんですけども、私は一般質問で絶対高さ制限に関して10年たつただけれど、P D C AのCのチェック、見直しはしないのか。それが成功したから継続してやろうでもいいと思うんですよ。こう言うと、実際に私は業としても携わっているんで、損益を被っている区民も見ている。それは共有しないとイケない。議会でも今度勉強会をやりたいと思っているんですけども、議会は勉強会をやるとしても、行政の特に都市計画部の皆さんは、高さ制限に関して、もう10年たつただけれど、見直しは要らないと。見直す検討はしていないという答弁を区長からいただいたけれども、その具体的な理由は何でしないのかというのを教えていただきたいと思えます。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 絶対高さ制限につきましては、委員からも御指摘があった平成19年に周辺環境に配慮したマンション建設に関する請願ということで、こちらが突出した建物については、なかなか文京区にそぐわないんじゃないかということで請願が全会一致で採択されたということを受けて、都市マスタープランで、その高さの最高限度の方針というのをそれに基づいて定めたというところがございます。それに基づいて、都市マスタープランに基づいて、高さの制限をかける都市計画のほうの決定をしたという流れになってございます。

こちらについては、当然、定めた後についても、もっと厳しい制限が必要だという御意見とか、緩和すべきだという御意見、様々あるというふうには認識しているところでございますが、先ほどお話しした、例えば議会の中で全会派一致して採択されたような流れ、緩和する、もしくは制限を強化するという一定の流れの方向にまだ行っている状況は見られない。これは文京区全体としてそういうふうな感じだというふうには認識してございます。

一方で、例えば、今、行っている後楽の再開発のような形、東京大学もそうだと思うんですけど、まちづくりの中で、ある一定の範囲の中で、ここは高さを緩和しようという動きだったりするものというのは当然見られますので、そういったものについては、一定の範囲の中で、地域の状況に合わせてまちづくりの方針を変えていく、高さも変えていくという流れがあるんだろうと思っています。現状では、そういった地域ごとの高さに関する考え方、まちづくりに関する考え方を注視していくという段階で、文京区全体で方針を変えていく段階には今のところないのかなというふうに思っているところで、何も考えていないということではなくて、そういった視点で見ているという状況でございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 その答弁も以前も聞きましたけれども、やはりそれは行政だけで考えちゃいけないと私は思うんですよ。開かれた場、区民の代表だとか、それこそ学術系の方も入れて、開かれた場でチェックしないといけない。今の話を聞いていると、行政の一部の都市計画部の都市計画課とか、その中だけで決めていることがちょっと間違いなんじゃないかなと。都市マスタープランのPDCAのチェックの部分も、PDCAも都市計画部の都市計画課の中だけでやるのかという話になってしまいますから、やはり、ここだけの一般質問だけに終わる気はないですけど、これから議員の皆さんにも、こういう問題点があるんじゃないか、こういうことがあるんじゃないかということは共有しながらやっていくべきだと思いますけれども、絶対高さ制限というのは、これから、一時、昭和の後期にどんどん建ってきたマンションも、もう築50年を迎えようとしてきて老朽化していくと、そのときに建て替えると、そのときも同条件で建て替えたりするということだけだと、同条件だと、今度販売する面積じゃなくて、今の区分所有者、マンションだったら、全員が同じ金額の建て替え金を払って自腹で建て替えるということになりますから、そうすると、その資金を集めるのも大変なときに、規制緩和というのは、今、世の中でしていますから、そういうことが必要だと。具体的には話が長くなるので、改めて議員の議連でやったりしたいと思いますので、行政も、今言った判断もごもっともだとは思いますが、後楽の開発は地域でそういうふうに決まった地区計画みたいなもので、そういう地域の意思決定を尊重して規制緩和していく、それはそれで合っていると思うんだけど、それを都市計画部だけで決めずに、やっぱり開かれた場でしっかりと高さ制限をチェックしていくということが必要だと思うので、意見として述べさせていただきます。

以上です。



○名取委員長 それでは、品田委員。

○品田委員 二つあります。先日、2月20日に都市計画課長のほうからぜひ行ってくださいということで、第79号線の都市計画変更素案についてということで、シビックの5階で説明会というか、東京都のほうで説明をしていただいて、出席をしました。豊島区役所では2月22日に行われたようですけれども、私は一定意見を言ってきたんですが、どういう意見が出たのか、もし集約できていれば教えてください。

○名取委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 千川通りの都市計画変更について、今、素案ができて説明会を文京区役所、それから豊島区役所で開催したという状況は承知してございます。文京区のほうでは17名程度の参加があったという話は聞いているんですけれども、具体的にこういった意見があった、また豊島区のほうでこういった意見があったということについては、まだ情報としていただいているということでございます。

これから、その素案の意見を踏まえて原案が作られて、その原案に対しては都市計画審議会なり、こちらの建設委員会のほうにも御報告させていただいて、意見をお伺いして、それをまた東京都に話すということはあるかと思っておりますけれども、素案についてどういった意見があったかということについても情報提供いただくように、こちらからもお願いしていきたいと思っています。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 私のほうからは、つまり、千川通りの柳町仲通り商店街から西に向けてずっと千川通りなんですが、ある程度、現状の車道の幅員が確保されたので、概成道路というんですか、いわゆるおおむね完了という、もうここで完了ですと、住宅やビルはセットバックしなくていいですよみたいな形になっていて、それはそれとして有効だということで、一定、認めざるを得ないんですけれども、現状として、柳町仲通り商店街から環状三号線の下のほうにかけての千川通りの歩道の幅員がやはり狭くて、自転車、特に商店街に夕方に行かれる方とか、保育園や幼稚園や小学校もありますし、Bーぐるも通っていたり、いろいろ交通手段があるので、それで自転車レーンもあるんですけれども、駐車スペースがあったりして、車道に行く危険もあるので、なかなか歩道の幅員の確保がされないのであれば、もう少し歩行者や自転車が安心してここを、千川通りの歩道ないしは通行ができるような形でしてもらいたいという意見は、一応、言ってまいりましたし、書いてきました。なので、今、お話があったように、まとまったらぜひ文京区の意見として、私は一応言ってきましたけれども、

上げていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、簡単に終わります。この間、公園課のほうから本郷給水場の配水池の耐震補強工事がありますよということで示されて、ここはそれこそ子どもがよく遊んでいる公園で、少し高くなっているのも車も来ないし、安心して遊べる公園なんですけど、工事予定が令和6年から12年までの7年間で、特に後半の令和9年から12年まではほとんど全面的に使えなくなるような形の御報告があつて、これは大変だなというふうに思っています。年数も長いので、子どもたちや地域の皆さんが憩いの場として使っている公園なので、何かもう少し手だてはできないのかなと思って、ちょっと要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 水道局から情報提供がございましたのは、本郷給水場の耐震補強の工事が必要だということで、その上部を公園として供用しているみどり公園課に情報提供があったものでございます。委員のおっしゃるとおり、令和6年から12年までの工事の予定、その間、工事の資材置場ですとか工事の搬入口の設置のために公園の一部を、お借りしている土地ですので、水道局に返すという形にはなりますけれども、一時的に閉鎖するというところで伺っております。この面積に関しましては、当初、全部閉鎖するかもというところでは事前の話の中であつたんですけれども、さすがに使わないところは供用させてほしいというような打合せもしながら、現状、その半分程度は使えるような状況で開放していただいているところがございますので、今後、なるべくその工事が早く終わるようにこちら協力しながら、可能な限りその水道の工事が早く終わるようにやっていきたいというふうには思っております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 子どもや地域の皆さんが本当に安心してここで遊んだり憩いの場で、また、バラ園でね、5月ぐらいになるとバラがとてもきれいなところで、本当にいい場所なので、ちょっと7年間というのは長いかなというふうに思います。少しでも使えるスペースを確保して、地域に供用ができるようにどうぞ努力をしていただくようお願いします。

以上です。

○名取委員長 以上で一般質問を終わります。

---

○名取委員長 それでは、その他に入ります。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 続いて、令和6年5月の閉会期間中における継続調査について、こちらは議長に申し入れることといたします。よろしく願いいたします。

---

○名取委員長 以上で、建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4時48分 閉会